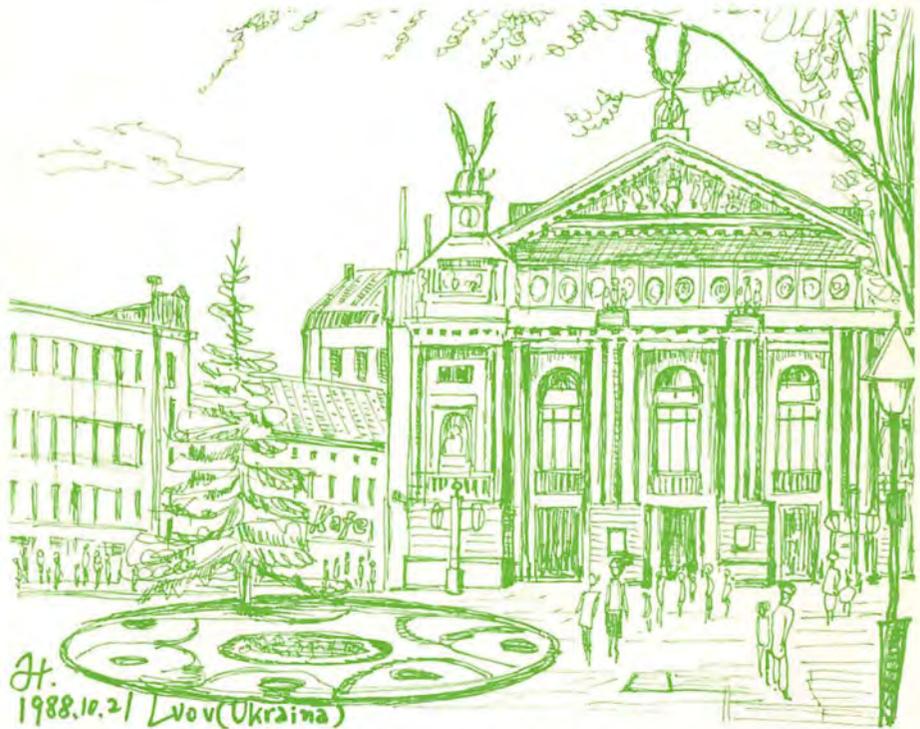


国際関係論と地域研究の総合誌

# 歴史と未来

特集 ヨーロッパを検証する



第18号 / 1991年

東京外国語大学 中鳴嶺雄ゼミナール

## 表紙・リヴォフのオペラ座

中嶋嶺雄

三年前の秋、モスクワでの第6回日ソ円卓会議のあと、私は、リヴォフへの一泊小旅行に行く機会に恵まれた。リヴォフと言っても日本人には一般に馴染みの薄い地名であろうが、そこはソ連邦ウクライナ共和国の西端、もうポーランド国境まで約60キロという位置にあり、最近ようやく外国人旅行者に「開放」されたばかりと言う人口70万の都市である。

かつて14世紀にはモンゴルの来襲を果敢に防いだこの地も、18世紀後半の第一次ポーランド分割でマリア・テレサ治下のオーストリア領となり、ハプスブルク家の文化的影響下に入った。今日ではソ連領に併合されてしまったが、モスクワやキエフと東西ヨーロッパとを結ぶ交通の要衝でもある。街中が石畳みのリヴォフの町は紅葉に映え、あちこちにギリシャ正教会、カソリック教会、アルメニア教会などの古い建物が並んでいた。スターリンによる強制移住まではポーランド人が多く住んでいた都市だと言うだけに、ここがソ連かと思われるような繡酒な香りが漂っている。

私たちはこの都市の中心に位置するオペラ劇場へ案内されたが、ネオ・ルネッサンス様式のここのオペラ座は、1900年建立とのことで、映像や壁画も目を見張るばかりであり、まさしくウィーンのオペラ座をそのまま少し小さくしただけと言ってよい見事なものであった。その夜は、出し物が「白鳥の湖」全幕のためか満席で、終演した時はもう夜の11時に近かったけれど、席を立つ聴衆は一人もいなかった。

翌日、市内を自由に散策する短い時間があったので、私は同行の人たちが買い物をしている合間に、このスケッチをしたのであった。今、ソ連邦が各民族共和国の独立化要求で解体の歴史的過程に突入しただけに、私にとっても想い出深い一枚になった。

# 歴史と未来

第18号

1991年12月

目次

《巻頭言》

時代の画世紀的転換のなかで……………中嶋嶺雄……………4

——『歴史と未来』第十八号刊行にあたって——

特別インタビュー

西洋史研究六十年……………林健太郎……………6

特集・ヨーロッパを検証する

新しい秩序の模索と「ヨーロッパ意識」……………渡辺啓貴……………14

ECへの求心力高まり、後退する中欧復活論……………伊藤努……………27

——模索続く、ポスト冷戦時代の欧州新秩序構築——

冷戦後のヨーロッパ……………Makiko Hamaguchi-Kiener……………36

——悪夢か渴望か？——

ヨーロッパとイギリス……………小松原茂樹……………43

——歴史的視点からの一考察——

ゴルバチョフと欧州……………名越健郎……………51

古典再読

E・H・カーと新しい学問の始まり……………中本義彦……………57

卒論ダイジェスト

中国における過剰労働力と都市化の問題について……………大原盛樹……………73

中国政治体制改革試論……………瀬尾知宏……………79

研究ノート — 地域研究へのアプローチ —

私にとつての地域研究 ..... 名木山 清 ..... 90  
 — 近代音楽とのアナロジーにおいて —

留学体験記

私のパリ生活体験記 ..... 延 増 崇 子 ..... 99

ゼミ活動ノート

★九一年夏合宿より・「エスニシティー」

エスニシティー問題への視点 ..... 坂 井 一 成 ..... 102  
 ソ連の民族問題 ..... 岡 崎 和 美 ..... 106  
 客家について ..... 今 掛 美 保 ..... 108  
 移民労働者と西欧先進諸国 ..... 池 田 朋 樹 ..... 110  
 — イギリス、フランス、ドイツ (旧西ドイツ) —

★第三六回中国・東アジアおよび国際関係コロキウムより

体験的中国華南経済圏論 ..... 堀 俊 雄 ..... 115  
 — 深圳経済特区の発展と現状を中心として —

現代学生気質 ..... 森 谷 哲 郎 ..... 123  
 エスカレートする「省資源病」 ..... 波 谷 哲 郎 ..... 121

「中嶋ゼミ二十五周年」を記念して

『歴史と未来』創刊のころ ..... 堀 憲 昭 ..... 126

研究室だより／ゼミの会」のページ／編集後記 ..... 133

## 時代の画世紀的轉換のなかで

中嶋嶺雄

昨年の『歴史と未来』第十七号の《巻頭言》で私は、社会主義体制の解体が「ユーラシア大陸を一巡しようとしているかと思われる一連の歴史的過程」について記し、これらの変動が「革命と戦争の世紀として進展してきた二十世紀最後の十年を境に、まさに『脱二十世紀』的な意味をもって起こった」ことを強調した。その後の過程は、私自身の予測をさらに上回って、去る八月のソ連政変とソ連邦の崩壊、そしてソ連共産党の解体へと一気に突き進んでいった。まさに「画世紀的轉換」の大きな歯車が轟鳴する有様を、私たちは目撃しているのである。このような轉換は、やがて中国、北朝鮮などアジアの社会主義諸国にも波及してゆくであろう。いや、もうそのような変動は、これら諸国の内面にかなり深く生じつつあると言っても過言ではない。ゼミナールに集う諸君とともに、緊張感と臨場感を共有しつつ、私たちの同時代史の行方を見つめてゆきたいと思う。

ところで、私が東京外国語大学に奉職し、一九六六年四月にゼミナールを開設してから、この春で満二十五年が過ぎた。それを記念して、この十一月二十九日には、卒業生諸君が中心のささやかな集りが開かれることになった。想えば、時の流れは誠に急速であったような気がする。私は当初、歴史学（世界史）担当ということであったが、大学紛争後のカリキュラム改革で国際関係論が正規の授業科目として開設されてからは国際関係論ゼミナールとなり、それが一九七五年四月からは正式に講座化された（『歴史と未来』第三号（一九七五年十月）《巻頭言》参照）。この間、東大、一橋大にも呼びかけて、一九七七年四月からは国際関係論講座が実験講座とされて今日にいたっている。そうしたなかで、学生諸君が優れた卒業論文を書いてくれたので、それらを是非活字化したいということになり、こうして『歴史と未来』と題するゼミナール誌が一九六八年七月に創刊されたのである。当時は、私も若かったのであるが、その創刊の辞は、次のような文章で始まっている。

「現代世界の歴史的成熟とその逆流とが、日に日に目まぐるしい変動をもたらしつつあるなかで、私たちはたえず休息と静止への誘惑にさらされる。だが、もしもひとたび知的怠惰に陥るならば、歴史の断層からはいあがるのに、私たちはまた、あまりにも大きな代償を支払わなければならない。現代人には、もはや、デューク・ド・ラ・ロシュフーコーの箴言を羨しむ暇（いとま）さえないのであるか。

『歴史と未来』というタイトルは、このような悲しい現実に耐えてゆくムチとして考えだされたものであるが、このタイトルはどう考え

ても荷が重い。むしろ遠からぬ将来での挫折を予見させるようなものである。だが、諸君、そのときは共に倒れようではないか。挫折と傷心とは、知的生産者にとって自己の存在証明なのであり、これに反し、官僚者もしくは官許知識人というものは、決して傷つかないものなのだ。」

ところが、『歴史と未来』創刊直後の六八年秋から翌六九年前半にかけて大学紛争が起こり、東京外国語大学は東京大学、東京教育大学（当時）と並んで大変な「重傷校」となった。いや、私の研究室が水びたしになったり、火をつけられたりしたことも含めて、東京外国語大学はもっとも傷の深い紛争校であったといつても過言ではない。そのような大学紛争が、私の人生に様々な教訓を残したことはいうまでもない。

もっとも、この大学紛争の間にも私とゼミナールの諸君との交流は絶えることがなかったが、私が外務省特別研究員として香港へ留学したこともあって、『歴史と未来』は発行がそのまま中断し、第二号が出たのは一九七四年八月であった。そして翌七五年十月発行の第三号からは、『歴史と未来』がたんに卒論の発表誌としての性格を脱し、今日のように「国際関係論と地域研究の総合誌」のような体裁をとるようになった。以後、ほぼ年一回の刊行が続き、今回、第十八号を発行できた次第である。この間、学生諸君や卒業生諸君、そして多くの先生方の御支援、御協力をいただけたことを深く感謝しなければならない。幸いにして、一ゼミナールの会の機関誌としては過分と思われる程に内外で数多くの評価を得、昨今ではハーバード大学やオーストラリア国立大学などの図書館からもバックナンバーを求められるようになってきており、また、本誌に発表された論文が業績審査の対象になったり、学術誌に引用されたりしている。私のゼミナール二十五周年の機に、『歴史と未来』が、今後とも益々充実した内容をもつことを期待してやまない。

いまここで『歴史と未来』の既刊号を繕いてみると、『歴史と未来』第四号（一九七六年九月）の《巻頭言》には、念願久しかった地域研究の大学院構想が教授会で可決されたことを私は記している。大学院地域研究科は一九七七年四月に発足し、本年度でちょうど十五年が経った。この間、多くの人材が育っていつてくれたが、いよいよ明年四月からは、大学院博士課程が地域文化研究科として本学に設置されることほぼ確実になった。国立大学に人文・社会科学系の大学院博士課程が新設されることは、十一年ぶりのことであり、言語研究や地域研究のような学際的分野の総合的な博士課程は全国でも初めてのことであると言つてよいであろう（『日本経済新聞』一九九一年九月二十一日夕刊、参照）。

私たちの大学も世界史の大きな転換のなかで時代に立ち向かってゆくべきことは、最近の世界各地に生じているエスニシティ紛争の噴出とをどう説明すべきかという問題をとつて見ても明らかであり、この点でも学生諸君や卒業生諸君のより一層の研鑽を願わずにはいられない。

（一九九一年十月三十一日）

## 西洋史研究六十年

林 健 太 郎

—— 先ず始めに、先生が西洋史に興味を持たれたきっかけは何だったのでしょうか。

私は昭和四年に高等学校に入ったんですが、当初は法学部に進むつもりでした。ところが、昭和五年、二年生の時に色々なものを読んでマルクス主義を信奉するようになったのです。そうすると、遠からず革命が起こってこの資本主義社会なんておしまいになる、と思うようになり、役人や重役になるのは無意味になった。かといって革命運動をやって、将来レーニンのようになれるか、といってもなれそうにない。そこで、学問の道に進もうと考えたわけです。それで学問をするとなると、これはマルクス主義以外には考えられませんでした。

マルクス主義というのは、唯物史観で、歴史に関する理論である

わけです。その当時はもう、マルクス・エンゲルスの翻訳がいろいろ出ていました。改造社というところから『マルクス・エンゲルス全集』が刊行中でしたし、岩波文庫にもいくつか入っていました。その中でも特に、エンゲルスの『家族、私有財産及び国家の起源』というのがあります。これは原始共産主義というのを色々歴史的に書いているのですが、これが面白いと思ひましてね。

それから同じ頃に、やはりエンゲルスの書いたもので、「マルク」という論文を読みました。これは、マウラーという人が著した『マルク、荘園、村落、都市制度及び公権力の歴史』という有名な本を紹介したもののですが、これはゲルマンの、封建領主が生れる前に、自由な農民共同体、「マルク共同体」というものがあつたということを書いていっているのです。マウラーはマルクスよりも大分年上の学者で政治家にもなりましたが、もちろんマルクス主義とは全く関係



がありません。しかし、その理論がマルクス主義に取り入れられたのです。つまり『共産党宣言』で「従来の一切の歴史は階級闘争の歴史である」と言っていたのが修正されて、最初に「原始共産主義」というものがあったということになり、マウラーの「マルク共同体」がそれだということになったのです。私はこの「マルク共同体」を研究しようと思って西洋史学科に入ることにしたんです。それが歴史学、西洋史をやるうと思った一番の動機です。

昭和七年に東大に入学して、まず西洋史の研究室に行ったのです。研究室に行くと、たくさん本がありますね。それで当時副手だった村川堅太郎さんに、ヨーロッパの経済史をやりたいのでどういふ本を読んだらよいかと質問したところ、当時の一番よい学問的な入門書ということで、クーリッシャーの『一般経済史』を教えられたのです。これは戦後になって、翻訳が出ています。彼はソ連の学者ですが、ドイツで本を出していました。別にマルクス主義者ではなくアカデミックな学者です。これはいろいろな学説を紹介していて大変有益な本でした。とにかくこれを夏休み、一所懸命に読みました。それからもう一冊、これも戦後になって翻訳が出ていますが、ドーブシュの『ヨーロッパ文化発展の経済的、社会的基礎』を読み出したのです。これは原始ゲルマンの原始農業について、マルク共同体を否定して領主制説を強調した画期的な本です。ところでこういうような本を読んでも、エンゲルスの名前など何処にも出て来ません。それは他の人の研究を紹介しながら、マルクスの唯物史観の理論を補強しようとしたもので、彼自身が研究したわけではないの

です。それ故こういふところで名が出て来ないのは当然です。そしてそのうちに専門の学者の研究はどんどん進んでしまつて、マルクスの理論とは合わなくなつてしまつた。もっともそれはずっと後で気付いたことで、ともかく夏休みまではこういう勉強を一所懸命していたのです。

ところが秋になつて、当時、研究室のもう一人の助手の人から、もつと違う、新しい研究をしないか、と言われたのです。なぜかといふと、歴史の研究では「史料」(Quelle)と「文献」(Literatur)の区別が大切で、しかも「史料」、つまり歴史の事実を語る一番「もと」になるもの、これを使って研究を行わなければ本當の歴史学とは言えない。それは知っていたことなのですが、中世の経済史で史料を扱うといふことになるとなかなか難しい。シーザーの『ガリア戦記』やタキトゥスの『ゲルマニア』も史料にちがいないのですが、もつと後になると今度は、土地台帳だとか王の法令のようなものを史料として使うようになってくるわけです。しかし日本にいてそれをするのは、容易なことではないように思われました。

そのような時に、直接史料に基づいた研究が行いやすい領域がある、と言われ、それが第一次世界大戦前の外交史だったので。今日、第二次世界大戦前史の研究が盛んですが、第一次大戦後も同じで、なぜ戦争がおこつたのかとか、誰が戦争を引き起こしたのかとかいふことが議論されていた。そのために、戦前の外務省の機密外交文書が公刊され始めたのです。これはドイツが最初で、つづいてイギリス、フランスそれからイタリアと出されましたね。それからこのような政府の公文書ばかりでなく、政治家たちの回想録や日記

の類もたくさん出版されていきました。そこでこういうものを使えば、ともかく史料に基づいた研究ができる。それをやらなにかと言われ、急に気が変わつてマルク共同体から一足飛びに現代史に行つてしまつたのです。そこで卒業論文は「一九一一年の国際危機の研究」といふものになりました。大戦前に何度か戦争が起こりそうな危機があります、これはそのうち、一九一一年の第二次モロッコ事件の時のドイツの外交政策を論じたものです。それから私はドイツ史を専攻するようになったのです。

十九世紀のドイツには近代歴史学の父といわれるレオポルト・フォン・ランケという学者がいます。このランケの始めたのが、アルヒーフ(文書庫)の政府文書を利用して研究する歴史学なのです。彼の最初の著作はルネッサンス期のイタリアを中心としたヨーロッパ諸国の政治史で、マキャベリとかグイチアルディニとか当時の歴史家の本を批判して書いたものですが、やがて彼は各国のアルヒーフを渉猟して十六・七世紀のヨーロッパ諸国の歴史を書いたものです。

ところが、十九世紀の後半になると、このランケの歴史が批判されるようになったのです。その批判については色々ありますが、それが政治史偏重だといふのもその一つです。そして十九世紀の末に盛んになったものに社会経済史があります。先に言つたマウラーはその先駆者ですが、この頃のドイツの大学の経済学は歴史学派といふものが主流であり、それが経済史を盛んにしたことごとがあります。その中で特に重要なのはグスタフ・シュモラーです。これらの経済史はマルクス主義ではありませんが、そのインパクト

は確かにあったと思います。このシュモローはまた「社会政策学会」の指導者でもありました。ともかく、「シュモロー年報」・「シュモロー研究」というような雑誌や叢書が経済史の中心になりました。この経済史と共に、ブルクハルトのような文化史、マイネッケのような精神史が起って来ました。このマイネッケはやがてドイツ史学の主流になるのですが、彼は自らをランケ学派と称し、政治思想の歴史を研究することによって政治史を更に深めようとしたわけです。

ところで私は、昭和十年に大学を卒業して大学院に入りました。

大学院といっても当時は今とは全く違って、職のない浪人收容所のようなものでしたけれども、一年たつと、幸い副手に採用され、この副手を四年勤めたあと、一高講師の職があつてそちらに移り、翌年教授になりました。その頃もずっと僕はマルクス主義を信奉していました。マルクス主義者になったのは、僕が高等学校二年のときで、満州事変の前年でした。それからシナ事変が始まったのが昭和十二年、それから一高教授になった年に太平洋戦争が起りました。私は共産主義は正しいと信じていたのは、このような経過がマルクスの理論にピッタリ当てはまるように見えたからです。なぜなら一九二九年に起こった経済大恐慌は、資本主義の没落をまさに立証しているかに見えました。そして、二八年にソ連ではスターリンが五ヶ年計画を始め、今日なら途中で農民が何百人も餓死していたとか、色々なことが分かりますけれど、当時はそんなことは分かりませんでした。そこでここには擲取らない社会体制が出来て、輝かし

い経済建設が着々と進んでいるように見えました。他方、資本主義はレーニンの『帝国主義』が言っているように、帝国主義に転化して対外侵略を始める。日本が始めたのはまさにそれだと思われたのです。

そこへ一九三三年、ドイツでナチスが政権を取りました。ドイツはナチスの抬頭以前は、経済恐慌が一番ひどかったのです。ワイマル共和国では、社会民主党が第一党になりましたが次第に凋落し、その頃はそれに代わって、共産党の抬頭が顕著でした。一九三二年の選挙で、最初共産党は八九名、第二回目で一〇〇名に増えるのですが、実は共産党よりもナチスの方がもっと躍進していたのです。しかし、当時のマルクス主義の理論で言うと、ナチスというのは独占金融資本の政治的支配形態であるということ、一時的に大衆の人気を集めても、本当に民衆のプロレタリアートが支持するわけがないのだから、間もなく没落するのだと思っていました。

日本の思潮についても当時はマルクス主義が圧倒的でした。ちょうど私が大学に入った年に岩波から『日本資本主義発達史講座』が出るのです。これによって「講座派」の山田盛太郎と「労農派」の向坂逸郎といった人達が激しく対立します。これは日本資本主義論争という学問的な論争を引き起こすわけですが、実はそこにはコミンテルンの「三二年テーゼ」というものを認めるか否か、という政治的な問題が背後にあったわけですね。ともかく我々インテリの間では「講座派」のマルクス主義のほうが圧倒的に優勢でした。

ところで西洋史の勉強の方は、外交史からドイツの内政史の方に

入って時代も段々遡って行ったのですが、十九世紀の始めにはプロイセンの農民解放というものがあり、その他ドイツの近代史を知るためにはプロイセンのユンカーというものへの認識が必要です。そこでこのユンカーの経済的基礎になった「グーツヘルンシャフト」という東ドイツ独特の領主制を研究することにして、「グーツヘルンシャフト考」という論文を書きました。これは十五・十六世紀にまで遡った純粹に経済史的論文です。そしてそれは、このグーツヘルンシャフトの労働力が、いかにして農奴的なものから賃金労働者的なものに変わって行ったかということを検証したもので、やはりマルクス主義的な見地のものでした。

その中私は戦争の末期兵隊にとられ、終戦と共に復員してもとの職場に復帰し、昭和二年、東大の助教役になりました。そしてそれから二六年間、西洋史学科で講義と演習をやりましたが、その内容は十九世紀以降のドイツ史でした。ところでマルクス主義との関係を言えば、私は戦争中ずっと共產主義の信者でしたが、戦後まもなく、ソ連の態度やその政策が甚だおかしいと思うようになって、共產主義からは離れました。それでもマルクス主義は正しいとかなり後まで思っていたのですが、新カント派の歴史哲学とかディルタイの生の哲学、クローチェ、トレルチ、マックス・ヴェーバー、そういうものを読んで段々マルクス主義から離れました。そういう私の立場は、昭和二八年に出した『史学概論』という本に出ています。昭和三五年に、私はロックフェラー財団のフェローになって二年間、アメリカとドイツに留学しました。もう大分年をとっていたので、アルヒーフに入って史料を探索するような本格的な研究はせず、

まあ本を読むだけに留まりましたが、向こうの歴史家とは多少知り合いになりました。最も親しくなったのはハイデルベルグのコンツェで、この人は十九世紀以来のドイツの伝統的な歴史学を継承しながら、新しい「社会史」・「構造史」というものを提唱しました。マルクス主義にも十分の造詣が深いが、そのイデオロギー性を排し、あくまでも事実の具体的な連関を求め、そこに社会の構造とその動きの基本的な傾向を明らかにしようとします。私はそれが私の立場に一番近いと思いました。

ところで昭和四三年、一九六八年です。この年大学紛争というものがあった、日本も大変でしたがドイツも大変だった。そしてこのコンツェが左翼の学生に妨害されて何年も講義ができないうようなことが起こりました。そういうところ、ドイツ人は日本人よりはるかにしつこいようですね。

ところがこの紛争後、ドイツの歴史学界に奇妙な変化が起こったのです。それまでのドイツ(当時は西ドイツ)の歴史学界にはマルクス主義者はいなかったのに、急にマルクス主義の歴史家が抬頭して来て、しかも大変に勢を振るようになりました。その代表的なのが、ビーレフェルト大学のヴェーラーという人で、『歴史と社会』という雑誌がその中心です。そして社会科学という歴史を強調し、マインツなどの精神史をひどくやつつけるわけです。

しかし私などマルクス主義に親しんだ人間から見ると、これは要するに私が昔考えていたこと、そして日本の「講座派マルクス主義」が言っていることと同じで、別に感心するものではありません。

このドイツのマルクス主義熱も今は大分引いたようですが、今でもフランスの「アナール」派のな社会史はかなり盛んのように見えます。これはフランスでは随分前からあるものですが、マルクス主義的社会史とは違って、コントの実証主義の伝統を受け継いで、あくまでも具体的な国民生活の事実、そして人口のような数的なものを実証的に調べてその連関を探るわけです。同じ経済史をやるにしても、景気変動について実際の細かい物価について調査を行います。それから人間の心理も対象とします。こういう社会史に私も大いに興味を持ちます。ただこの派の人は、個人の行動を中心にする政治史にはとかく敵対的な態度をとって、そういうものを排除するのが科学的であると考える傾向があって、私はそれには賛成できません。やはり、個人の主観的な意図を因果関係の「条件性」の中でとらえる、デイルタイやヴェーバーの「了解社会学」というものが既にあるので、それが正しい歴史認識であると思っています。「アナール」派のような見方だけに歴史学が偏ってしまったら、やはり歴史が歴史でなくなってしまうと思うのです。

——先生は『史学概論』の中で、歴史学における全体像の必要性について述べられていますか。

その点については、二律背反的なところがありますね。認識論的なアプローチをすれば、全体像というものは求め難くなる。新カント派の歴史哲学がそうであるし、分析哲学のポッパーなんかは全体像を否定していますね。しかしそれにもかかわらず、これが全体像

だ、というものを求めて絶えず努力していくことが必要だと思おうのです。分析をするために歴史学を色々な分野に分けてしまっても仕方ないし、ある一つの面だけから考察したり、叙述したりして、これが歴史だ、というのでもいいけない。やはり人間の生活の多面的な分野から、人間の全体像を求めていくことが大切だと思おうのです。

「全体像の構築」という点で、私が一番共鳴しているのはヤスパースの哲学です。その前にアルフレート・ヴェーバーの『文化社会学としての文化史』があって、世界の諸文明の一つの全体の中に構成しようとした。その上に立って、ヤスパースは彼のいわゆる「枢軸時代」の大宗教の中に、現在の大衆社会状態克服の道を見えています。世界には、それぞれ違った宗教と違った国家が生まれていくけれど、同時にその中における共通性もあります。つまり相互理解が可能であり、大切であるということです。それによって、本当に世界史が把握出来るのだろうと僕は思っています。いずれにしても歴史は、無限に開かれた学問ですから、大変面白い研究分野だと思えますね。

——先生は『ドイツ革命史』では一八四八〜四九年、『ワイマール共和国』では一九一九年の革命について書かれていますか、革命の原因についてどのようにお考えでしょうか。

世界史全体の発展史観としては、やはり工業化を軸とした近代化論が考えられます。革命はその近代化の初期に現れる社会現象です。そういう意味でイギリスの革命が十七世紀、フランスの革命が十八

世紀にありました。ところが、そのような時代を経て成立した近代社会では持続的な成長が可能になってきますから、今度は革命というものが起こり得なくなってきました。しかし他方、後進的な国がこれと同じような過程をたどろうとすると、革命が勃発することが多いのです。それは産業革命が起こると、その初期に貧困大衆の出現という現象が起こるからです。それをとらえて共産主義の理論とイデオロギーが、非常に強いインパクトとして世界史上に登場してきます。ところが、その共産主義が最近になってとみに、世界的な一大失敗であることが実証されてしまった。今後はもう、後進地域においてもソ連、あるいは共産主義を指導精神とする革命は在り得ないでしょう。

ドイツについて言うと、市民的自由という点においては、ドイツは済し崩し的に一九世紀初めの改革である程度のことやっています。農民解放も行われ、四八年の革命で達成しています。にもかかわらず政治的な領域においては、専制主義が残り、ビスマルクのつくったドイツ帝国も、日本などと比べてはるかに専制的であり、特定階級の支配が強かったですね。明治以後の日本はドイツを模範にしたというけれども、実ははるかに開かれた状態だったのです。君主制にしても、イギリスの立憲君主制に近い。ドイツのヴェルヘルム二世の帝政は形は立憲主義でも、皇帝の個人的な行動が政治を動かすことが多かった。歴史は経済だけでなく、制度・政治・個人の行動・思想と色々な要素によって動かされるから、やはり個別に見ていかなければならない。そこが面白いところですね。

——先生は、戦前は左翼運動から一定の距離を置かれ、戦後は学生紛争に対峙されたり、東大の総長や参議院議員を努められたりするわけですが、知識人の政治参加についてどのようにお考えでしょうか。

若い時に運動に参加しなかったのは、警察に捕まったら困るからです。僕なんか家が金持ちでもないし、せっかく東大に入ったのに捕まって退学にもなったら、親が困りますしね。だから、心の中では本当に一〇〇%共産主義者だったけれども、そういったことはしなかったのです。

戦後は政治に参加するという気は少しもなかったですよ。ただ、何でも反体制みたいなことをやるのが良心的な知識人だ、というような空気には反発しました。共産党には早くから反対でしたし、サフランシスコ条約後は社会党よりも自民党の方が、まともなことをやっていると思いました。だから自民党から薦められて、参議院議員になったのです。政治家になることに特に抵抗は感じませんでした。参議院になってからも政治はあまりやりませんでしたよ(笑)。

## 林 健太郎先生略歴

東京大学名誉教授・元参議院議員

一九一三年（大正三年）神奈川県に生まれる。旧制一高を経て、昭和七年、東京大学文学部西洋史学科に入学。今井登志喜先生に師事。

旧制一高教授、東京大学助教授を経て、昭和二九年に東京大学教授となり、昭和四三年文学部長。昭和四八年総長に就任。

その後、日本育英会会長・国際交流基金理事長を歴任され、昭和五八年、参議院議員に当選。昭和六三年に参議院環境特別委員長を務められる。

著書に『独逸近世史研究』、『歴史と現代』、『歴史の流れ』、『世界の歩み・上下』、『史学概論』、『明日への歴史』、『個性の尊重』、『現代社会主義の再検討』、『移りゆくもの影』、『歴史と現実』、『ワイマル共和国』、『歴史と政治』、『共産国 東と西』、他多数。最近では山川出版社から『ドイツ革命史』を刊行。

## インタビューを終えて

この「特別インタビュー」は、一九九一年六月一〇日に荻窪にある林先生の御自宅にて取材したものを編集部がまとめた後、改めて林先生に御校閲して頂いたものです。

御多忙にもかかわらず、林先生は御宅にお邪魔した私たちに快く接して下さいました。先生が勉強されたという何冊もの貴重な書物を実際に見せて頂いたり、興味深いお話に耳を傾けていると、二時間という時間があっという間に過ぎてしまいました。

先生のお話を拝聴するにつけ、マルクス主義というものがどれほど巨大な存在であったのか、ということを考えて考えさせられた気がします。私達にこやかにコーヒーをすすめてくださいながら、ゆったりとお話になる林先生のお姿は貫禄と鋭さに満ちていらっしやいました。ともあれ、このような素晴らしい先生にじかにお会いして、お話を伺うという貴重な機会をもてたことに感謝の念でいっぱいです。

なお取材には、編集委員である坂井・正躰、幹事の関戸、そしてゼミOBの中本義彦氏にも御同行をお願いし、計四名でお伺いいたしました。留学をひかえてお忙しい最中、献身的な御協力をいただきました中本先輩には心からの謝意を述べたいと思います。

（正躰）

## 新しい秩序の摸索と「ヨーロッパ意識」

渡 辺 啓 貴

(京都外国語大学助教授)

八月のクーデタ騒ぎ、バルト三国の独立と、その他の共和国の独立運動の昂揚という最近のソ連における一連の事件は、ここ数年来懸念されてきたソ連における権力の帰趨をなお一層微妙なものとしている。また、このクーデタ騒ぎで突出したエリツィンとゴルバチョフとのリーダーシップをめぐる確執も今後の焦点として改めて認識された。

その一方で、東欧諸国における展開も、ユーゴスラヴィア情勢にみられるように深刻な問題を孕んでいる。これらは一樣に国民救済の統一と安定(Ⅱ市場経済の円滑的・有効な導入)、民族間対立という二つの核心的問題を通して議論される。そして、そのことは二十世紀末における「国民国家」の問題の再提起として捉え直すことができるであろう。

本稿は、EC統合Ⅱ「新たな歴史の実験」という画期的段階に向かう西欧の視点から、「新しい秩序」とその構造及び意識について考えながら、こうした問題を、筆者なりに掘り下げてみることを目的としている。

### ECの対日批判の意味と対応

筆者の以上のような問題関心は今後の新たなヴァイジョンを意識したものであると同時に、また我国における全体としてのヨーロッパについての理解を促すものでもある。あまりにアメリカ一辺倒的視点からくる偏狭なヨーロッパ観、あるいは実社会や生活観の欠落した「懂れ」としてイメージ化されたヨーロッパ像——そういったも

のに、もっと我々は警戒的になつてもいいはずだ。リアルな認識に立って、はじめて、短絡的・感情的でない、有効かつ説得力ある対応が可能となるからである。その意味で、この五月に誕生したフランスのクレットン内閣に対するマスコミ報道と一部の識者の対応は、我国におけるヨーロッパ理解の限界をよく示している。

クレットンには、我国ではフェミニストの代表的な国のように考えられているフランスの政治上初めて女性の首相である。

このクレットン内閣の誕生は、むしろ国内政治事情とEC市場統合の一層の促進という目的から来たものと見た方がよい。クレットン内閣の誕生がフランスのEC市場統合にかける並々ならぬ決意の現れであることは明らかである。EC統合の行末はフランス経済の活性化（マクロ効果）と深く結びつき、今後のミッテラン政権の命運に大きな意味をもつ。クレットン指名直後、ミッテランはこの内閣がEC市場統合が始まる「九三年」を目標とすることを繰り返し強調した。

このクレットン首相誕生は我国では歓迎されていない。クレットンの激しい対日批判はジャパンパッシングの欧州版として受け止められているからである。しかし、クレットンの発言に感情的に反応するのは避けるべきである。五月のパリのOECD会議では、ベルゴボウ蔵相が中尾通産相に対して日本を敵視しているわけではないと弁明した。日本の実力が認識され、本音ではその協力を期待しているのも確かである。技術開発の面で日本と比べて研究開発費用が少ないことがよく指摘されるし、また我国の通産省が高い評価を受けている。さらに日本の進出によってフランス経済がダメージを受

けるわけではないという意見もある（たとえば『ル・ポワン』誌、五月二七日号）。日本に対する見方は必ずしも一枚岩的なものではない。

しかし、「ヨーロッパの要塞化」ではないと言いつつも、EC市場統合には自身の活性化とともに日米の経済的脅威に対抗しようという側面が多分にあることは否めない。日本の対EC黒字額は、本年一月～四月期には九九億三〇〇万ドル、前年同期比六二%増を記録、今年はこのままでいくと日本側の大幅な黒字となる。ECがおおよそ均衡を保っている対米貿易と比べるとその赤字は突出している。これに加えて、日米の先端技術への立ち遅れの懸念などがクレットン発言の背後にある。クレットン自身が意識的であるかどうかはともかく、一連の反日的発言は「外敵」を想定することで内部の結束の強化と士気高揚という効果をもっている。我国は感情的になつて過敏な反応をする必要はないが、こうしたことが伏線となつて何かの折りに痛打されないための用意はしておくべきである。その意味では、対米関係において「ドゴール主義」と呼ばれる自立外交を標榜するフランスの発言は、極端ではあつても「ヨーロッパの意見」を正直に表明していることも多い。一種のスポークスマンの役割を果たしている。その意味ではやはりクレットンの発言を軽く扱うのもまた危険である。

筆者は、かねてより、「西側同盟」における日本の位置を「異端児的ジュニアパートナー」と考えている。改めて言うまでもなく、人種・文化的異質性、「西側」の歴史からのアウトサイダーという事実も誰しも周知のことである。イタリアのファシズム、ナチの暴挙

を、どんなに大きく考えても、イタリア・ドイツが「ヨーロッパ」の中心の国の一つであることは否めず、日本と「ヨーロッパ」の距離はその比ではない。つまり、それほど異文化な、距離の遠い彼方の国々であることを、我々は強く意識するべきである。日本流にアレンジされた「ヨーロッパ観」からくる感情的反応は、一種の「甘え」の表出でしかない。楽観の一方通行がしつぱ返しをいきなり食らって平静を失う愚は犯すべきではない。しかし、一方で、アメリカ一辺倒にアグラをかくことも勿論危険である。GATTの展開にみられるようにアメリカの対応はECと日本とのバランスにある。そして、基本的には対ECバランスの方が重い。これは現実である。論駁するための次の言葉も準備していないのにとりあえず「NO」とは言えないはずである。

EC側は、しばしば日本の対EC政策について、(1)日本の政策機構の複雑さ・不透明性・時間のかかること(『ECジャーナル』一九九一年四月号)、(2)「相互主義」(対等性)を主張する。この二つは「日本側の不誠実さ」と日欧関係の「バランス」に対する指摘を意味する。そして、その評価がEC側の主観的判断に大きく依存する点にポイントがある。したがって、その鍵は単なる数字による表面的な評価に留まらない、ヨーロッパ人の「意識」の理解にある。我々は経済一辺倒の分析と一部の偏った紹介を乗り越えた真の政治的文化的レヴェルでのヨーロッパ理解の必要に迫られているのだといえよう。五月に来日したドロールEC委員長との会談において日欧間の首脳協議の定例化と「日・EC版構造協議」である共同作業委員会の設置が約されたが、これなどはそうした意味でのひとつの

前進である。

### 新時代の精神の待望

一昨年の東欧の諸改革、米ソ首脳によるマルタ会談の「冷戦の終結」以後ヨーロッパは急速な展開を見せている。筆者は、現在の緊張緩和の潮流を望ましいものとして肯定することに吝ではない。しかし、困難なソ連の現実、また東欧諸国の将来展望の不透明さという負の要因が依然としてつきまとっている。

その意味では「脱冷戦」はそのまま「平和の秩序確立」とはならない。前者が「決断」であるとすれば、後者は時間を要する「プロセス」であるからだ。しかも、「冷戦の終焉」による「平和の秩序」は「パックスアメリカーナ(米国による平和)」とソ連の「ジュニアパートナー化」を実質的に意味した。湾岸戦争はアメリカ主導の秩序の再編成を強く印象づけたのであった。しかし、現在までの段階では、新しい秩序の確固たるヴィジョンは見えていない。したがって、ソ連の軍事的脅威が減じ、東側からの先制攻撃の可能性が失くなったとはいえ、西欧諸国はNATOの存在意義を大きくみている。この「プロセス」は、機構・制度と心性の両面に及ぶ。今日世界的規模で求められているのは、新たな平和秩序のための枠組み機構の整備と同時にそれを支える普遍性の高い精神面での合意である。敢えて言うと、ハード面とともにその背景となるソフトの部分についても配慮を怠るべきではない。機構が真に有効性をもつには、その運用のキーとなる時代を支えるエトスが不可欠なのである。

勿論、機構・制度の確立も緒にいたばかりである。この六月ブラハでC S C E (全欧安保協力会議) の外相理事会が開催された。ここでは、緊急事態に対応する協議メカニズムの規定、C F E (欧州通常戦力) 継続交渉の対象国を全加盟国に拡大するための非公式準備協議の九月からの開催などを盛り込んだ理事会決定が採択された。

六月のブラハの外相理事会は、昨年十一月のC S C E首脳会議で採択されたパリ憲章の成果を受けたものだった。この憲章では、東西対立の終焉、民主主義の強化、不戦条約とC F E条約の調印、事務局(ブラハ)・紛争防止センター(ウィーン)・自由選挙促進事務局(ワルシャワ)の常設化、首脳会議(隔年)・外相会談(毎年)の定例化などが定められていた。C S C Eはもともと一九六六年三月のソ連共産党第二三回大会においてブレジネフ書記長の提案から生まれた。七十年代前半の緊急緩和の潮流の中で七五年にヘルシンキにおいて開催されたC S C E首脳会議が採択した最終文書は、①安全保障、②経済・科学技術・環境、③人道およびその他の分野における東西欧州の協力を定めていた。周知のように、人権問題をはじめとしてこのヘルシンキ条約は現実にはほとんど具体化されていなかった。一昨年の東欧諸国の民主化・自由化改革の急展開の過程で米・加・欧・ソを含む包括的フォーラムとしてその存在意義が再浮上し、昨年六月のEC首脳会議で十一月のパリでの開催が決定されたのだった。

平和主義の立場にある著明な国際政治学者ガルトゥングは、ヨーロッパを五つのレベルで考える。すなわち、(1) C S C E、(2) 二九

のヨーロッパ独立国家、(3) EC十二ヶ国、(4) 国家の低位システムとしての地方公共団体(州・地方・県・市町村)、(5) 国境を越えて存在する人々である(Galtung, Johan, *Europe in the making*, Crane Rusoak, 1989)。

ECを中心核とするヨーロッパ統合の同心円は、最も大きな単位としてのC S C Eにまで拡大していく多角的分野で重複する重層構造を形成する。経済を中心とするEC(十二ヶ国)・E F T A(欧州自由貿易連合、六ヶ国)、安全保障面でのN A T O(十六ヶ国)・旧ワルシャワ条約機構(六ヶ国)・W E U(西欧同盟、九ヶ国)、さらに今後政治的役割が期待されているヨーロッパ評議会(二四ヶ国)が、加盟国の構成の点から見るとC S C Eの大きな枠組みのなかに形式的には納まる。八九年末にミッテランが主張し、ドゴール以来のフランスの立場である「ヨーロッパ国家連合」や二四ヶ国が参加するヨーロッパ評議会は、前記の(2)のレベルに相当する構想であろう。ヨーロッパ中心主義の構想は、言うまでもなく(3)のレベルの統合が中心となるが、それを推進するためには(4)と(5)のレベルの求心的な力が大きくならなければならない。

このガルトゥングのレベル分けは、またそれぞれ(1)欧米地域、(2)いわゆる「ヨーロッパ地域」、(3)「ヨーロッパ」中心地域、(4)国家構成単位IIアナル派のいう社団、(5)脱国家を主体としたエスニック集団の存在、という意味をもつ。ドイツ統一・ユーゴスラヴィア内紛・バルト三国の独立問題などは(4)及び(5)の問題として捉えることができるだろう。そして、これは機構の枠組みでは規制しえない、より人間的で精神的次元の問題なのである。

目に見えるものとしての機構は整備されつつある。この求心的な力を作り上げるには、最終的には一つの方向に向かう人々の集合心性である。それは単なるイデオロギーであることを克服したひとつの睿智に導かれたものであろう。そして、後述する「国民国家」という「政治の壁」の克服の問題でもあろう。要は、こうした時代の大きなうねりともいえる動きが政策形成に携わる者、指導者、民衆に、ある種の普遍的な心的傾向を生み出していくことにある。しかし、昨年来の湾岸戦争、本来春以後の諸展開は掛け声と威勢の割りには余りにもその犠牲が大きい。

### 「ヨーロッパ意識」の歴史的境地

この精神的「普遍性」は、ポスト冷戦という現代の潮流を意識するなら、イデオロギー上の二項対立（社会主義VS資本主義・自由民主主義）の弁証法的解決Ⅱ「社会民主主義的」方向にあると筆者は考える（拙著「新しい秩序を摸索するヨーロッパ」『外交時報』一九九一年一月号参照）。

経済学的にとらえると、自由主義Ⅱ自由競争Ⅱ市場経済の論理は、その結果として富の再分配の不平等をもたらず。計画経済という意味での社会主義は分配の平等を第一とするため、自由競争原理が抑えられる傾向をもつ。その意味では、社会民主主義は自由競争を尊重しつつも、結果としての不平等を少なくするため再分配の段階で何らかのコントロールを行おうとする。図式的に言えば、これが社会民主主義の在り方のひとつのパターンである。ただし、これだけ

では、理論化され、具体的に政策化されたパラダイムと認めることはできない。自由を重んじるフランス社会主義（社会民主主義）の理論家ロランソンによると、社会民主主義とはまさに抑制的な「実践」であり、「運動」ということになる。したがって新しい時代の精神は、経験的・実験的段階にあるのだとも言えよう。そして、ヨーロッパにおいてはその在り方は、当然歴史的・文化的意識としての「ヨーロッパ」に深く関わっている。

「ヨーロッパ」の語源は、紀元前八世紀のギリシアの詩人ヘシオドスの『神統記』に出てくる大洋神オケアノスの娘の一人エウロペに因っており、これが文献上最初の使用例といわれる。ギリシア時代の前七世紀には、半島とエーゲ海の諸島を除くギリシアの大陸部を地理的呼称として「ヨーロッパ」と呼んだにすぎず、その後のローマ時代においては殆ど用いられなかった。

意識としての「ヨーロッパ」は外敵の存在Ⅱ外の世界の意識と切り離せない。七三年ポワティエでイスラム勢力を撃退したチャールズ・マルテルの軍隊は「ヨーロッパ人の軍隊」と呼ばれた。その後、「ヨーロッパの父」と呼ばれたカール大帝は西ローマ帝国復興（八〇〇年、ローマⅡキリスト教的世界帝国）を実現、その領土はイスラム支配下のスペインとイギリスを除くと現在のEC加盟国の領土にあたる。周知のように、大帝の死後フランク王国は分裂し、今日のフランス・ドイツ・イタリアの地理的区分の原型となっていた。しかしその後中世を通じて「ヨーロッパ」の呼称は殆ど使われなくなった。九世紀頃から「キリスト教世界」(Christiantas)がこれに代わったのである（たとえば「ヨーロッパ文明の原型」山川

出版社参照)。

その後、「ヨーロッパ」の復権が始まるのは、アメリカ大陸の発見などいわゆる「大航海の時代」の頃であった。一四五三年には、オスマントルコによってコンスタンチノープルが陥落し、ヨーロッパは「アジア」に対抗する意識を強めざるをえなかった。地理上の発見と外敵の存在がその背景にはあった。同時に、この頃は「キリスト教世界」そのものが分裂していく時期、すなわち一五七七年のルターの九五ヶ条の提題にみられる宗教改革の時代であった。この時、ユマニスト(人文主義者) エラスムスは、ヨーロッパの将来を憂慮して、「我々(ヨーロッパ人)が団結するならば、我々は単にトルコ帝国に比肩するだけでなく、全てのアジアをも凌駕するであろう」と傲を飛ばしたのである。

この「ヨーロッパ」は、その文明と文化に対する共通の帰属意識に支えられている。「文明(civilisation)」とは、一般化、伝播可能なものであり、たとえば人道主義、合理性、科学、自由などの概念である。これはいわばヨーロッパの優越感、またその内部での西欧・東欧、あるいは後述する中心・周辺という一種のハイラーキーなシステム形成の基準となる。これに対して「文化(culture)」とはその基盤となる属性を意味する。フランスの著名な哲学者エドガー・モランは、それを「ユダヤ・キリスト教・ギリシア・アラテンの「基層」にあると捉えている。我々が、しばしば「ヨーロッパ的」と見做す事象はなんらかの形でそうした基層の範疇に含まれよう(『Europe, Documentation Française, 1990』)。この点は、大いに議論のあるところで、たとえば古代ローマ帝国からの連続性を重く考えな

い立場もある。筆者は、地理・民族的分布を考慮して、広義の「キリスト教的思考様式」を骨格とした、西欧の「ローマ・ゲルマン」東・北欧を含めた「スラヴ」に跨がる文化的共通性と多様性という認識が「ヨーロッパ意識」の基盤にあると考える。

一方、ヨーロッパ統合の組織化は、一六世紀のトマス・モア、一七世紀のエメリク・クルーザー、一八世紀に入ってサン・ピエール・ルソーなどによって主張された。しかし、より直接的に第二次大戦後のECに影響を与えたのは、第一次大戦後の日本人を母にもつイタリヤ人外交官クーデンホーフ・カレルギー卿の理想である。それは当時、ヨーロッパ知識人などによって大きな支持を得、不戦条約の提唱者であり、カレルギーの親友ブリアン、二四年左翼連合政権の首班で歴史学者エリオなども、この「ヨーロッパ合衆国論」支持者だった。そのポイントには、ヨーロッパが「ヘゲモニー」を失い、「(ヨーロッパは)既にその娘分である若いアメリカの一植民地のように見えてきた。(中略)日本がその全力と勤勉を發揮しているばかりでなく、これまで支配されてきた諸民族も台頭し満ちたる反抗心に充ち、英国又はフランスのみならず、全ヨーロッパに対しても挑戦の叫びを挙げている」という危機意識にあった(エリオ『ヨーロッパ合衆国』鹿島出版)、大戦後の疲弊とヨーロッパの相対的衰退という意識は自然と「外なる潜在敵」を意識させる。それは、シュペングラーの『西洋の没落』が当時のヨーロッパ人に強い共感とインパクトを与えたことと表裏をなしていた。

こういった認識は、また、いかにも今日の情況に酷似している。EC委員会委員長のドロールはその著作『ヨーロッパあつてのフラ

ンス』(Delors, Jacques, *La France par l'Europe*, Grasset, 1988)において日本企業が高画質テレビの分野で将来ヨーロッパ市場に進出してくる意志を依然として持ち続けていることに對する懸念をさりげなく語っている。

ドロールは、また同著で今は亡き著名な歴史家ブローデルの言葉を用いながら、ヨーロッパ市場統合への結果を呼び掛ける——「フランス的な偉大さのための唯一の解決はヨーロッパの建設にある。(中略)十分な空間で空気を吸うための唯一の手段はヨーロッパの建設である」と。ここには、実は「ヨーロッパ統合」を主張しつつもそれが、「ナショナルなもの」結びついているという問題がある。そして、これは、実はヨーロッパの数多くの発明の中でも最も大きな「発明」の一つである「国民国家」の将来の在り方を問う問題でもある。

### 西欧大国間のバランス・オブ・パワー——EC統合とドイツ統一

フランスの著名な政治学者デュヴェルジエによれば、ECの統合が歩みののろい「亀」だとすると、ドイツ統一の動きはいわば「兎」である。昨年十月のドイツ統一の約一年前にデュヴェルジエはその後の展開を十分に把握していた(Duverger, Maurice, *La Fièvre libérale et la tortue européenne*, Albin Michel, 1980)。論理的に考えると、市場統合が「自由化」によって行われるとするならば、その自由競争Ⅱ「弱肉強食の世界」で勝利するものは「強者」Ⅱドイツということになる。これを避けるには自己抑止的なバランスへ

の配慮がなくてはならない。いずれにせよ、統合とは「ナショナルなもの」との格闘を避けえない概念なのである。

EC統合は、昨年十二月の首脳会議で経済・通貨統合ばかりでなく、政治統合の面でも大きな前進がみられた。両統合推進のためのローマ条約(EC憲法)改正案をまとめる政府間会合が発足したのである。とくに後者は、安全保障・外交など各国の主権に大きく関わる問題を内包するだけに、ドイツ統一という国際環境の大きな変化の流れに押されて、いよいよEC統合はその「核心」に迫ってきたといえる。同時に、そのことは西欧の「歴史的な大発明」である「国民国家」の問題でもある。

「EC暗黒の時代」と呼ばれた一九七〇年代を経て、八四年にドロールがEC委員長に就任した後、フランスが積極的にその統合(市場統合)を推進しようとした背景には、(1)日・米との競争に對抗するための団結、(2)ECに批判的なイギリスに圧力をかけること、(3)七十年代のプラントの東方外交以来、東欧に向かって拡大を図る西ドイツを西側に組み止めること、(4)EC内の自由貿易化の過程でフランスの産業・農業の近代化を推進すること、などの理由があった。とくに、(3)がフランスなどにとっては重要であった。この六月二十日、ドイツ連邦議会が独議院・政府所在地のベルリンへの移転を決定したことはドイツ統一の完成とともにドイツの東に向かう勢いを確認する象徴的出来事であった。

一九八八年一月、ドゴール・アデナウアー時代の六三年に締結された独仏条約二五周年記念の式典が盛大に挙行された。この時、これに因んで安全保障・経済協力・文化協力面での緊密化と制度化

(合同旅団・各分野の評議会の創設)が約束され、両国間の接近は「独仏枢軸」と評せられるほどであった。ヨーロッパ統合のための牽引車としての独仏のタンデム(相乗り自転車)である(拙著『ミッテラン時代のフランス』芦書房、一九九一年参照)。

しかし、ドイツ統一をめぐる急速な展開の中で両国関係に軋みが生まれ始めた。一昨年十一月初めに訪独し、もはやドイツ統一は時間の問題であると悟ったミッテランはやむなくドイツ統一に理解を示した(勿論、それがECの枠組みから逸脱しないという条件付きであったが)。しかし、十一月二十八日にコール首相が、周辺諸国に事前連絡をしないままに統一に関する十項目の提案を行ったことから、両国関係に隙間風が吹きはじめた。九十年年頭に、コールがフランス南西部のラチエにあるミッテランの別荘までわざわざ表敬訪問し、ミッテランの主張する「ヨーロッパ国家連合」への賛意を示すと共に両国の連帯を再確認したのはこうした文脈からであった。しかし、「理性による妥協」を越えた一枚岩の連帯の道は険しい。昨年十月三日ドイツ統一の日、パリのドイツ大使館は各国駐在大使による表敬訪問で賑わっていた。その中にはロカール仏首相の顔も見られた。しかし、ミッテランの姿はなかった。この日、ミッテランは中東歴訪に出かけたのである。

通貨に関しては、フランスのやや独善的な強引さが顕著である。

八八年独仏経済評議会設立当初のときにも旧西ドイツ通貨当局は、フランスとの協力には積極的ではなく、その後も大きな成果を上げていない。八九年にEC経済・通貨統合のための三段階の道筋を提案した「ドローレル委員会報告」に関しては、昨年七月からその第一

段階として資本移動の自由化が開始された。今後、EMS(欧州通貨制度)未加盟国の加盟達成後、九四年一月に第二段階として欧州中央銀行(ECB)の設立が予定されている。しかし、ドイツの通貨当局は、統一によって旧東独の経済の建て直しに予想外の負担を強いられることから、通貨統合の急速な推進には消極的である。米仏などによる切り下げ圧力に対しても、ドイツ中央銀行は断固拒否の姿勢をとっている。インフレを最も懸念するためである。

ドイツ統一の動きに呼応する形でECの中で浮上してきたのがイギリスであった。本年四月に発足したBERD(欧州復興開発銀行)はロンドンに本部を置き、総裁はフランスの大統領経済顧問のアタリが就任。執行部も英仏の専門家によって占められた。昨年六月にメージャー蔵相(当時)は「ハードECU」と各国通貨の並行使用を提案、十月にはEMS為替管理メカニズム(ERM)への加入の決定を行った。一貫してEC統合に対しては消極的な態度をとってきたイギリスであったが、孤立化の危機とドイツの突出を抑えるための慎重な配慮がうかがえる。六月にルクセンブルクで開かれたEC蔵相会議でも、VAT(付加価値税)の最低税率を十五%にすることで合意が見られたが、イギリスは「税率を規則で法的に強制する」ことに最後まで抵抗したためVAT税率については法的強制力のない政治的合意になった。

最近取り沙汰されているのは英独の接近と仏独の疎遠の傾向である。英独関係はヒースIIブランド時代のような蜜月時代とも言われている。コールメージャー両首相はファースト・ネームで呼び合っている。毎月曜日電話で話す。家庭の話題に至るまで話し合うほど関係

は親密になっていると伝えられる。湾岸危機などでいざというときのための同盟国の存在価値を強くドイツが意識し始めたこと、通貨統合をめぐる姿勢の一致がその背景にある。『フィナンシャル・タイムズ』は、湾岸戦争の最中の二月中旬に英独会談では、通貨統合をゆっくりした速度で行う点で両国が合意をみたことを伝えた。

それとは対照的に、やはり二月中旬に行われた独仏会談は不調に終わった。その理由は通貨統合の速度をめぐる見解の相違にあった。ドイツは、欧州中央銀行の設立時期を欧州通貨同盟の最終段階にまで引き延ばすことを、同月二六日に提案したのだった。欧州中央銀行設立はドロール・フランス案の要とも言え、一九九四年に予定されている。三月にパリで開催された独仏経済財政評議会でも両国の確執は歴然としていたし、その二日後に行われたボンへのギーグ州問題担当相派遣も成果を上げなかった。一方で、六月のダンケルクの英仏首脳会談では、フランスの主張する政治的統合での連邦制についてメージャー首相はそれを全く評価しなかったと伝えられた。統一の完成を最優先する立場から対外的安定を望むドイツをめぐるイギリスとフランスの綱引きにおいて、フランスがやや孤立化しそうな気配もある。

### 西欧国民国家形成——「中心」における先進意識

筆者は、これらの国の確執を考えるたびに、近代以後のヨーロッパにおける国家間関係の原型を見る思いがする。ポスト冷戦とよばれる今日的状況は、十九世紀後半から二十世紀初頭にかけての列強

と独立をめざす諸小国の利害が錯綜する複雑な国際関係に酷似している。

一九一四年六月二八日、ボスニアの首都サラエボで民族解放主義運動のセルビア人の青年が放った銃弾が世界を未曾有の混乱と憎悪の中に陥れてしまう。オーストリア・ハンガリー二重帝国のフランク・フェルディナンド皇太子夫妻暗殺事件の責任を追及して、オーストリアはセルビアに対して最後通牒を通告する。それはドイツ帝国のベートマン・ホルベーク、イギリス外相グレーをして驚愕せしめたほど強硬なものだった。その背景には、ドイツ帝国皇帝カイザーの「白紙委任状」を得て、ロシアに対抗しうる、あるいはロシアは開戦を決意しないというオーストリア側の「読み」があった。最後通牒が通告された直後の七月二四日のグレーの調停案は英仏独伊の四国の大使会議開催の提案であった。四国関係の中で孤立することを懸念したドイツはこれを拒否したのである。

一九三八年九月末、ミュンヘンにおいて、チェンバレン（英）、ラディエ（仏）、ヒトラー（独）、ムッソリーニ（伊）という四国首脳による会議が開かれた。むざむざと友邦チェコスロヴァキアをヒトラーの魔手に献上したのとして、現代史上悪評高い「ミュンヘン会議」である。筆者はこの会談をヒトラーの脅迫の前に英仏が腰砕けに終わった軟弱外交（宥和政策）とは必ずしも考えない。勿論、チェコスロヴァキアのドイツ系住民が三百万人住んでいるといわれたズデーテン地方の帰属をめぐる一連の交渉におけるドイツに対する英仏の懐柔的な姿勢は否定すべくもない。しかし、ヒトラーを「狂人」と考えないとき、西欧「四大国の協調」を基礎とする

「ヨーロッパの平和」はこれら諸国の指導者にとって何ら「罪深い行為」ではなかった。調停会議が周辺「小国」チェコスロヴァキアの犠牲の上に立ったものであるとしても、「ヨーロッパの平和」という大義名分が何よりも優先されたのである。このときただ一人、人道的立場からこの結果の欺瞞に深い憂慮を隠しきれなかったダラディエであったが、当時のフランス外交文書の中では、この種の調停は、西欧の「四大国によるヨーロッパの安定」(Ⅱ「中心」)が「周辺」の運命を決するひとつのシステムと見做されていたのであった。一方で、戦争の危機を回避しえた絶頂感に酔うチェンバレンは、帰国後「我らの時代の平和」とその成功を高らかに謳歌したのだった。

ここに見られるのは、西欧諸国国家関係のシステムとその下位システムとしての東欧という、ヨーロッパ国家体系における二重構造の枠組みである。それは、敢えて言えば西欧の「先進性」の意識に支えられている。そして、このことは西欧地域が早期に「国民国家(nation-state)」の形成に成功した地域であることにその具体的意味内容がある。西ヨーロッパを中心とする「中心-周辺」という一種のハイライキーなヨーロッパ秩序観が生まれるのもやむをえなかった。先に述べたカール大帝の西ローマ帝国の領域はイスラム教徒支配下のスペイン・イタリアの一部などを除くとほぼ現在のEC加盟国の領土に相当するという事実、それを歴史的・文化的に予見させるものであった。

「ネーション」はラテン語の *natio* という言葉からきている。その意味するところは、もともとローマ時代には、言葉・習慣など生まれ

れ育った環境を同じくする者たちの集団を意味した。いわばひとつの「共属意識」を意味した。ギリシア語の「エトノス」に由来し、最近よく使われるエスニシティという言葉がこれに近い意味を持っている。中世にはこの言葉は大学や宗教会議における出身地域別の生活団体・代表団を示していた。中世の大学は、周知のようにヨーロッパ全体に開放された「国際的大学」であり、例えばパリ大学ではヨーロッパの殆ど全土から集まった学生・教師などによる四つの生活集団 *natio* が存在した。EC統合のための文化政策のひとつであるEC域内の大学生の域内留学の奨励を目的としたエラスムス計画は、この「国際性」を想起させる。また、宗教会議の代表は諸侯・博士・聖職者などであったことから、*natio* は単なるエスニックな集団であるだけでなく、社会の上層部を暗に示していた。その後、中世末期になると、この「ネーション」の概念に変化が見られ、もっと広い意味で用いられるようになる。それは「特定の領域内の住民全て」を意味するようになっていった。この意味では「ネーション」は特殊・特権的なものからより普遍的な概念に変わっていったのである。

この段階でのネーションを統合し、その受皿としての「国家(ステート)」を構築したのが絶対王権である。ここで言う「国家」とは、簡単に言って国家の制度・機構である。分権的な封建時代の所領を一定領域の規模で中央集権的に統合・維持するシステムを指す。具体的には、統一された法制度・税法系・官僚制度・常備軍などをもち、西欧において一五世紀頃成立した。ローマ帝国や中国の歴代王朝のような広大な領土と多民族を抱えた強圧的な支配体制でも、

また都市国家でもない。しかし、その統治の論理は、身分制を基礎とする「主従関係」にあった。「領域内の住民」は国王の家来としての「臣民」だったのである。

近代市民革命は、この「臣民」を「市民」へと変貌させた。身分制が崩壊し、法の前の平等の下に基本的人権が各自に認められる、いわば「自由な個人」が「社会契約」を通じて構成する近代市民社会が成立する。今日の「ネーション(国民)」とは、実態として「領域内の住民」であり、理念としてはこのような近代的「市民」を指す。西欧における「国民国家」とはこの意味である。この「国民国家」は議会制デモクラシー・資本主義に代表される近代的的精神と制度(近代文明)を成育していったのである。

### 「周辺」としての東欧

いちはやく、このような「国民国家」を形成した西欧諸国は、その先進性によって国際的リーダーシップを発揮する。近代的法の精神、制度などともに、産業革命による技術開発を伴って、資本主義の発展に結びついた。そして多くの場合、西欧における国民経済の形成と発展は、この資本主義の育成と成長と同じ線上にあった。

八九年来の東欧諸国のいわば自由化・民主化への胎動に直面して、西欧諸国は東欧諸国の改革への道(とくに経済面では市場経済導入＝資本主義)を積極的に支援してきた。すでに、八九年七月の宣言でブッシュは東欧の改革支援の姿勢を打ち出していたが、同月に開催されたアルシュ・サミット、さらに十一月のEC臨時首脳会議、

昨年三月のEC蔵相理事会でハンガリー・ポーランドへの援助が相次いで決定された。先に述べたソ連・東欧の経済改革を支援するためのBERD(日米の出資も含む)の設立は、八九年十月にミッテランが提唱し、同年十二月のEC定例首脳会議で各国が合意に達していたものだった。

西欧を中心とする東欧改革の支援は、直接的には冷戦への逆戻りに対する警戒があるが、それとともに西欧の「政治的先進性」意識が背景にあるのは否めない。第一次大戦までこれらの地域は多くのいわゆる「民族」ニエスニックグループが複雑に絡み合った錯綜した状況を呈していた。一応、ハプスブルグがその支配者とされたが、実際にはその中身は諸要素の脆い連合にすぎなかった。

第一次大戦後、ハプスブルグ・トルコ・ロシア・ドイツ諸帝国の崩壊によって東欧では「民族」の独立あるいは拡大・再編成が行われた。しかし、入り組んだ「共属意識を同じくする人々の集団」を整理し、「領域内の住民」として統合するには容易なことではなかった。戦後ポーランドの領土となったドイツ系住民のいる旧ドイツ領シュレジエン地方やポーランド回廊、またポーランドとチェコスロヴァキア間のチェシエン地方の領有をめぐる問題などがあまりにもこれらの国の間では多かった。第二次大戦、また今日の東欧における少数民族対立にまで繋がる根の深い問題である。

共和制をとったチェコスロヴァキア・ポーランドをはじめとして、第一次大戦後多くの東欧諸国は議会制民主主義体制を導入した。しかし、チェコスロヴァキアを別にすれば、これらの国では工業化は遅れ、前近代的な社会構造と農民の保守性を背景にして右翼運動や

独裁体制が生まれていった。ポーランドのピルスツキーや、ハンガリーのホルティらの権威主義的政権がその例である。それらの体制は、ナチス政権の誕生とともにそれを軸とする東欧の再編成に寄与することになるのであった。

西欧に生まれた「国民国家」の形成は、東欧において達成されることがなかったのである。第二次大戦の混乱とその後ソ連圏への再編成の過程の中では、その芽は力によって摘みとられてしまったのであった。第二次大戦と冷戦による表面的な国境確定は、少なくとも内発的な下からのエネルギーの発露の結果としての西欧型国民国家とは言えなかった。

また、東欧の「政治的後進性」は、西欧に対するその経済的従属性とも表裏の関係にあった。経済史の上では、中世末期に西欧で見られた「領主経済の危機」は封建性から資本主義への移行を可能にした。これに対して東欧では、農民に対する賦役強化による領主直営地経営、いわゆる「再版農奴制」が拡大した。すなわち、東欧では、逆に領主対農民の身分関係が強化されたのであった。

有名なウォーラステインの世界資本主義システムの枠組みを参考にとすると、東欧諸国は第二次大戦まで「周辺（あるいは半周辺）地域」として西欧を「中心」とする資本主義システムに組み込まれていた。第一次大戦後、東欧はボルシェヴィズムの脅威に備えた「防疫線」と呼ばれる一種の「緩衝地帯」としてイデオロギー・軍事上重要な役割を担うと同時に経済的には西欧諸国のジュニアパートナーでもあった。両大戦間の中、東南欧は西欧諸国とアメリカの資本に依存しながら、チェコを中心とした一種のネットワークを形成

していた。フランスが二十年代にポーランドや小協商諸国と結んだ安全保障上の協定は、いわばこうした経済的紐帯を政治的・軍事的に補完する役割を期待されたものであったと言えよう。ナチスドイツとの東欧をめぐる戦争は、経済戦争としても位置付けられたのである。

たとえば、公債の外国資本への依存率はポーランドで六三％（一九三六年）、ユーゴスラヴィアで八五％（一九三七年）、ルーマニアで九〇％（一九三九年）にも達し、これらの国では企業・銀行への外国からの直接投資の比率は極めて高かった。しかし、その中でもチェコスロヴァキアは外国資本への依存度が低く（一九三七年、一七・五％）、旧ハプスブルグ帝国の五分の一の領土と四分の一の人口にもかかわらず、旧帝国領の七十％の工業生産力を誇り、当時世界でも十指に入る工業国として東南欧の経済の要となっていたのである。昨年四月にダブリンで開かれたEC臨時首脳会議において、東欧諸国に対してEC準加盟に近い地位を与える「連合協定」が承認されたのはこういった背景からも理解することができよう。

いずれにせよ、今後東欧諸国は西側資本主義諸国との関係を深めていかざるをえない。一九八八年六月二五日、八十年代初めから交渉が開始されていたECとCOMECONの間で協定が成立したが、ECは一九八八年九月・十二月にそれぞれハンガリー・チェコと、さらに一九八九年九月にはポーランドと通商協定を締結している。昨年十二月ローマにおけるEC首脳会議では、中・東欧諸国とEC間の緊密化を目的とする「欧州協定」締結の期待、これら諸国に対する資金援助に向けた努力、チェコの経済安定と近代化・通過の兌

換制実現のための計画の支持、ブルガリア・ルーマニアに対する一億ECUの緊急食糧・医療品援助を決定した。その直前のEC蔵相理事会においてもハンガリーの国際収支改善のための援助の第二弾としての融資の実施を確認した。

個別に見ると、ポーランド・ハンガリーからの農産物の輸入はEC自体農産物の輸入地域であるため限界があるなどの制約がないとはいえないが、将来的な展望から言えば、東欧諸国はECを中心とする経済システムの一環を担っていくことになる。しかし、それは多くの問題を抱えていることも事実である。西欧型「国民国家」は「文明」としての資本主義に支えられた「国民救済」と一般には切り離し難い。東欧諸国が市場経済化のための大きな犠牲と努力を強いられているのは確かだ。これには、ポーランドのような急進的改革路線（「ショック療法」）、ハンガリーのような漸次方式（ステップ・バイ・ステップ）がある。いずれも民主化、自主管理、株式市場の定着化を狙っているが、前途は容易ではない（最近の分析では Labbé, Marie-hélène, "Les privatisations à l'Est", dans *Politique étrangère*, No. 2, 1991, IFRJ が有益）。急進的路線をとり始めたチェコスロヴァキアの経済学者マティエイカによると、市場経済へのソフトランディングには、大量の投資による拡張政策と輸入関税などによる保護政策の併用が必要である。経済自由主義を基礎にしつつも、当分は政府の干渉と結びつかざるをえないであろう（『世界』一九九一年十月号）。

そして、この「周辺」においてのドイツのプレゼンス拡大がある。最近の傾向としてフランス・イギリス・アメリカの対東側貿易が停

滞しているのに対して、旧西独・日本・イタリア・フィンランドの交易の伸びが目立っている。旧西独の対東側輸出額は六六五億フラン（一九八八年）、東側陣営の輸入全体の五・四％を占めている。

今後、さしあたって重要な貿易相手国と見込まれるチェコ・ハンガリーいずれに対しても輸出入ともに旧西独は四九・五七％を占め、第一位である。二位のイタリアがこの後者二ヶ国への輸出高で十一％台であることからすればその格差は明らかだろう（一九八八年）。EC諸国にとって東欧は潜在的な経済パートナーとして大きく浮かび上がってきた。そこで重要な役割を果たすのはドイツである。

東欧をも含めてヨーロッパ統合を均衡に保ちつつ、円滑に行っていくには各国の自己抑止的な理性的な対応が不可欠である。そのとき、「ナショナル」な要素を抑え、さらに東西間の政治的・経済的なハイラーキーな構造を克服しつつ、真に統合を推進していく強力なエネルギーは「ヨーロッパ意識」に支えられた普遍的な心性の認識によるものだろう。我国のヨーロッパに対する対応はどのような理解に基づいていることが望まれる。

（わたなべ・ひろたか 昭和五三年フランス科卒）

## ECへの求心力高まり、後退する中欧復活論

——模索続くポスト冷戦時代の欧州新秩序構築——

伊 藤 努  
(時事通信社)

### はじめに

筆者は、ソ連にゴルバチョフ政権が誕生した直後の一九八五年六月から八九年十月まで、「ドイツ統一前の西独（ハンブルク）とスイス（チューリヒ）の二カ国を拠点に特派員生活を送った。通算四年余の欧州在任中、ゴルバチョフ政権が推進するペレストロイカや「新思考外交」が東欧の社会主義諸国に大きなインパクトを与えていることを、各国指導者の演説や党機関紙の論説などによって知ることができた。

しかし、それがあの「ベルリンの壁」開放やその後の東欧共産党政権の相次ぐ自壊といった事態に発展するとは、正直なところ、その直前まで予測できなかった。帰国早々、東京で「ベルリンの壁」

崩壊の衝撃的ニュースに接して再び欧州にとんぼ帰りし、約二ヵ月間、激動の東欧情勢を現地でカバーする機会に恵まれた。それから早くも一年半が過ぎた現在、観察対象の一つだった東欧情勢の見通しの甘さに対する苦い反省とともに、間近にみた歴史の大きなうねりと、表面的には平穏だったそれ以前の情勢の好対照が今もなお強く印象に残っている（注・1）。

それはともかく、八九年後半から九〇年にかけて、一世紀に一度あるかないかというドミノ的革命を達成した中・東欧諸国の人々は、今高揚した宴の気分から一転して、インフレや失業など現実の厳しい風にさらされている。この一連の東欧革命の混乱がまだ収まらない九〇年夏、中東の一角で湾岸危機が起こり、それに伴う石油価格高騰や対イラク貿易の停止といった「逆風」もあり、経済再建がなか

なか安定軌道に乗らないことがやはり大きい。悲願の統一を果たしたドイツでは、その直後から「二級市民」といったレッテルを張られた旧東独市民と旧西独市民の新たな「心の壁」が問題となる一方、失業急増に抗議する旧東独市民のデモも起きるなど、一筋縄でいかぬ統一事業の難しい側面が浮き彫りになった。また、「モザイク国家」といわれるユーゴスラビアは積年の民族対立が一拳に噴き出し、連邦制崩壊の危機に直面した。このユーゴ危機の進行と時期を偶然同じくして、経済相互援助会議（コモコン）の解散とワルシャワ条約機構の解体が本決まりとなり、第二次大戦後に出来上がったソ連・東欧圏が名実ともに消滅した。東欧の民主化革命からわずか二年足らずの動きを簡単に振り返ってみるだけでも、この間の激動ぶりの一端がうかがえよう。ソ連の支配を脱した中・東欧諸国はこれからどこに向かうのか。ポスト冷戦時代の欧州新秩序の行方を左右しかねない中・東欧諸国の現状を追いながら、本稿のテーマである「中欧の復活と欧州の統合」に触れてみたい。

（注・1） 東欧革命の背景を各国別に深く、かつ丹念に掘り下げたものとしては、『摩擦と革命』（佐瀬昌盛著、文芸春秋）が参考になる。

## 一、冷戦後の地殻変動続く欧州

「欧州の少数民族紛争が偏狭な愛国主義といった過去の亡霊を目覚めさせ、全欧安保協力会議（CSCCE）首脳会議の成果を台無しにするようであってはならない……」。九〇年十一月にパリで開か

れたCSCCE首脳会議で演説したコール・ドイツ首相の口からは、その一ヵ月余り前の統一の喜びもそこそこに将来に対する不安の言葉がついて出た。案の定というべきか、連邦体制の崩壊に向かい始めたユーゴ情勢をはじめ、民族対立や経済困難を背景とするソ連のバルト諸国独立の動きは、コール首相の不安が一段と現実味を帯びつつあるかにみえる。

一連の東欧の激動を締めくくるこのCSCCEパリ首脳会議では、「欧州における分断と対立の終わり」が高らかに宣言された。しかし、欧州での冷戦終結を確認した同会議以降も、欧州では依然としてポスト冷戦時代に向けての地殻変動が続いている。その最大の「震源地」は何といても東側の盟主の座を降りたソ連であり、ゴルバチョフ政権の下で同国の経済改革がスムーズに運ぶかどうか、欧州をはじめ西側先進国の目下の最大関心事だ。九一年七月中旬にロンドンで開かれた先進国首脳会議（サミット）を機にメンバーでもないゴルバチョフ大統領が訪英し、同サミット参加七ヶ国首脳とじぎじきに会談、市場経済導入のための対ソ支援問題を話し合ったことがそれを象徴的に物語る。ソ連はロンドン・サミットで国際通貨基金（IMF）準加盟の切符を手にしたが、今後はソ連を世界経済にどう組み入れていくか、二十一世紀に向けての壮大な実験が始まった。その行方は、ゴルバチョフ政権自身が唱える「欧州の共通の家」構想をはじめとする大欧州圏実現の成否にも直接的な影響を与えることになろう。

ソ連から東欧諸国に目を転じると、最後までスターリン主義体制をとってきたアルバニアでもようやく民主的な変革が起き、三十五

番目の加盟国としてCSCEに正式に仲間入りした。アルバニアをめぐめる動きは歓迎すべきことだが、お隣りのユーゴでは民族対立が軍事衝突に発展、連邦解体の危機に直面している。また、ワルシャワ条約機構の解体によってソ連が東欧に対する影響力を失い、この結果、東欧地域には「力の真空状態」が生じた。これらの動きはいずれも九〇年秋のCSCE首脳会議の時点である程度予想されていたこととはいえ、いざ現実の事態を目のあたりにすると、その急転ぶりには改めて目を見張らざるを得ない。

こうしたなか、本稿執筆中の九一年六月下旬、欧州では二つの重要な国際会議が相次いで開かれた。欧州の新秩序づくりの担い手として期待を集めているCSCEの外相会議（ベルリン）と、九二年末の市場統合にあと一年半と迫ったECの首脳会議（ルクセンブルク）だ。ともに半年以上も前に予定されていた会議だが、期せずして緊迫の一途をたどっていたユーゴ情勢が大きなテーマになった。これは裏返せば、ユーゴの民族紛争への対応が欧州全体の安全保障体制づくりや統合の動きとも密接にかかわっているとの共通認識が各国にあるためだ。

また、今回のユーゴ危機は、連邦制の維持（国家主権）と民族自決の調和をどう図るかという古くて新しい問題をつきつけた。この問題にどのように対処するかは、欧州連邦や欧州合衆国といった目標を掲げて超国家的組織づくりに取り組む欧州諸国、とりわけその中核を担うとみられるECにとって避けて通れぬ問題といえる。

ユーゴ問題が大きなテーマとなった二つの国際会議のうち、CSCE外相会議では、域内の紛争を政治的に防止するための緊急対応

メカニズムの具体化で合意し、加盟三十五ヶ国中、十二ヶ国の支持があれば、外相会議を補佐する高級事務レベル委員会の会合を緊急招集できることが決まった。バルト問題を抱えるソ連はこの緊急メカニズム発動問題では当初、CSCEの従来のコンセンサス（全会一致）方式を踏襲するよう要求した。しかし、フランス、ドイツなど西欧諸国は「CSCEによりダイナミックな機能を持たせる必要がある」（ゲンシャール・ドイッ外相）などと説得、ソ連の譲歩を引き出した。この十二ヶ国という数字は、ECの加盟国が十二ヶ国であることを考えると、意味深長だ。つまり、EC諸国がそろって支持すれば、緊急メカニズムを発動できることになる。九〇年のパリ首脳会議で策定が原則合意されていた緊急対応メカニズムがベルリン外相会議で迅速に具体化をみたのは、ユーゴ情勢を念頭に置いたためともいわれるが、連邦軍の介入などその後の情勢緊迫化に伴い、翌七月初めチェコスロバキアのプラハで高級事務レベル委員会の初会合が緊急招集された。CSCEがユーゴ紛争の解決にどのような影響力を行使できるか、緊急メカニズムは具体化早々にその試金石を問われる形となった。

また、九二年末の市場統合を控え、政治・通貨統合条約（改正ローマ条約）の改正問題や外交、安全保障政策の共通化など多くの政治課題を話し合う予定だったEC首脳会議でも、急遽ユーゴ情勢討議に時間の大半が割かれ、関心の深さをうかがわせた。ECは首脳会議の開催と前後して、現、前、次期EC議長国三ヶ国の外相をユーゴに派遣、和平仲介の努力を続ける一方、首脳会議では対ユーゴ経済援助の供与停止をちらつかせながら、ユーゴの関係当事者に

紛争解決への圧力をかけた。

CSCEとECは加盟国の数や組織・機構の性格も違うとはいえず、ともに今後の欧州統合プロセスのなかで大きな役割が期待されている。その二つの国際組織が一樣にユーゴ問題に強い関心を示したのは、この問題がユーゴ一国にとどまらず、チェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリアなど、国内に民族対立を抱える他の東欧諸国にも飛び火する危険性のあることを認識しているからにほかならない。ソ連や東欧諸国における紛争は、平和的な欧州統合の流れに逆行するばかりでなく、東西間の「壁」が取り払われただけに、冷戦時代とは違って西欧諸国にも直接的な脅威となる。具体的には、大量の難民流入といった事態だ。九〇年秋のバリ首脳会議以来初めて開かれた外相会議で、政治的サロンの域にとどまっていたCSCEの機構化の第一弾として危機管理のメカニズム確立に議論が集中した理由の一端もそこにある。

もとより、米ソを含む三十五ヵ国が加盟する大所帯のCSCEは今のところ、欧州の安全保障体制を話し合う場にすぎず、その限界もおのずと明らかだ。緊急対応メカニズムに基づいて招集される高級事務レベル委員会が単に勧告と決定を行うだけで、制裁機能を持つていないことがその一つの例証といえる。現実的な影響力の行使という点ではむしろ、ECが対ユーゴ金融支援停止という圧力をテコにユーゴ当事者による話し合い解決の可能性（ブリオニ合意）を引き出したように、ECの果たす役割が依然として大きい。いずれにせよ、ECがユーゴ危機に迅速に「介入」した背景には、統合によって生じるはずのECの新しい力が欧州域内の民族紛争に伴う

混乱で分散化するとの危惧があるのは間違いあるまい。

## 二、中・東欧の西側接近に「壁」

ユーゴ危機は欧州の秩序づくりに一石を投じた形だが、ワルシャワ条約機構解体の結果、事実上の中立国となった中・東欧諸国の場合、新秩序の行方はより切実な問題といえる。ワ条約機構の解体は長期的には東西欧州の政治的一体化を促進することが予想される半面、新秩序が出来上がるまでは中・東欧地域に安全保障体制の空洞をもたらすからだ。NATOに対峙する軍事機構としてだけではなく、六八年のチェコスロバキアの「プラハの春」に対する弾圧など東側陣営の「監視機構」の役割を担ってきたワ条約機構の解体は、「ソ連支配からの解放」という点では当然の東欧諸国にとっての念願であり、歓迎すべきことに違いないが、それと同時に今後の同地域の安定をいかに確保するかという厄介な課題をつきつめた。

非共産勢力がほぼ軒並み政権の座に就いた中・東欧諸国は、こうした事態を受けてECへの準加盟申請や北大西洋条約機構（NATO）への接近など、西側の諸機構・機関との交流、協力強化の道を探っている。これらの国々が「西側復帰」を急ごうとする背景には、それまでの共産党一党独裁時代の「対ソ従属」に対する反動といった側面とともに、経済的な動機や、国内の経済危機や民族対立で先行き不透明なソ連が最大の潜在的脅威になったという認識がある。

九一年三月、東欧の国家元首として初めてブリュッセルのNATO本部を訪問したチェコスロバキアのハベル大統領は「NATOこ

そ欧州の安全保障の核だ」と述べ、同国の加盟に道を開くように訴えた。このハベル大統領の発言をめぐっては、欧州が主体となって独自の安全保障体制確立を目指すミッテラン仏大統領が批判するなど、波紋を巻き起こしたが、発言の背景には、チェコスロバキアにとってはソ連と並ぶ潜在的脅威であるドイツを、米国の軍事力によって牽制しようとする深謀遠慮がある。こうしたチェコスロバキア新政権の思惑に対し、NATO側は「欧州の力の均衡ラインを東に進める気はない」（ウェルナー事務総長）などと、東欧諸国の加盟には否定的だ。NATOは九一年六月コペンハーゲンでの外相会議で、「東欧とのパートナーシップを目指して」と題する声明を発表したものの、東欧諸国の加盟には慎重な姿勢を再確認した。こうした姿勢をとる裏には、ゴルバチョフ政権の対西側協調路線を損なう事態は避けたいとする高度の政治的判断があるのは間違いない。

東欧地域の「力の真空」状況に対し、ルーマニアは英国やフランス、ドイツなど西欧九カ国で構成される西欧同盟（WEU）に対応する形で、ワ条約機構の東欧メンバーによる「東欧同盟」の結成を提唱している。しかし、この構想にはチェコスロバキア、ハンガリー、ポーランドがそろって反対しており、目の目をみる可能性はほとんどない。チェコスロバキアなどが反対に回っているのは、軍事的に弱小な国同士の集まりが安全保障の役に立たないことを熟知しているだけでなく、これらの国々の間に軍事同盟を新たに結成する歴史的土壌がないことのも表れでもある。当面、ECやNATOへの加盟が実現しない見通しとなったことから、東欧諸国はCSCCEの役割強化に期待を寄せる一方、西側の機構や各国と条約や協定を

結ぶことによって自国の安全保障を少しでも高めようと懸念だ。

ポスト冷戦時代の欧州の安全保障をどう構築するかをめぐっては、西側内部にも大きな意見の対立がある（注・2）。NATOは九一年十一月にローマで開く首脳会議で、ワ条約機構解体など欧州の新しい政治・軍事情勢を踏まえて新戦略を策定する予定だ。この首脳会議に先立ち、同年六月の外相会議では東欧諸国との協調を再確認するとともに、湾岸戦争のような域外の地域紛争に対処するための緊急展開軍の創設が決まった。緊急展開軍構想から、NATOの軍事機構に加盟していないフランスは排除されたが、そのフランスは、米国抜きでWEUの強化を図り、将来的にはWEUをECの防衛部門に育て上げようと考えているだけに、先のNATO決定に不満が強い。これに限らず、NATOを引き続き欧州安全保障の核とすべきだとする米国や英国と、WEUの強化を主張するフランスなど一部欧州大陸諸国との対立の根は深い。

一方、ワ条約機構の解体で東欧の同盟国を失い、孤立感を深めるソ連はここに至りてCSCCEの役割強化を主張し始めた。その裏には、引き続き軍事機構として存在するNATOを牽制する狙いがあるとみられる。ただ、CSCCEも現時点では軍事衝突を抑える具体的な力を伴った安全保障機能を持ってはならず、「CSCCEが全欧州の安全保障理事会の役割を果たし得る」（ベスメルトヌイフ・ソ連前外相）というまでにはまだ相当の道のりが必要だ。いずれにせよ、欧州新秩序づくりの前途には、ユーゴの民族紛争への対応で表面化した危機管理システムの確立をはじめ、NATOとCSCCEの役割分担や東欧地域の「力の真空」をどう埋めるかなど、議

論を煮詰める必要のある問題が山積している。

(注・2) 大西洋同盟の将来像についてドイツ保守派の見解をわかりやすく解説したものととして、九一年五月六日付「デイ・ウェルト」紙に掲載のロタール・リュール記者の論評が有益。

### 三、難航する東欧の経済再建

そうした安全保障の確保もさることながら、東欧諸国にとつての急務は国内経済の再建。統一を達成したドイツでは、旧東独地域の経済が予想以上に悪化、一時はデモやストが繰り返されるなど、社会不安が深刻化した。東側の失業者は事実上の半失業者である操業短縮対象労働者を含めると、三〇％を突破したが、これはヒトラー率いるナチスが勢力を伸長させた三〇年代の恐慌期をも上回るものだ。八千に上る旧東独国营企業の管理、民営化を担当するドイツ信託公社のローウェッター総裁暗殺テロ事件(九一年四月一日)は、こうした社会不安に乗じて極左組織のドイツ赤軍が起こしたものとみられ、旧東独経済再建に暗雲を投げかける格好となった。

政府への不満は旧東独地域だけではない。旧西側のドイツ国民の間でも、コール政権が統一のための増税はしないという選挙公約に反して、所得税や石油税の大幅増税を発表したのを機にコール批判が高まり、九一年に入って旧西独地域で行われた州レベル選挙では連敗を重ねている。今のところ、コール首相に対する支持急落が政権の足を大きく揺さぶる状況にはないが、同政権としてもこれまで以上に旧東独経済の立て直しに力を入れねばならず、これがEC

統合や中・東欧支援問題などでドイツの行動を消極的にさせる要因として作用する可能性もある(注・3)。

かつては東欧圏における「経済の優等生」といわれた東独がドイツ政府の財政支援によってもなかなか経済的苦境から脱却できないことに示されているように、東欧諸国の経済再建の前途は多難だ。

自由選挙の洗礼を受けた新政府はいずれも、巨額の対外債務や財政赤字、古い生産システムといった共産党政権時代の負の遺産を引き継ぐことを余儀なくされた。そうした桎梏から脱するだけでも難事だが、さらに不運だったのは未知の市場経済移行に乗り出そうとした矢先に、イラクのクウェート侵攻に伴う湾岸危機が勃発したことだ。この結果、一時的とはいえ、石油価格の高騰や対イラク貿易の停止といったとばっちりを受けたほか、ソ連による石油・天然ガスの供給消滅、コメコン域内の多角的な貿易決済の手段だった振替ルーブル方式の廃止に伴う対ソ貿易の急減も重なって、経済混乱に一層の拍車がかかった。

平均的な国民の生活も程度の差はあれ、一樣に革命前よりも悪化した。市場経済移行で先頭を走るハンガリーとポーランドでは、財政赤字の元凶だったさまざまな補助金を削減、あるいは撤廃したことにより、物価が二、三倍に跳ね上がり、工場の操業短縮で失業者も急増。失業者は旧東独の三〇％を筆頭に、他国でも軒並み一〇％前後に達する勢いで、社会保障制度もなく、新規の雇用を創出できるメドも立っていない状況下であることを考えれば、これらの数字は相当厳しいものといえる。やや古い統計だが、米国のモルガン・スタンレー銀行は九〇年末に発表した報告で、ソ連・東欧の失業が

ピークを迎える九四年には東欧諸国で千二百万人、ソ連で四千七百万人の失業者が出ると予測している。九一年七月のロンドン・サミットで、ドイツやフランス、イタリアがそろって対ソ支援に積極姿勢をみせた背景には、こうした大量の失業者が何らかのきっかけで経済難民となって地続きの西側に押し寄せてくることへの強い危惧がある。

東欧経済再建のテストケースとみられているのが、政治的民主化を主導し、いち早く市場経済の移行に本格的に乗り出したポーランドである。同国でも通貨切り下げによる輸出の不振や工業生産の大幅減少、失業の増大など、市場経済移行に伴う困難に直面しているが、ちょうどそうした時期に行われた九〇年末の大統領選挙では、一時的に国民に犠牲を強いる緊縮政策をとっていたマゾビエツキ首相(当時)が惨敗を喫し、前政権の経済政策を批判した「連帯」のワレサ氏が大統領の座を射止めた。しかし、ワレサ大統領も責任ある立場に就いた今となっては、IMFなど西側も評価していた前政権の緊縮政策を大幅に修正するわけにはいかないことを認識しつつある。東欧諸国は過去四十年以上にわたって政府主導の計画経済の下で運営されてきたため、市場経済のノウハウも十分知らなければ、労働者や国民にも競争経済への適応能力に問題がないとはいえない。ポーランドの「実験」は、各国が共通に直面する課題といえる。

東欧諸国を不安に陥れているのは、安全保障面や経済再建の前途ばかりではない。ワ条約機構が九一年七月プラハで開いた政治諮問委員会(首脳会議)で同機構の解体を正式に決めた直前、ソ連・東欧圏の経済的支柱だったコメコンも解散したが、コメコンの受け皿

はまだできていない。経済的に西側接近を図る東欧諸国も、石油、天然ガスなどエネルギー供給の分野を中心にソ連との経済関係は残しておきたいとの考えでほぼ一致している。コメコンの受け皿を完全に失うことに不安を抱く東欧諸国と、東欧とのパイプを残しておきたいとするソ連の双方の思惑の産物で、「国際経済協力機構」といった新組織の設立構想が浮上しているのはそのためだ。ただ、伝統的に西欧とのつながりが深いチェコスロバキアに代表されるように、コメコンに代わる新組織の設立よりも、EC加盟の実現など西側との一体化によって活路を開こうというのが大勢で、東欧諸国とソ連の経済的きずなが今後薄れていくのは必至。しかし、東欧諸国が熱い視線を送るECは九二年末の統合やその後の政治・通貨統合の取り組みに懸念で、「加盟は早くとも十年近く先の二〇〇〇年以降」(ミッテラン大統領)になりそうな雲行きだ。民主化達成後の国内経済再建が予想以上の困難に直面しているのに加え、ポスト冷戦時代の安全保障、対外経済面であるべき姿が見えてこないことが東欧諸国の不安を一層募らせている。

(注・3) ドイツ統一から半年後の旧東独地域の経済事情を特集した米誌『ニューズウィーク』(九一年四月一日号)は、ドイツ五大経済研究所の楽観的な合同予測を引用しながら、「旧東独地域の投資は九四年には配当となって戻り始め、その年はドイツ総選挙が行われる年である」と結んでいる。

## 四、強まるECの求心力

ところで、八五年以降本格的に始まったECの市場統合の取り組みが一定の成功を収めたことに触発されて、周辺の域外国に対するECの求心力は強まる一方だ(注・4)。北欧からアルプスまでECを取り巻くように位置する欧州貿易自由連合(EFTA)諸国がECと合体して拡大市場「欧州経済地域」(EEA)結成に積極的に動いているほか、経済改革で先行する中欧三ヵ国もECへの接近を図っている。このうち、ハンガリーなど中欧三ヵ国はオーストリア、スウェーデンなどEC加盟を目指すライバルが多いなかで、九一年中の準加盟、今世紀中の正式加盟という目標の実現に向け、ECへの働きかけを一段と強めている。

このように、欧州統合に向かうプロセスでECの求心力が格段に高まっていることから、ドイツを含む中欧圏の復活論議もこのころめっきり姿を消している。ドイツ統一(九〇年十月)が秒読み段階に入っていた一年ほど前までは、欧州中央部に誕生する統一ドイツに対する脅威に絡んで、中欧の復活が西側マスコミによって盛んに喧伝された。しかし、新たな中欧圏の中核になるとみられていたドイツのコール政権が足元の旧東独の経済再建やECの統合を優先する姿勢をとっていることから、そうした論議も下火になっている。欧州統合プロセスにおけるECの存在が大きいことや、中欧ブロック形成に肝心のドイツが消極姿勢をとっているとあったことだけが理由ではない。中欧を意味するドイツ語の「ミッテルヨーロッパ」とは、地理的に現在のドイツのほか、チェコスロバキア、ポーラン

ド、ハンガリー、オーストリアを含む地域を指すが、ドイツを除く中欧諸国がそろって、歴史的にドイツ勢力圏のニュアンスを持つ「中欧の復活」に否定的立場をとっていることが大きい。

その背景としては、これら中欧諸国が同地域最大の経済力を持つドイツとの関係強化の必要性を認識しつつも、逆に、ドイツによる影響力拡大や経済支配を恐れていることが指摘できよう。ドイツを飛び越える形でECに直接接近する動きを強めたり、ドイツ抜きで地域協力を強化しているのはその表れだ。そうした中欧地域の協力機構としては、九〇年八月に結成された中欧五ヵ国会議(通称IIベントゴナルII五角形、その後ポーランドが加盟し、ヘキサゴナルII六角形IIとなった)や、ハンガリー、チェコスロバキア、ポーランドの中欧三ヵ国首脳による集まりがある。特にこれら中欧三ヵ国の間では、九一年秋から自由経済圏設立に向けての交渉が予定されるなど、経済面を中心に緊密な協力関係が軌道に乗りつつある。

ただ、九一年二月にハンガリー、ビシェグランドで開かれた中欧三ヵ国首脳会議で採択された共同宣言が「欧州への復帰における共同歩調」をうたっているように、西欧への統合と市場経済の創設という共通の目的に向かって協調していくのがこの三ヵ国の最大の狙いであり、新たな地域ブロック形成という意味合いは極めて薄い。同宣言は、三ヵ国が共通の課題、利害を抱えることを指摘したうえで、①市場経済に基づく経済協力、資本・労働の移動、②安全保障問題に関する意見交換——などを目標に掲げているが、これらほとりもおおざ、将来のEC準加盟や正式加盟に向けた環境整備、なしいしは「地ならし」といったいいものだ。このため、これらの中欧

の地域間協力が今後さらに発展し、ドイツ統一前後にとりざたされた「中欧圏の復活」につながるかとすると、これに否定的にならざるを得ない。

中・東欧諸国やEFTA加盟国から熱い視線を浴びるECだが、EC統合の動きについては、九二年末の市場統合は秒読みに入ったものの、その後が続く経済・通貨統合、さらには政治統合の論議は依然として難航している。九一年六月末にルクセンブルクで開かれたEC首脳会議では、同年末までにECの憲法であるローマ条約を改正し、政治を含む統合の道筋を固めることを再確認したが、肝心の中身をめぐっては主要国の間でも意見の隔たりが大きく、今後の展開は予断を許さない。

九一年上半期のEC議長国・ルクセンブルクがまとめたローマ条約改正案には、単一通貨による経済・通貨同盟（EMU）創設のほか、EC統合の最終目標として「欧州連邦」が初めて盛り込まれた。しかし、この二つの目標をめぐっては、サッチャー政権からメジャー政権に代わり、欧州統合問題で柔軟姿勢に転じたといわれる英国が再び強く反発しているほか、EMUでも統合推進派のドイツ内部に根強い抵抗があるなど、ルクセンブルク案がすんなり採択される可能性は小さく、今後の展開は流動的だ。

とはいえ、ミッテラン大統領とともに欧州統合推進派のコール首相は「二十一世紀にはECの政治統合から欧州合衆国に向かう道が明確になる」と予想している。ドイツ統一を成し遂げ、その余勢を駆って欧州統合にも自信をみせるコール首相の見通しが実現するかどうかを占うためには、少なくともあと数年間のECやEFTAの

動向とともに、中・東欧諸国の市場経済移行の取り組みを見守らなければなるまい。そうした中で、欧州統合に向けての政治目標を持ち、かつまた西欧最大の経済力のあるドイツが中心的役割を担うのは間違いないとみられる。

（注・4） EC市場統合への取り組みが本格的に始まった八五年以降、企業の合併・買収や設備投資が活発になり、この結果、EC域内の実質成長率は七四〇八四年の年平均一・九%から、八六年以後は三%前後に急上昇した。しかし、それにもかかわらず、日米両国に比べると、成長率は劣り、産業競争力の格差も拡大しつつある。

（いとう・つとむ ドイツ科昭和五二年卒）

## 冷戦後のヨーロッパ… 悪夢か渴望か？

Makiko Hamaguchi-Klenner

### 一、なぜ「悪夢」なのか？

こんなSF小説のようなことが起こったらどうだろうか？

ある日、銀座に出かけたとする。地下鉄を降りるといつもと様子が違う。あたりに悪臭が漂い、あちこちに乞食が座っている。地上にあがってみると和光や松屋の前には外国の辺鄙な地からやってきたのであろう、数多くの移民が物珍しそうに window shopping をしている。ある者は人の手をひっぱってまでお金を請う。あまりいい気はしないが一応小銭でもと思い、出す。でも、そのうち何回も同じようなことが繰り返されると当初のうろたえは消え去り、「お国から援助が出ているではないか！」と開き直り、自分の歩き慣れている街角から聞こえてくるわけのわからない大声に腹を立てて、家に戻ってみると財布はなくなっている。

このような光景があったとしたら、東京を「わが街」と愛する多

くの人々にとってこれは一つの「悪夢」に違いない。だが現に、ヨーロッパの大都市においてはこれに似た情況がすでに生じており、住民は戸惑っている。街の雰囲気が変わってしまったうえに、住民の安全は脅かされ、治安対策も整っていない。「一つのヨーロッパ」への渴望とは裏腹に、現実には犯罪が多発しており、車の中のものゝ盗まれ、テラスのベンチは夜中に消え去り、戸締まりは二重にせねばならない。犯罪者はもちろん外国人とは限らない。しかし、東欧の政治不安を逃れてきたジプシーなどが来て以来、犯罪の数が急

に増えたのは誰しも認めることである。

### 二、東欧の苦悩

一方、現在過渡期に立っている東欧での犯罪と不安は西側以上のものであり、その苦悩は深刻である。いわゆるポスト共産主義国の

東欧七カ国には次のような無政府的状态による経済的、社会的、さらには日常生活、人間関係、自然環境にいたる様々な困難が解決しにくい問題として存在している。

- 急激な生産低下とインフレの進行
- 特に公共部門における失業率の上昇（一九九四年には全労働人口の二一％に及ぶと予測されている。）
- 当面継続されるであろう生活水準の低迷
- 石油その他の物価の上昇
- コメコン間貿易の急激な縮小とhard currency tradeの開始
- 外国からの援助金は建設的に使用されず、一般消費に費やされている
- 対外債務の漸増
- 政治的不安が持続し、形式的選挙はあるものの民主的基礎の確立にはまだ時間がかかりそうだとしたこと
- 新しい文化に対する自国のアイデンティティが見つかるまで精神的不安が続き、西への人口移動がさらに増えること
- 公共施設利用の大幅カットと、家賃の上昇
- 教育理念、教育制度の変化とそれにとまなう不足
- 家族生活の変質
- 旧共産党員の *nomenklatura elite* の意識が簡単にはなくならないこと
- 巨大な国家企業に従事していたプロレタリア労働者の意識もすぐには変わらず、将来に対してあまり希望をいだいていないこと

○ 旧体制で甘い汁を吸っていたものが旧来の縁故を利用して引き続き利権を確保していくだろうということ

○ 軍と企業の癒着がまだ継続しそうだということ

○ 西側にあるような労使関係の規律が欠除していることによつて、労使おのおのの利益追求に歯止めがきかず、労働者はストライキを何回も繰り返すであろうこと

○ 河川、土地、大気の汚染は著しく、西側の安全基準に則していない工場と建物が多いこと

○ 文化遺産と自然のはなはだしい軽視による破壊

これらの多くの問題を抱えた東欧にはいちはやい改革が要求されている。そのためにはしかし、避け難い事実として、私有化が急激かつ乱暴な手段をもってなされなければならないのだが、その変革は西側の市場のすき間においてでしか実現されえないというジレンマが存在しているのである。

なお皮肉なことには、この変革がいかに急激になされたとしても東欧の「過渡期」は長い時間を要するだろうということである。東欧の苦悩はこの悪循環の中を当分の間、くぐり続けることになるに違いない。

もっとも、七カ国の間にはその経済力に差があり、ドイツとオーストリアを国境にもつポーランド、チェコとハンガリーは中ではもっとも進んでいる。この三国はEC、米国やアジアの企業から海外投資を受け易い立場にあり、特にポーランドは資金集めにたけているようである。例えば、ポーランドはIMFの援助によって大幅な経済安定計画を遂行しているが、その上、最近三三〇億ドルの負

債の半額が西側諸国より免除になり、その過半はドイツが担った。しかし、これらの処置にもかかわらずインフレは毎月5%増大している。チェコはポーランドに比べて負債は少ないが、これを返済する立場をとっている。戦前の社会民主主義がまだ生きており、又、特殊技能者も多い。選挙を通して民主的に選ばれたハーベル大統領にとってはなるべく改革を「ゆっくり」実行していきたいところであるが、その財政担当大臣はハンガリーの同大臣と同じくIMF支援による「急いだ」財政政策を強行しようとしている。なお、これら三国はすでにEC加盟の希望を表明している。

以上、旧共産国の苦悩について若干述べたが、「東」を援助せねばならない「西」自体にも経済格差やその他の問題があり、既存ECにとっても近い将来はバラ色でないことを次に見ていきたい。

さて、日本の古き友ポルトガルと新しき友ドイツに目を向けてみよう。この二国は国力からしてECのはほ両極端を代表しており、今後のECの動向と諸課題を評価していく上で何らかの参考になりそうである。日本としてもとりわけこの二国からはまだまだ学ぶところが多いうにも思われる。

### 三、「貧国ポルトガル」

まず、ポルトガルをみて興味深いのはその歴史的経過である。一九七四年の「革命」に至るまでポルトガルは五〇年間（その植民地との接触は除いて）ほぼ孤立して独裁政権を続けていた。「七四革命」を契機に社会主義体制に入り、銀行や企業などが国有化された。

やっと八〇年の半ばに国際社会の仲間入りをして八六年にEC加盟国となる。その後、ECの補助金を受けることにより、急激に市場経済を確立することが可能となり、短期間に成果をあげている。西側の国でありながら歴史的に東欧諸国と似た問題をかかえているポルトガルをみていくことは今後の東欧諸国を検討していく上で、そのEC加盟の可能性と限界を示唆してくれる。

ポルトガルではEC基金はその社会的、構造的、そして地域的な近代化のために使われている。インフラストラクチャーや交通機関、工業と手工業（伝統的なクツと紡績製品は全輸出の三〇%）、農業（全労働力の一八%）、教育と熟練工の育成などがその主な使途である。

なお、海外投資の積極的受け入れによって新しい就業の可能性が生まれており、労働力不足のある部門においては相応の賃金上昇がみられると聞く。生活の水準はヨーロッパの平均に近づいてきていて、消費ブームが台頭してきている。税制度は改善され、困難な住宅政策でも少しは柔軟性を呈しはじめ、中間層にも供給が広まってきた。それと同時に、熟練工が多く、例えばドイツの有名なカメラのライツ社がポルトガルに生産工場を作ったのは、賃金の低さもあがるが、職人の腕がいいかららしい。

そうはいっても問題はまだまだ多く、インフレ率（一三%でEC平均の二倍）、失業率（公式には四・五%）と物価上昇率は共に高いし、その結果としてGNPは低い（それでも八六年以来毎年四〇%以上の上昇をみせている）。また、貿易赤字と対外債務額（ほぼGDPの七〇%）は、観光による多額の収入やEC補助金（五・五億ド

ル)に加え、輸出増加(一九九〇年は二六%)や政府の激しい金融政策をもってしても少なくならない。債務の返済や上述の消費ブーム、又はECメンバーとしての資金拠出もその原因であろう。

その他、社会面でも立ち遅れが目立つ。教育制度(とりわけ施設が足りないこと)、保健制度(公・私セクター間の差)などに改善すべき点が多く、公共事業施設は貧弱で安全基準上も問題がある。その上、ポルトガルはその昔の植民地からの移住者が多いが、その受け入れ体制は不十分である。これらの問題を解決すべく、九二年のEC統合を目ざして更に急激な改革と徹底的な競争が繰り広げられようとしている。東欧を競争相手とみるようになったポルトガルはこの改革をより緊急な課題と受けとっているようだ。

改革の目標とは一つに経済における「公的」役割を減少させ、二つにはEC基準金融法の導入である。国立銀行はこの二、三年のうちに私有化(外国も含めて)されるものと見られているのが、この速さでやっていってもあと一〇〜一五年もしないと他のECメンバー国とのギャップを埋めることができないといわれている。「公的」経済の短所とみられているのは、(東欧でもそうであったように)資本不足、重構造、過剰労働力、負債超過、決定スピードの遅さなどの非柔軟性である。もっとも、急ぐこと自体に伴う欠点も見のがしてはならない。まさに、「das Zerstörerische in der Schnelligkeit(『急ぐことに内在している破壊性』の意味)」は「das Produktive in der Langsamkeit(『ゆとりをもって対応することの生産性』)に対していわれたことばであり、今のポルトガルや東欧の危険性を的確に言い表わしている。ポルトガルの現在の改革は伝統的

な零細工場をつぶし、貴重な建築物や文化財を破壊する可能性を含んでいるのみならず、旧き良き人間関係や自然をも喪失させている。

#### 四、「富国ドイツ」

ドイツに話を移そう。GNP二・四兆マルク、インフレ率(東の統合もあり、現状三%程度)等の経済指標をみただけでもECの中ではかなり「豊かな国」である。だが、ドイツも「富国日本」と同様、戦後、経済目標ばかりに追われてきた今日、「経済大国」である以外のアイデンティティを模索している。「Made in Germany」と記してある製品のもつかつての「大丈夫で長持ち」のイメージは、

「Made in Japan」の商品がこわれにくくなってきたことで、ドイツ特有のものでなくなりつつある。そこで最近しきりに強調されるのが「ヨーロッパの架け橋」としての新しいドイツのイメージである。日本のPax Japonicaのイメージに少し似ている。実際のところ、ドイツはその統合を通じて東西ヨーロッパ、そして南北ヨーロッパをまとめていく経済的、地理的好条件をそろえている。ではドイツのECへの貢献とは具体的にどのようなものなのか。EC諸国総人口三・五億人のうちドイツ人はその二三%を、そしてGNPは加盟国一二ヶ国の二八%を占めているが(ポルトガルはちなみに一・七%である)、八九年にはネット約一四〇億マルクを拠出している。七一年から八九年の合計は約一〇七〇億マルクであった(註を参照)。もちろん、出せばかりで利益がないわけではない。市場包容力の拡大による企業利益の他に関税の緩和や国境手続きの簡略化などの

メリットもあろう。また国家の治安や環境問題を解決する立場からの利点なども多く考えられる。

だが一方で、「ドイツの統合」に関連する支出が予想した以上に多いのである。「統合」を悲観的に見ていた人ですら今日の楽観者であるといえるぐらゐ東ドイツの困難は明らかに過小評価されていたのであり、どの政党もこれという対策をみいだせないでいる。最近辞職した連邦銀行のペール氏によると「統合」後、旧西ドイツは旧東ドイツに一四〇〇億マルクの補助金を支出しており、(以前は国外支出に入れていた数字であるが今は国内支出として表われてくる)この額は東のGNPの半分以上にあたり、その大部分が一般消費に使用されていることに問題ありと指摘している。なお、失業手当等の社会補助金に依存して働く意欲が低下しているともいわれている。一九九四年を目前に東西同一賃金が目標になっているが、旧東ドイツの賃金はすでにイギリスの三分の二であり、ポーランドの五倍である。東の人のための「再教育」のためにも多くの人材と資本が必要であるが、これも西側の投資家の思惑や、実際の就職口が足りない現状からしてなかなかうまくいっていない。

この他、西側には三年寝太郎的な風潮、例えば病氣休暇、保養休暇と保養後休暇などの健康保健の悪利用が氾濫しているが、(ドイツでは仕事日一〇〇日のうち八・五日は休みがとられていて、スウェーデン、ノルウェーにつづいてヨーロッパでは三位である)この傾向は東側で更に強くなりそうである。又、心配になるのはいきすぎたLiberalitätとToleranzである。戦後の反省として出てきた新しい価値観があまりにも強調されてきたために、例えば子供の暴力

や犯罪の責任を、親はいとも軽く「Zeitgeist (時代の精神)」やら「アメリカのテレビの見過ぎ」などと片付けてしまう風潮がある。これも「尊敬すべき」ドイツの裏の一面だと思われる。

なお、前述のように、ドイツは旧東ドイツ以外の東欧の移民による社会不安に悩んでいる。去年の移民の総数は九〇万人だったが(ポーランド・ルーマニア・第三世界からのものが多い)、将来ソ連からだけでも二〇〇万人のドイツ人の子孫が流入すると見込まれている。今年の初めまでは移民入国に寛大であった政府も六月より「パーセント規定を定めて旧東ドイツにいたベトナム人やアフリカやトルコからやってきたものを次々に祖国に戻している。しかし、一方で東欧での政治不安を理由に、犯罪を引き起こすシブシーに対して、州によっては長期滞在許可を出さざるを得ないという矛盾も生じている。

国内の外国人の援助の上にドイツは東の国々への多額の経済援助を約束している。クウェート戦争のために出した額はもう話題にものぼらない。なお、首都ベルリンの移転は十年間で一〇〇〇億マルク以上かかるといわれており、この他、石炭部門などへの補助金をはじめとする国内支出も膨大である。

こうした支出に伴って、負債は増大し、各種税金等の増加(所得税、石油税、一四%以上の付加価値税に加え、社会保険負担の増加等)が決定されている。さらに物価や郵便料の切り上げもあり、国民の負担は毎年ますます重くなり、不満は堆積している。なお、内政問題として、移民の住居問題、犯罪増加、失業、公害、教育方面の大幅予算カット、保育園・幼稚園・老人ホームの人員不足などが

あり、その解決は急務である。又、いままで異なった政治体制だったことともなう旧東ドイツ側の社会的動揺(Sassiなどの)や東西の文化的見解の相違(例えば妊娠中絶について)も解消には時間がかかりそうである。

統合した強いドイツが近い将来、ヨーロッパをまとめていく架け橋になるだろうと考えた人も少なくなかったが、事態はさほど安易ではない事を現在のドイツは示している。

### 五、それでもなお「渴望」か？

いままでECの抱えている問題点をみてきた。それは東欧が西に流れ込む過程に生じる西側での社会的摩擦と出費増加であり、それはまた西側が東側に進出(資本や思想面で)していく際に生じる東側での経済的、政治的不安でもあった。一方、「西側」と呼ばれる国々の中にも経済格差があり、政治的、社会的課題もさまざまである。例にポルトガルとドイツを扱ってみた。

このように問題に問題を重ねるヨーロッパにはたして未来はあるのだろうか。「ヨーロッパ」と人は口にするが、この共同体はかつてのヨーロッパのように世界に大きな影響を及ぼす力をいまだに持っているのだろうか？

いままで政治家と文化人によって「ヨーロッパの繁栄」をめぐつてさまざまな「ヨーロッパ論」が提示されている。その根底には、「ヨーロッパの安全」を考慮しての平和への願望があり、それは戦争のない日常生活や高い文化、そして自然と個人の尊重に支えられ

た「故郷」への渴望であった。これと同時に歴史的背景と地理的条件による民族的な共通性が「ヨーロッパ」の根拠として挙げられ、実際、国境を越えた血縁関係もまれではなかった。なお、EC共同体の賛成者はその論拠として、共通した政治制度、似通った経済体制、そして「文化的同一性」を指摘した。最後のそれはキリスト教的精神、哲学的思想、法律体系、合理主義的思考、自然概念や芸術観等を指している。これらの「ヨーロッパ的文化意識」が共通のアイデンティティを明らかにし、この「ヨーロッパ的普遍性」をもってこそヨーロッパはその運命を共にすることができて、「汎ヨーロッパ(クレーデンホーベ・カレルギー 一九二三年)」なり、「ヨーロッパ合衆国(チャーチル 一九四六年)」なる理念が実現可能となるととされてきた。

いまでもなく、共同体に加盟したからといって自国の文化を捨ててしまうことにはならない。ドゴールが自分は「祖国としてのヨーロッパ」について語った覚えはないといったことはこれを示す。だが一方、行き過ぎた国家主義を警告したのがトインビーの「普遍的真実はない」であり、ロマン・ローランが「ヨーロッパの良心」といったのは第一次世界大戦中に世界のインテリが国境を越えて反戦に連帯することを訴えてのことだった。これらのヨーロッパ像は民族の色や慣習を全くなくすることと同義でない。因みに、実際にスペインに行って、短い皮ずぼんをはいたドイツのバイエルン人がドイツ人経営の喫茶店でドイツ製のコーヒーを飲んでいるのを見たならば、お国の色をなくすことなどが共同体の目的ではありえないことを感じるであろう。

それどころか、リベラル、ダイナミック、そして冒険的精神に富む西洋文明を産んだ旧大陸のそれぞれの国の Heterogenität をもってこそ「ヨーロッパ」はいままでアメリカ文化の影響に匹敵し、それを凌ぎうる Potential を持っているのである。

もちろん、EC が強くなれば、それに伴う問題もないではない。例えば農畜産物の補助金が GATT 規制に違反したり、EC 機構の官僚主義体制が強化されるなどが考えられる。

しかし、アメリカや日本の経済力と競争するためには、ヨーロッパ諸国の連帯は不可欠であり、国境を越えた問題（環境・労働・通貨・工業基準など）も協力的には解決できない。

だが、この「EC」がどのような構図をこれからとっていくかについて予測は難しい。そもそも右に述べた「ヨーロッパ像」は主に北大西洋諸国における、冷戦構造下の反共勢力の概念として生まれたのであって、スウェーデンはともかく、まさか昨日の東欧の共産国まで加盟を求めてくるとはおよそ考えられていなかった。去年の Financial Times にモアタイム氏が三〇年後のヨーロッパと題する空想的構図を披露した。彼は七つの政治的実体を考えていて、その一つを Scandinavian-Baltic Union としてスウェーデンを含めた北欧とバルト三国を一緒に、さらに Central European Union としては東欧とオーストリアとスイスなどを一括して考えていた。一年余りたった今日ではスウェーデンもいくつかの東欧の国も EC 加盟を申し込んできており、激変しつつある「ヨーロッパ」について予測がいかに難しいかを物語っている。

なお、ヨーロッパは東西問題の接点になっているばかりでなく、

旧植民地の移民が多くやってきていることからまさに東西南北問題がいりまじったるつぼの観を呈している。従って、時が経つにつれて、ヨーロッパの伝統的な人間関係や価値観も次第に変わっていくものと思われる。

とはいえ、目下はやはり「ヨーロッパ」が目標である。実際に、多くの一般の市民は自分を「ヨーロッパ人」と意識しており、他のヨーロッパ国民が困っているなら援助する姿勢を自発的に示す。ドイツの大統領ヴァイツェッカの「我々は皆と分け合うことができ」という言葉はこの考え方を反映している。キリスト教的慈悲の精神や人道主義に通じる考え方もしれないが、ここには自分があげたいからあげるのだという尊厳のある自我と意志の確立が見い出せる。これを失わず、更に強めていくことができるならば、ヨーロッパは幾多の困難を克服してついに強い「ヨーロッパ文明共同体」を築き上げることが可能だと思われる。

「完璧な社会」、そして「国境のない世界」の夢がなくなったといえども……。

## 註

ドイツの海外支出の統計を参照したい場合：Ising, Oinar : Deutsche Zahlung an das Ausland. Duncker & Humboldt, Berlin 1991.

(マキコ・ハマグチークレナー 中国科昭和四九年卒)

ヨーロッパとイギリス — 歴史的視点からの一考察 —

小松原 茂 樹

(ロンドンスクール・オブ・エコノミクス・アンド・  
ポリテイカルサイエンス 国際関係論修士課程在学)

We commit a serious error if we think always in terms of 'surrendering' sovereignty and seek to stand pat for all time on a given deal by proclaiming, as the prime minister did two weeks ago, that we have 'surrendered enough'. The European enterprise is not, and should not be seen, like that — as some kind of zero — sum game...

I have to say that I find Winston Churchill's perception [of the Community as a pooling of sovereignty] a good deal more convincing, and more encouraging for the interests of our nation, that the nightmare image sometimes conjured up by the prime minister, who seems sometimes to look out upon a continent that is positively teeming with ill-intentioned people scheming, in

her words, 'to extinguish democracy', 'to dissolve our national identities', to lead us 'through the back door into a federal Europe'...

It was remarkable — indeed it was tragic — to hear the prime minister dismissing, with such personalised incredulity, the very idea that the hard-ecu proposal (as put forward by her own chancellor) might find growing favour among the peoples of Europe... How on earth are the chaceor and the governor of the Bank of England, commending the hard ecu as they strive to do, to be taken as serious participants in the debate against that kind of background noise... It is rather like sending your opening batsmen to the crease only for them to find, the moment the

first balls are bowled, that their bats have been broken before the game, by the team captain...

The tragedy is—and it is for me personally, for my party, and for our whole people and for the prime minister herself, a very real tragedy—that the prime minister's perceived attitude towards Europe is running increasingly serious risks for the future of our nation...

The time has now come for others to consider their own response to the tragic conflict of loyalty with which I have myself wrestled for perhaps too long." (Sir Geoffrey Howe's resignation speech in the House of Commons, November 13th, 1990, *The Economist* 17-23 November 1990)

このスピーチの中で言及されている首相とは当時のサッチャー首相、スピーチを行っているのはこの数日前にサッチャー政権発足時からの唯一の生き残りとして十一年余にわたって政権を支えてきたサッチャー内閣の副首相を辞任したばかりのサー・ジェフリー・ハウである。「羊が吠えた」とも評されたこのイギリス議会史に残るであろう名スピーチは保守党内の分裂をまはや隠しようの無いものとし、結果的にサッチャー政権に引導を渡すものとなった。サッチャー政権崩壊の最大の原因は恐らくポールタクスを巡る大混乱とそれへの首相の対応を巡る国民感情の離反であったのであろうが、この演説は又、ヨーロッパを巡る国会議員間の感情的とも言える対立(必ずしも保守党内だけとは限らない。労働党内でも、かなり深刻な意見の相違は存在しているし、現在はニール・キノック党首の

一部にはサッチャー的ともスターリン的とも評されている強力なリーダーシップによって、又次期政権獲得のために、反対意見は押さえられているが、決して無いという訳ではない。)を浮き彫りにし、イギリスとヨーロッパの関係を巡る感情の複雑さとその根の深さを改めて認識させることとなった。イギリスにとってヨーロッパはどのような位置を占め、その歴史の中でサッチャー政権の十一年間は何のような意味をもち、今後は何のような意味を持つことになるのか、今回は主に第二次世界大戦後を中心として歴史的視点から論じてみたいと思う。

## 一、イギリスとヨーロッパ—サッチャー政権以前—

第二次世界大戦後のイギリスとヨーロッパの関係を見た場合、一言で言えば、イギリスの自らの役割と影響力の世界的衰退という現実への抵抗、超大国の地位、世界的役割への執着とヨーロッパとのより一層の統合の必要性への「屈服」の歴史であったと言うことができよう。ここでサッチャー政権に至るまでのイギリス外交におけるヨーロッパの位置付けを振り返ってみたいと思う。

二次世界大戦が終わった時点において、一九四五年秋の Lend-Lease のアメリカによる打ち切りをめぐるイギリス側の動搖に見られるように、イギリスが国際関係において最早従来のステータスを維持し得ないことは明らかであったと言える。しかし又同時にイギリスには、その現実を少なくともしばらくの間は直視しないで済む「好条件」に恵まれていた。その好条件には幾つかの要素が

考えられるが第一は当時の世界的混乱状態と他の諸大国の疲弊である。世界的義務を遂行する能力は確実に衰えてはいたものの、イギリスにとって変わる勢力がない世界情勢にあって、イギリスは依然としてアメリカに次ぐ存在として世界的役割を担うことを期待されていたのである。またこのような状況における冷戦の展開も見逃せない。一九四〇年代後半のヨーロッパにおける東西対立の激化、*“loss of China”*、朝鮮戦争、などに代表される冷戦状況の中でイギリスは当時アメリカを軍事的に支援できる唯一の同盟国であった。このためイギリスはその実質的実力の低下にもかかわらず、依然として*Anglo-American Partnership*を結成し、その一翼を担う事が可能だったのであり、IMFや国連の結成に果たした役割に見られるように、戦後世界秩序形成への貢献は大きいものがあつたと言えよう。

しかしこの一時の幸運は長期的に見た場合、必ずしも幸運であつたとは言えないであろう。それは、必ずしもその実力と見合わない戦後の大きな国際的役割が、伝統的にイギリス人の間で強かつた *sense of separateness from Europe*、言わば偽りの大國意識とも言うべきものを、その実態を認識しないうまま一層強固なものとする事となつたからである。イギリスにとってイギリスとはアメリカ、イギリス、ヨーロッパを結んだ大西洋同盟の中で、アメリカの側に位置するものであつたのであり、政治文化や伝統、考え方と言つたものを異にし、イギリス外交の三つの柱とも言うべきアメリカとのパートナーシップやコモンウェルスに比べて最も得るものが少なく、出さなければいけないものが多いヨーロッパはイギリスと

は“似て非なるもの”でもあつた。イギリス外交の三つの柱の中ではヨーロッパは最もプライオリティの低いものであつたということができよう。

この後、イギリスは刻々と変化する世界情勢、アメリカとの思惑の違い、コモンウェルスに於ける *Commonwealth* の喪失、自国の経済的衰退などの厳しい現実と、ますます強固なものとなつた非ヨーロッパ的国、世界的大國としてのイギリスへの願望の間で苦しい、そして苦惱に満ちた綱引きを繰り返しながら現実の要請に徐々に屈服して行つた。ブルーストリークミサイルの自主開発断念に続くアメリカへのスカイボルトミサイル供給要請、アメリカのスカイボルトミサイル計画断念に際してナッソー会談でのイギリスによるアメリカへのボラリスミサイル供給要請などの行動がドゴールの怒りを買つて拒否されたマクミラン政権時（一九六一年）の最初のEEC加盟申請も、数多くの問題にもかかわらずそれが行われた背景には大きな理由としてイギリス経済の予想外の不振、コモンマーケットが大陸に与えていると見られていた経済成長の効果、一流の経済力、軍事力維持のための民需用、及び、軍需用技術提携の必要性の認識などがあつたと言われているし、再度ドゴールによる拒否にあつたウイロンソン政権下でのEEC加入への再申請の背景にも、歳出見直し・削減政策下での軍事技術開発のためのフランスとの協力・提携の必要性、アジア地域から撤退しつづつあつたイギリスと、ベトナム戦争などもあつてアジア地域に力を注ぎ、イギリスの明確な支援を求めアメリカとの間の姿勢の食い違い、結果としてのワシントンにおけるイギリスの相対的地位の低下、インド、カナダ、オーストラリア

などのコモンウェルス諸国に見られるような外交の *reorientation* とイギリスにとってのコモンウェルスの有用性の減少などが挙げられている。イギリスはその後西ドイツなどとW E Uなどを活用してつながり深め、また労働党政権に取って代わったヒース政権下によるドゴール死後のフランスとの関係の巧妙な開拓等の甲斐もあって一九七三年一月にE C加盟を実現することとなった。

ようやくかかったE C加盟は、しかし、イギリスにとってその衰退を直ちに防ぐ救世主とはならなかった。一九七三年は第三次中東戦争が勃発した年であり、イギリスは、一九七四年に政権に復帰した労働党政権下の期間を通じて石油危機の結果としてのインフレーション、経済のリセッション、貿易収支の不均衡、労働問題等に悩まされることとなった。イギリスの衰退をさして「イギリス病」(the British disease)なる事が盛んに云々されたのもこの時期である。この時期のイギリスにおける一般的ムードを現すかのように駐仏イギリス大使ニコラス・ヘンダーソンは帰任に当たりややもすれば自嘲的なムードを漂わせながらこう述べている。

"We are scarcely in the same economic league as Germany and France... today we are not only no longer a world power, but we are not in the first rank even as a European one." (The Economist, 2 June, 1979).

## 二、サッチャー政権下におけるイギリスとヨーロッパ

十一年余に渡ってイギリスを統治したサッチャー政権がイギリス

に残した影響の功罪については昨年暮れの劇的辞任劇以来そう時間が経っていない事、またサッチャーの政治スタイルやそのイデオロギーがイギリス、そしてイギリス人の根幹にかかわるものであったことなどもあって、非常に議論が多い。しかしイギリスとヨーロッパという視点から見た場合、サッチャー政権の貢献は強い経済力、安定した政権、一貫した外交方針などに支えられたイギリスの対外的威信、そしてイギリス人自身のブライドの回復であったと言う事ができよう。サッチャー政権による国内経済の大胆な改革、自由化は特に教育や公共福祉、公共事業などの従来政府の責任とされて来た諸側面において非常に大きな犠牲とその質の劇的な低下を伴った反面、「ヤッピー」の登場と繁栄に代表されるようなイギリス経済の一时的回復と「繁栄」を実現し、一九七〇年代に有力であった経済的悲観主義に対して一九八〇年代においては経済的強者による自信に満ちた経済的楽観主義が有力となった。サッチャー首相は一九八七年の保守党大会において次のように述べている。

"Once more, Britain is confident, strong, trusted... Strong, because our economy is enterprising, competitive and expanding. Trusted, because we are known to be a powerfull ally and a faithful friend."

巨大なバブルに支えられたイギリス経済の繁栄が果たしてイギリスを長期的に強くしたのかどうかについては非常に議論が分かれる所であるろうが、この発言は当時の支配的雰囲気をよく表したものだと言えよう。政治外交面に於いても頑なとも言うべきサッチャー政権の外交姿勢がイギリス人の自尊心の回復に果たした役割には大

きなものがあつたと言えよう。しばしばイギリス国内では、最早やっかい者にして過去の存在、できれば早く忘れたい思い出になりつつあるサッチャー元首相が日本などではいまだに人氣が有るのがイギリス人には理解できないことであるという話を聞くが、逆に言えばそれほどサッチャー首相が國際的に投影して来た頑なまでに断固としたイメージには強烈なものがあつたのだと言えよう。またサッチャー政権最盛時にはその断固たる姿勢がイギリス国民の圧倒的支持を受けていたことも確かである。フォークランド戦争の勝利はイギリス国民に自信と誇りを取り戻しサッチャー政権を救うと共に、國際社会にもイギリス政府の國際問題に対する断固たる態度を示すこととなり、イギリスの自らのプライドの再確立に決定的な役割を果たす事となつた。EC予算分担の決定に際してのイギリスによる、自らの負担率削減を求めての断固たる交渉姿勢や、CAP（共通農業政策）の改革に際してイギリスが果たした積極的役割などにこの新たな自信がよく現れていたとは言えないだろうか。一言で言うならば、サッチャー政権下のイギリスは順調な経済と長期安定政権の一貫した対外的姿勢に支えられて、それまでの経済、政治面での長期的低落傾向に歯止めをかけることに成功した時期であつたと言ふことができよう。（ただ、この時期にイギリスには経済的、政治的、社会的にかなりの歪みがたまつてしまつたことはいなめないように思える。西側世界最悪とも言える長期的不況と失業の増加、政治的不安定、公共サービスの悲惨とも言える混乱状況はサッチャー首相の残したマイナスの遺産を象徴している。短期的繁栄と國際的威信の維持を優先したばかりにサッチャー氏はイギリスの長

期的安定と持続的成長に計り知れないダメージを残してしまつたのではないかという議論も無視できない。）

### 三、現在のイギリス外交

では現在のイギリスにとってヨーロッパはその外交政策の中で、どのような位置を占めているのだろうか。イギリス外交の三つの柱すなわち対米関係、コモンウェルス、対ヨーロッパ関係の中でそれぞれの重要性がどのように変化したのかをここで簡単に振り返つてみたいと思う。

まず、対米関係についてみた場合、その重要性はイギリス外交にとって欠くことのできないものであつたし、現在もその重要性は大きく変化してはいないと言ふことができよう。英米の首脳による度々の会談、イギリス王室のしばしばのアメリカ訪問とアメリカ人がそのたびに見せるイギリス人以上の熱狂などに見られるように、庶民から政治家のレベルにいたるまで、またさまざまな理由（軍事、政治、文化、歴史、又は感傷的理由など）から英米関係の *Special Relationship* としての性格は大きな変化を見せていないと言えよう。この理由としては、大きく言つて兩國の文化的つながりに加えてアメリカとイギリスの間に國際秩序の安定、西側世界の防衛などに関して一定の相互理解と共通の利益の認識が存在していたこと、またイギリスにとってその利益がアメリカによって形作られた國際秩序の維持と強化と切つても切れない関係にあると見なされてきたことが挙げられるであろう。この兩國間の特別な関係がいまだに象徴に

止まらない重要な意味をもっているという事は、先のガルフ戦争の際に両国が見せた緊密な協力とリーダーシップによく現れているように思われる。イギリスは単なるヨーロッパの一國としてではなく、同時に超大国に準じる存在としてNATO地域の外においても国際社会における治安の維持のために西側世界の非常に重要な一翼を担うことを期待されて来たのであり、そのような意味において対米関係はイギリス外交においてその基本的枠組みの重要な一部分であったし、そうである事に変化はないといえよう。

一方、コモンウェルスがイギリス外交に占める役割は徐々に、実際のと言うよりはむしろ象徴的なものになって来ているように思われる。オーストラリア、ニュージーランド、カナダなどの連邦加盟諸國がそれぞれに政治経済面において脱イギリス傾向を強め、一九六〇年代からは南アフリカ問題、ローデシア問題等を巡ってコモンウェルスが実質的にイギリスに対してより断固たる政策の実施を迫る場となってからは、イギリスにとってのコモンウェルスの重要性は実際のなものというよりは共通の言語、文化、価値観、歴史等に支えられたより象徴的なものとなって来た感が強いといえよう。南アフリカ問題が解決の方向に向かっているとは言え、香港問題を初めとしてコモンウェルス地域にはその処理如何によってはイギリスにとってマイナスに成りかねない要素も依然として多い。これらの背景に照らしてみた場合、イギリス外交におけるコモンウェルスの重要性は歴史的文化的連帯の意識を除けば、他の要素に比べ、その実質的重要性を次第に減じる方向に移行して来たと言いうことができよう。

このような状況下にあつて、対米関係と共にイギリス外交にとって最も重要な存在となっているのがヨーロッパである。感情的側面は別として、現実の問題としてイギリスはEC加盟以来着実にヨーロッパの枠組みの中に組み込まれて来た。政治面ではEPCやCouncil of Ministersを初めとする場を通じて、軍事面ではNATOなどを通じてのイギリスのヨーロッパへのコミットメント、また経済面ではイギリスの輸出の過半数を占めるヨーロッパ市場とのつながり、EMSへの参加などを通して、イギリスはヨーロッパの一國としてその枠組みの中に着実に組み込まれて来た。イギリスの主な政党はヨーロッパ議会と緊密なつながりを保ち、無視できない役割を演じているし、運輸、金融制度、地方開発、果てはイギリス名物とも言ふべきクリスプ（日本で言うチップス）につかう味付けのための調味料の種類に至るまで、ECで決められて行く規則や方針は日常生活とはもはや切っても切り離せない存在になっているのが現実である。財政は現実にはEMSなどを通してその自主性が実質的制限を余儀なくされている一方で、法律面においてもThe European Court of Justiceはその判決を通じてイギリス国内における女性差別問題、雇用問題などの解決に決して無視し得ない影響力を及ぼしている。単に実際の側面だけではなく、心理的側面においてもいまだに非常に大きな意味をもっているのが対米関係だとすれば、サッチャー政権下における“強いイギリス”指向も手伝って、その一部になってしまふことについては心理的な抵抗を容易には拭えないものの、現実の問題としては対米関係に並んで、そしてそれを越えつつあるものとして、ますますその重要性を増しているのがイギリス

にとつてのヨーロッパだと言えよう。

#### 四、今後のイギリス外交とヨーロッパ

一九八〇年代のイギリス外交の中心となつていたのは前章でみたように実際の側面に並んで、又はそれ以上に心理的側面において重要であつた対米関係と、ますますその実際的重要性を増す一方でいまだに一部とは言え心理的わだかまりを払拭できないでいる対ヨーロッパ関係であつたといふことができよう。しかし、国際関係が現在のように劇的な変化を見せている中であつて今までのイギリス外交のスタンスがそのまま維持できるかどうかは疑問である。ヨーロッパにおけるドイツの台頭、太平洋及び西半球圏の重要性の増加という環境の中で、アメリカにとつてイギリスがその外交全体において第一義的重要性を保ち続けるかは定かではないし、ヨーロッパにおいてもドイツが発言力を増し、ECの将来とその方向に関する影響力・指導力には陰りが見えつつある。東欧圏の民主化、東欧諸国のソ連圏からの離脱傾向、ワルシャワ条約機構の解体、さらにはソ連自身の経済的苦境、という状況のなかで、アメリカのヨーロッパ防衛に対するコミットメントは今後とも見直されていかれるであらうし、その過程においてイギリスに対するコミットメントもまた減少の方向で推移して行くのではないかと予想される。貿易面でも米加貿易協定の締結、EC統合の進展に伴つて、農業問題や航空機の補助金問題などを巡る摩擦に象徴されるように経済のブロック化が

進行して行けば、イギリスはヨーロッパとアメリカの二者択一を余儀なくされる可能性が大であらう。アメリカの債務国への転落、アジア諸国の台頭、第三世界の債務問題などの国際経済にとつての不安定要素があるなかで、また激しさを増す技術開発競争、国際的ボーダレス化のなかで、イギリスの外交は、次第にアメリカや日本と対抗できる存在としてのECの枠組みのなかにそのアイデンティティーを見つけていくことを余儀なくされるのではないだろうか。イギリスもメージャー政権になつてからはより親ヨーロッパ的姿勢を明確にし、ECを巡る交渉にも積極的に参加して行く過程において自らの利益を追求して行くという方針に転換を図りつつある。しかしなお、イギリス国會議員、そしてイギリス国民のなかにはイギリスがヨーロッパの一国としてのアイデンティティーを明確にして行くことに対して反対する勢力も決してない訳ではない。サッチャー辞任後に反ヨーロッパ派の保守黨議員を中心として作られたブリュージュグループの存在はこのことをよく表していると言えよう。現実にはイギリスを取り巻く外部環境は着実に、そして大きく変化を遂げている。そのなかでイギリスが四十年以上に渡つて安定していた対米関係のゆえに、またイギリスが戦後世界において認められて来た必ずしもその実力と釣り合うとは言えない世界的地位と影響力の故に、そしてまたサッチャー政権下に於ける経済の一時的繁栄とフォークランド戦争の勝利、冷戦の闘士としてのアメリカとの緊密な連帯などによつて一時的に回復したブライドのゆえに、自らの将来を誤つてしまつたら、イギリスにとつては悲劇であらう。

参考文献

- Christopher Tugendhat and William Wallace, *Options for British Foreign Policy in the 1990s*, Chatham House Papers, The Royal Institute of International Affairs/Routledge, London, 1988
- Michael Smith, Steve Smith & Brian White ed., *British Foreign Policy—tradition, change & transformation—*, Unwin Hyman Ltd. London 1988
- John Pinder, *European Community—the building of a union—*, Oxford University Press, Oxford 1991
- Michael Franklin with Mark Wilke, *Britain's Future in Europe*, RIIA/Pinter, 1990
- William Nicoll and Trevor C. Salmon, *Understanding the European Communities*, Philip Alan, Hertford S., 1990
- The Economist*

(1991年10月・11月号 英米科平成三年卒)

## ゴルバチョフと欧州

名 越 健 郎

(時事通信社モスクワ支局長)

ゴルバチョフ大統領とサッチャー首相が不倫のあと、ベッドの上で寝物語を楽しんでいた。

ゴルバチョフ大統領「私の目の黒いうちに、欧州統合が見られるとは夢にも思わなかった。」

サッチャー首相「私の目の黒いうちに、社会主義の死が見られるとは夢にも思わなかった。」

私にとってモスクワ生活の楽しみの一つはソ連人からアネクドットを仕入れることだが、このアネクドットはなかなかよくできていると思う。東欧の社会主義放棄、ドイツ再統一と続いた「一九八九〇年革命」(中嶋先生)は九一年に入って、ワルシャワ条約機構、コメコン解体を経て、八月のクーデター失敗に伴う「新ロシア

革命”につながり、ソ連の共産党政治が解体した。この間私は共産党権が瓦解する歴史的現場を目撃できたが、党解体発表の翌日、赤の広場で取材した市民の「われわれは二十世紀を台無しにした」「共産党は壮大なムダだった」「われわれは何が何だかわからないグロテスクなものをつくり上げてきた」という発言が印象的だった。脱社会主義のソ連は今後、多くの混乱や試行錯誤を経ながらも、共産党政治への逆戻りは絶対にはあり得ないだろう。

こうして、東欧に始まった脱社会主義の波は総本山ソ連を襲ったが、予想以上に早いソ連の「東欧化」をみると、やはりソ連は欧州国家と思わざるを得ない。ゴルバチョフ自身が火をつけた東欧革命はブーメランとなってソ連自身を直撃したのである。ここでは、新ロシア革命の評価はひとまず置き、ゴルバチョフが欧州再編と東欧

革命に果たした役割を探りながら、ソ連と欧州について考えてみた。

## 東と西

モスクワ特派員の生活で、最大の幸福はゴルバチョフに同行して西側を訪問することだった——と最近帰国した某社の特派員は話していた。私自身三年の赴任を経て、ニューヨーク、ロンドン、パリ、ボン、ローマ、マルタなどを訪れたが、ふだんモスクワで耐乏生活を強いられているため、西側に出るたびに解放感と安堵感を覚えたものだ。華やかなショッピングウィンドーと豊富な商品、予約なしで入れるレストラン、電話一本で調達できる航空券。当然のこととはいえ、モスクワからやって来た者の目には何もかも異なる別世界である。社会主義特有の重い圧迫感と精神的重圧、それに怠惰な感覚は社会主義解体後の今も基本的に変っていない、白黒テレビからカラーテレビの世界に入ったような落差はソ連に長く住めば実感できる。

こうした感覚はわれわれだけでなく、ゴルバチョフ自身も抱いているかもしれない。西欧首脳とゴルバチョフの往来はいまや西側首脳間のようになりつつあるが、西側でのゴルバチョフは明るく笑顔を絶やさず、ジョークを飛ばして、演説のレトリックも冴えわたる。国内では何をやっても左右両派の激しい突き上げを受け、対立と摩擦を招くが、西側首脳とは共通の言葉で話せるし、いくつもの合意、協定が次々に締結される。国内のゴルバチョフ人気はすっかり低落

し、私自身の実感では支持率は一ケタ台だが、ボンやローマでは街頭で多数の市民から歓迎され、「ゴルビー・ブーム」が起きている。今ゴルバチョフがソ連国内を視察すれば、石を投げつけられることはあっても、市民が街頭で歓迎することは考えられない。だから、ゴルバチョフが外遊を終え、空港を飛び立つたびに、まさに敵陣に乗り込むような彼の緊張感と悲憤感を感じてしまう。

ゴルバチョフは西側の中でも西欧に特別な親近感を抱いているように思える。訪米の時は一定の緊張感があるし、訪日や訪中の時も、やはりアジアは今一つしっくりいかない感じだった。これに対し、ミッテラン、コール、サッチャーといった西欧首脳とは自宅に招き合い、最も打ち溶けて話せる関係を確立した。

以前、ゴルバチョフはボンでの会見で、少年時代に独ソ戦から復員した父がドイツ語の辞書を持ち帰り、ドイツ語に親しんだことがある、と打ち明けた。パリでの会見では、幼ないころ、母親の勧めでキリスト教の洗礼を受けた、とも告白した。国内での会見でこうしたプライベートな面を公表することはめったにないが、西欧では解放感からかこうした発言も飛び出し、西欧のゴルバチョフ人気を一層高めることになる。

ゴルバチョフの外遊同行取材でもう一つの楽しみは、状況を打開する新しい提案なり、イニシアチブが必ず用意されていることだ。新思考外交の提案者であるヤコブレフ特別国家顧問は、「大統領の過去の外遊は常に突りあるものだった。新思考の下に新しいイニシアチブが打ち出され、各国との関係が打開された」と述べていたが、国際法を尊重して西側との融和を図り、戦後のソ連外交を否定する

新思考が欧州の再編を可能にした。

### 東側の解体

八九年七月、最後の東側定例サミットとなったブカレストのワルシャワ条約機構首脳会議を取材した時のゴルバチョフとチャウシェスク・ルーマニア大統領の舌戦は忘れられない。晩さん会は初めて記者団にも公開されたが、ゴルバチョフは演説で、社会主義に普遍的なモデルはない、とソ連型モデルの絶対性を否定し、「どの国も外部からの干渉を受けずに政策を決める権利を持つ」と各国の主権を尊重、「友好国や同盟国間であっても、主権を制限するいかなる試みも認められない」と制限主権論を明確に否定していた。ポーランドやハンガリーの首脳がこのゴルバチョフ演説を熱心にメモしていたのが印象的だった。

これに対し、チャウシェスクはわれわれは十年前から独自のペレストロイカをやっていると聞き直り、「資本主義に対する社会主義の優越」を強調、「プロレタリア独裁」にも言及し改革の押しつけに抵抗していた。当時のチャウシェスク晩年時代のルーマニアはチャウシェスクへの個人崇拜が一段と進み、「現代社会主義の偉大な英雄」という贅辞がまかり通っていた。だが、経済危機は極度に進行。エネルギー不足で夜間は嚴重な灯火管制が敷かれ、パンの販売にも長い行列ができ、市民の不満はピークに達していた。案の定、チャウシェスクはその五カ月後人民蜂起によって倒れ、軍事裁判によって処刑されるが、当時まだ改革派のチャンピオンだったゴルバチョ

フのルーマニア訪問が有形無形の圧力となり、独裁者打倒の誘因となった可能性も否定できない。

もとより、東欧激震の触媒となったのが、一九八七〜八九年のゴルバチョフの東欧歴訪だった。当時の東欧指導者は老齢化し、保守的なブレジネフ型指導者が大半だった。ゴルバチョフは各国で当時の指導部を批判して改革の必要を説き、社会主義の独自の道と主権の内政不干渉の原則を主張して回った。ところが東欧はゴルバチョフ型改革になんら魅力を感じず、むしろソ連の力の衰えを読み取り、一気に西側化を選択したのだった。ゴルバチョフ自身、自らのペレストロイカを各国に浸透させることを狙っていたが、事態がここまで急展開するとは予測しておらず、明らかに誤算があった。八九、九〇年に集中した東欧変革は同時多発的な一斉放棄の様相を呈したため、ソ連としても個別対応できなかったしソ連国内自体が騒然とし、干渉の余地は全くなかった。

この東欧喪失問題は九〇年七月の党大会で論議されたが、クレムリン大会場の議論は実に迫力があつた。軍部強硬派や保守派はゴルバチョフ、シュワルナゼ、ヤコブレフによる新思考外交が同盟国喪失を招いたとして責任を追求、「新思考外交がコメコンとワルシャワ条約機構を混乱に陥れ、東欧を失わせた」（キダスポフ・レニングラード市党第一書記）、「ワ条約機構がもはや存在しない時に、北大西洋条約機構（NATO）ブロックは強化され、統一ドイツはNATOに加盟した。ハンガリーやチェコからの軍撤収はあまりにも性急な決定だ。われわれの父や兄が血であがなった欧州から一戦も戦わず撤退していいのか」（マカシヨフ大尉）などと迫った。

これに対し、シュワルナゼは、「五六年と六八年のソ連戦軍による東欧の弾圧こそが東欧諸国民をソ連から離反させたのだ。民主化を選んだのは彼ら自身であり、私は東欧の選択を高く評価する。武力によつてのみ維持されるブロックなど意味がない」と反論、ヤコブレフは「党大会や中央委員会がいくら決定、決議を下したところで、東独の生活水準が西独より劣る事実は隠せない」と述べた。また、ゴルバチョフも、われわれがとつた外交政策は全面的に正しい。それが東欧の共產主義体制を崩壊に導いたと主張する者はもう一度戦車を送り込んで、彼らを矯正したいと言うのか、と切り返した。この三人の捨て身の反論は大きな説得力を持ち、国内に東欧喪失やむなしという世論を定着させたかにみえる。シュワルナゼは大会中「西側の指導者とスムーズに進む話が、どうしてわが国では常に摩擦と対立を伴うのか」と嘆いてみせたが、東欧喪失問題をめぐる保守派の執ような批判がその後の外相辞任や離党、新組織設立と続く誘因となっている。

### ドイツ再統一

東欧喪失と同様、ドイツ再統一に対するソ連の寛容さも想像を超えるものだった。ゴルバチョフは当初、東独を「戦略的同盟国」と称し、統一に明確に反対していた。しかし、再統一が不可避となると、ドイツ中立化や非同盟化、東西軍事機構同時加盟といった構想を次々に提示、結局いずれの提案も西側や当事者から相手にされず、統一ドイツのNATO加盟を容認した。この間の経緯は、国内政策

同様、ゴルバチョフの場当たり主義を象徴しているが、ソ連がドイツ統一に賛成するのは十分理解できるところだ。ソ連は独ソ戦で二千七百万人戦死者を出し、ドイツに対する不信と警戒心は老世代の間に強く残っている。しかし、ゴルバチョフは形勢不利とみるや、再統一を認めてドイツから援助を獲得し、統一ドイツ全体と緊密な関係を築く道を選択した。統一承認の代償となる二百億マルク（約一兆八千億円）は保守派から、「東独をボンに売り渡すバーゲンセル」（アルクスニス大佐）と批判されているが、独ソは二十年間の政治、経済協力をうたった友好協力条約に調印、現在空前の親密な関係にあり、統一承認のバランスシートはまだ判断できない。

独ソ関係は今世紀の欧州史を支配したといつても過言ではない。ロシア革命直後の単独講和条約はドイツがレーニンを助けたものだし、二二年のラップロ条約はドイツが第一次大戦後のベルサイユ体制から脱却するきっかけとなった。三九年の不可侵条約。四一年の独ソ開戦は欧州の悲劇を生み、六九年のブランド首相の東方外交が戦後デタントの基礎となった。独ソ関係が欧州の行方を左右するだけに、ゴルバチョフ、コール両者による現在の、今世紀最高の独ソ友好も必然的に今後の欧州情勢を支配するだろう。

現在欧州で最も豊かな国はドイツ。最も貧しいのがアルバニア。次いでソ連とルーマニアだと思われるが、私自身は将来、ソ連の市場経済移行が進めば、ウラル以西のソ連はマルク経済圏に組み込まれるのではないかとみている。独ソの巨大な発展格差や中央へのマルク経済国の誕生、ドイツ企業の対ソ進出などをみると、ソ連欧州部の発展のカギを握るのはドイツだろう。ついでに言えば、ウラル

以東の極東・シベリアは日本の資金、技術協力なしには開発不可能であり、二十一世紀には「円経済圏」に組み込まれている可能性がある。西欧の合理主義者のゴルパチョフは西欧に取り込まれた感があるが、ウラル地方スベルドロフスク生まれのエリツィンはアジア的専制君主の要素も備えており、外交で異なるアプローチを示すかもしれない。

もとよりナポレオンが「ロシアは欧州の大いなる田舎」と呼び、ドストエフスキーが「われわれはアジアに出るべきだ。アジアに行けば、ロシア人といえどもヨーロッパ人である」と述べたように、ロシアは欧州から蔑視され、ロシア人自身の意識にも西欧への屈折した劣等感がある。しかし、ソ連に暮らして快適なことは、この国にはアジア人に対する民族差別意識がほとんどないことで、これは私自身ロシア人を見直した点だった。

故サハロフ博士は将来のソ連を「ユーラシア国家連合」とするよう提言、ゴルパチョフも「ソ連の民主化はアジア、欧州二大陸を接近させ、新世界の砦になる」（九一年十月のCSCCE人権会議演説）と述べたが連邦再編後の新生・ソ連は欧州とアジアの架け橋を歴史的使命とするべきだろう。

### 欧州共通の家

一九九〇年——。「欧州共通の家」が完成し、国別の割当が行われた。英国は支関で、フランスは応接間、イタリアが食堂に決まった。最後にソ連の役割が決定され、豚小屋とゴミ箱が割り当てられた。

ゴルパチョフが「欧州共通の家」を強調していたころのアネクドットだが、このところ共通の家構想を持ち出すことは少なくなつた。しかし、東欧のソ連圏離脱やドイツ統一の容認が欧州への受動的アプローチなのに対し、欧州共通の家構想はソ連の欧州への能動的アプローチである。彼は「東欧の問題やドイツ統一問題は欧州の再構築や、全欧州プロセスと連動させなければならない。共通の家を建設することで解決できる」と述べ、両者をリンクさせる意向を示していた。

ゴルパチョフは八九年七月、ストラスブールの欧州議会で行った演説で「共通の家」構想を体系的に説明。「共通の家の完成した青写真はまだないが、家の基礎は安全であり、その上部構造が多方面にわたる協力である。家では非核、非暴力が柱であり、軍事ブロックは不要だ。欧州全体を包む経済圏も実現可能だ」と述べ、欧州国際秩序の再構築や核廃絶、主権と自由な社会制度の尊重、東西の全面的な交流強化——などを説いた。ドイツのゲンシャー外相は「欧州に対する信奉の感動的表現」と絶賛していたが、確かにレトリックとしては立派で、だれも異議を唱えられない内容である。しかし、漠然として具体性がなく、実現は難しい。私自身、現地で取材しながら「パリとモスクワを結ぶ全欧高速鉄道の建設」を呼び掛けた下りでは思わず苦笑してしまった。

ゴルパチョフの演説なり記者会見はいつもそうだが、浮薄なレトリックをもて遊び、具体性に欠けることが少なくない。政敵のエリツィンが「彼は人前でなめらかに話すのが好きで、得意だ」と著書『告白』で批判したように、言葉の威力を喪失しつつある。「共通の

「家」構想は、結局はソ連の安全を保障し、改革に協力せよと間接的に呼び掛けているようなものだ。

実際欧州情勢はまだまだ一つの家に統一できるほど成熟していない。東西対立は解消したとはいえず、今度は豊かな西と貧しい東という南北問題が新たな対立要因となるだろう。今後はソ連・東欧が西側への「経済圧力団体」として結束する可能性があり、豊かな西に對する「東側」の概念は存続する。それに非暴力の原則を唱えても、ソ連国内の民族紛争は暴力と衝突の連続である。欧州共同体（EC）統合やドイツ統一といった統合の動きの一方で、ユーゴスラビアの分裂、ソ連の主権国家連邦への再編といった分解の動きもあり、チェコとスロバキアの分断も今後予想されよう。現在、全欧安保協力会議（CSCE）は全欧と米・カナダの三十五カ国で構成されるが、次回九二年春のCSCE（ヘルシンキ首脳会議の参加国はユーゴとソ連の分裂で五十六カ国に増えるというジョークもある。ソ連はワ条約機構解体後の新安保機関として、CSCEの機能強化を望んでいるが、CSCE自体依然有機的な組織とはなっていない。

こうして、ゴルバチョフは「共通の家」をあまり口にしなくなり、むしろ直接的表現で西側に援助を請うようになった。超大国意識を残した新思考外交自体が次第に変質、「ソ連は二流国」（ゴルバチョフ）との判断から、国益をむき出しにした国益優先外交に変わりつつある。ロンドン・サミットへのゴルバチョフの出席がそれを象徴していよう。ロンドン・サミットの評価は様々だが、西側の対ソ支援策は予想以上に冷たく、結局ゴルバチョフは崩壊寸前のソ連経済再建のための短期救済措置を何ら得られなかった。これまでのゴル

バチョフの西側への貢献度からすれば、冷たい対応という気がしないでもなかった。

ゴルバチョフは今、自らの欧州政策で一定の挫折感ないし孤立感を味わっているかもしれない。ワ条約機構、コメコンは解体し、同盟国を喪失、一方でNATOはむしろ湾岸戦争後強化され、ソ連の安全保障は弱体化した。その上西欧との有機的な経済協力も進んでいない。

ゴルバチョフはスペイン訪問時に「私はセルバンテスのドン・キホーテを敬愛している。私自身がドン・キホーテかもしれない」と述べて演説を締めくくったことがある。戦後欧州のヤルタ体制解体に果たしたゴルバチョフの役割は、偉大な欧州再編の創始者なのか、それともドン・キホーテなのか。状況はあまりに生々しすぎて評価はまだ定まっていない。

（なごし・けんろう 昭和五十一年ロシヤ科卒）

## E・H・カーと新しい学問の始まり

中 本 義 彦

(カリフォルニア大学サンディエゴ校)

国際関係論・太平洋地域研究大学院博士課程)

一九八七年四月に大学院に進学して以来、三年生の演習の授業にチューターとして参加させていただいた。本稿は、この間、四回にわたって国際関係論の入門書として精読する機会に恵まれたE・H・カーの古典『危機の二十年』のレビューである。暖かい温情と寛容で指導いただいた中嶋先生、そして共に知的苦闘を試みてくれた友人たちに心より御礼申し上げたいと思う。

### 一、ユートピアニズムの暴露

「困難は沈思を促す」と言われるが、E・H・カーが『危機の二十年 一九一九〜一九三九——国際関係論研究序説——』を書きあげたのは、〈危機〉が絶頂に達しつつあった一九三九年の夏のことであった。『危機の二十年』は、二つの戦争の間の時期について、その時期がまさに終わろうとしていたときに書かれた一つの研究として残るものであり、かかるものとして、その効果が問題にされるべきである(一)とカー自身述べているが、本書執筆の主要な動機の一つが「第二次世界大戦勃発の危機」の原因探究にあったことは言うまでもなからう。

ナポレオン戦争の後には「一〇〇年の平和」がもたらされた。いま、第一次世界大戦のケースを考えてみると、なぜ我々は二〇年足らずで再び大戦争に直面しなければならぬのか。ピット、キャッスルリー、カニングらに比べて、ネヴィル・チェンバレン、コーデル・ハル、ジュームズ・バーンズらは愚鈍なのであるか。「そうではない」とカーは答える。

戦争への激情が、かき立てられると、この破局を単に一群の僅かな人々の野心と傲慢のせいにしてしまつて、それ以上の解明を求めようとしない状態になりがちであるのは、ほとんど宿命的のようである。しかし、戦争が現に行なわれつつあるときですら、この悲惨事の直接の個人的な原因を求めるよりも、むしろその根底に潜む深い意味を持つ原因の分析に努力を向けるほうが実際には重要であると思われる(2)。

それでは、カーにとつて、破局の「根底に潜む深い意味を持つ原因」とは一体何だったのであろうか。それは個人の「愚鈍」ではなく、人々の「外交政策に対する基本的な誤解」であった。あるいは、「政治思想の衰退」と言うこともできるであろう。

「国際政治を民衆のものにしようという要求の最初の兆し」が見え始めていた一九三九年当時にあつて、この原因が「深い意味」をもって浮き彫りになってきたことは自然であつた。誤解は外交政策に直接携わる少数のエリートに対してのみならず、民衆に対しても解かれなければならなかつたのである。

こうして、カーは、「国際政治学」という「まだ幼稚な段階にある」新しい学問を開拓しようとすることになるのである。

カーによれば、何らかの「目的」があつてこそ、初めて「分析」がその後続く。すなわち、科学が「ユートピア的段階」を通過することは、人間の思考にとつて健全なことである。ただし、それは最初の希望に満ちた段階からやがて「冷徹仮借のない分析の段階」へと引き継がれねばならない。この段階に到達しない科学は、「学問」という名を受けるに値しないのである。

国際政治学がこの長いユートピア的段階にあることは、カーにとつて明らかであつた。「戦争を防止しようとする熱情的な欲求」から始められたこの学問は、「意欲が思考にまさり、概括が観察に優越する初期の段階にあり、そこでは現存の事実や用うべき手段についての批判的な分析はほとんど試みられていない」。次に来るべきは、「リアリズムがユートピアニズム一点張りに対する修正として必要とされる段階」であり、さらに再び「ユートピアニズムがリアリズムのもたらす不毛を防ぐために呼び出され」る段階でなければならぬ。

以上のような考えのもとに、カーは、現実主義者として立ち現われ、容赦なくユートピアニズムを攻撃したのであつた(3)。

\* \* \*

ペンサム主義

カーによれば、ユートピアニズムが蔓延し始めたのは、ルネッサ

ンス期にリアリストたちが「倫理の優位に対して最初の果敢な攻撃を挑み、倫理を政治の手段とする政治観を展開して、道義の採決者として教会の權威に代わる国家の權威を押し立てて」以来のことであった。

ギリシア人にとって「道徳的に正しいものについての心の直覚」に過ぎなかった自然法は、一七・一八世紀になって「理性」と同一視されるようになり、新しい形を取って復活した。そして、一九世紀になると、「最大多数の最大幸福」の公式のもとにジェレミー・ベンサムが自然法に更にユートピアの色彩を加えて、「救済の理論を世論というものによって作り上げた」のである。

この世論を神格化する「ベンサム主義」が国際政治の舞台上に踊り出てきたこと（もっと言えば、「アメリカという鏡」に映し出されたこと）こそ、「歴史の皮肉」であり、二〇世紀の悲劇であった。実際、一九〇〇年以後は、イギリスにおいても、ヨーロッパの他の諸国においても、真面目な思想家で、ベンサム的な考え方を無条件に容認した人はちょっと見出せない」のであり、人間の進歩によってもたらされた最大の成果であると思われた国際連盟は、ベンサム主義の申し子であるウッドロー・ウィルソンが精魂込めて用意した、しかし各国の口に合わない「ユートピア風料理」だったのである。

日本の満州征服、イタリアのアビシニア侵攻を眼前にしながらいざ制裁行使の段になると各国の世論は断固たる決意を表明することができなかつた。また、日本代表が人種平等の問題を国際連盟委員会に提起したとき、アメリカの世論はとても理性的とは言えない感情的な反応を示した。カーは、再度次のように述べている。

我々が見たのは、国際連盟の失敗ではなくて、連盟を活動せしめなかつた人々の誤謬にほかならなかつた、と弁解するのは無意味な遁辞である。一九三〇年代の破局は、まさに圧倒的に迫るものがあり、単に個人の作為や不作為にひっかけて説明できるものではなかつた。……愚かなために、あるいは邪なために、人々は正しい原理を適用しえなかつたといふのではなくして、原理そのものが間違っていたか、適用できないものであつたかだ、と云うことができよう（4）。

#### 利益調和の理論

一九三〇年代の破局のもう一つの「根底に潜む深い意味を持つ原因」としてカーが取り上げるのは、「利益調和の理論」である。この理論は、アダム・スミスが創始したレッセ・フェールの政治経済学にその源を発し、「個人は自己の利益を追求することにおいて共同体のそれを追求するのであり、共同体の利益を増進することにおいて自分自身のそれを増進する」のだと主張する。

カーによれば、このアダム・スミスの理論は、「一八世紀の経済構造に的確に当てはまるもの」であつて、それ以外の時代には適用できないものである。すなわち、「生産がまだ高度に特殊化されていず、生産のための固定設備に投資することを必要としなかつた時代」、そしてなおかつ「富の最大限の生産よりも富の最適な分配に、自分たちの利益を見出す階級がまだとるに足らない勢力しかもつて

いなかっただ時代」である一八世紀にはこの理論の有効性は確かなものであった。しかし、皮肉にも『国富論』は、まさに刊行されたその年に有効性を失っていた。同年、巨大産業と多数の強力なプロレタリアートをやがて生み出すにいたる蒸気機関が発明されたのである。

利益調和の理論は、「自分たちの利益を全体としての共同体の利益と同一視する立場を強調することによって、自己の優位を確保することに腐心する最も有力な団体のイデオロギー」に成り下がる運命にあった。そしてそれは、「道義は権力の所産である、というマキャヴェリの格率のすぐれた立証」となったのである(5)。

「利益調和の理論」は、深く考えられることなく、国際関係にも適用された。「個人について真実な事柄は、国家についても真実であると考えられた」のである。そして、カーによれば、この原理は弱小国を窮地に陥れる。

例えば、ロシアやイタリヤが関税によって保護するのだければ工業を興すだけの力がなかったとするならば、その場合——自由放任的自由主義者が論ずるように——これらの国はイギリスとドイツの工業製品を輸入し、小麦やオレンジをイギリスとドイツの市場に供給することで満足しなればならなかった。もし誰かが、これに異を唱えて、この政策はロシアとイタリヤとに経済的軍事的に依存する二流国家にとどまらすべき不幸を負わせるものだと言うならば、自由放任的自由主義者はこれに対してこう答えるであろう、これは神の意志である、これこそ一般的な利益調和の要請するところなのである(6)。

また、ナシヨナリズムもこの理論の対象となったのだとカーは指摘する。

各国家が各自のナシヨナリズムを展開させて、国際的な利益の調和に、それぞれ特殊の貢献をすることができるといふことは、比較的信じられがちであった。たいていの自由主義的論者は、一九一八年にいたるまでずっと、諸国家は彼らのナシヨナリズムを伸ばすことによって、国際主義の目的を増進するのだと信じてつづけていた。したがって、平和条約の作成者たるウィルソンその他多数の人々は、民族自決ということに世界平和の鍵を認めたのであった(7)。

そして何よりも、「平和」という曖昧な言葉にこそ、この理論は適用された。すなわち、「全ての国家は平和にこそ全く同一の利益をもつものであり、平和を攪乱しようとする国家はそれゆえ理性のない道義をもたない国である」と信じられた。そしてカーによれば、この適用は「持てるもの」と「持たざるもの」の利益の相違を完全に看過している。

平和にこそ共通の利益が存するということは、諸国家のなかに戦わなくてもすむように現状を維持したいと願うものがあり、現状は変えたいがそのために戦争をするのは困るとする国家もあるのだが、この言葉は、この事実を覆い隠しているのである。

(8)。

以上のように、カーは自らが直面した「二十年の危機」の原因を表面的な事件の根底に潜む原理的なもの——すなわち、一八世紀の産物である「合理主義」と「利益調和の理論」への固執——に求めたのであった。

それでは我々は何をなすべきなのであろうか。彼は、次のように結論する。

かくして、今日の国際政治において我々が当面する事柄は、一世紀半にわたって政治的経済的思想を支配してきた道義の概念が完全に壊滅したという事実にはかならない。国際的には、正しく理性を働かすことから徳を導き出すということとはもはやできない。というのは、各国家が世界全体の最大幸福を追求することになり、また後者によって前者を行なうことになるということはもはやまじめには信じられないことだからである。道義と理性との総合、一九世紀の自由主義が達成したような粗野な形においてともかくなされたかの総合は、もはや支持され得ない。……現世代は根底から再建されねばならないであろう(9)。

\* \* \*

カーの分析は、時宜にかなったものであったし、出版後半世紀以上を経た今日から見ても教えられるところが多い。実際、ハーバ-

ド大学のロバート・ライシユ教授にしたがって、『イデオロギー』ほど論理的にキッチリと整理され、全てを包括する体系をもつものではないが、さりとて『パブリック・ムード』ほどどうつらいやすいものでもない。その中間にあつて、社会的現実を我々が理解するとき、個々バラバラの事件に意味を与え、全体を統合するところの基本前提となるようなものを「公共哲学」と呼ぶならば(10)、カーが訴えたのは、まさに一八世紀的「公共哲学」の崩壊という事実であり、新しい「公共哲学」の構築の必要だったのである。

しかしながら、カーは「公共哲学」の構築の必要性を説くことには成功したが、他方、構築の方法を人々に示すことには無関心であつたように思われる。たしかに、「合理主義」と「利益調和の理論」は、一八世紀という時代の産物であつた。しかし、一九三九年の時点において、「合理主義」と「利益調和の理論」は完全に放棄されねばならなかつたのであろうか。我々は、今日においても、これらの原理から何らかの行動準則を引き出してはいないだろうか。

本書において、カーは、カール・マンハイムの『イデオロギーとユートピア』を引きながら、思想が「環境と利害関係の産物」であることを力説している。しかし、仮にそうであるとしても、思想はいかにして「環境」や「利害」によって規定されるのであろうか。例えば、一八世紀において「合理主義」と「利害調和の理論」は、どのようにして生み出されたのであろうか。これらの問いに答えることなしに、新しい「公共哲学」を構築することは不可能であろう(11)。

また、カーは、『危機』の原因を原理的なものに求めようとするあ

まり、同時代人の人々(特に政治家)の責任を問うことに無関心になつてしまつたように思われる。人々が行動の準則とする原理そのものが間違つてゐる場合、彼らは必然的に破局への道を歩まざるをえないのであろうか。人々に選択の余地は全く残されていないのであろうか。カーは、未来を問題とするとき(すなわち、「公共哲学」の再建を説くとき)、自由意志論者として立ち現われる。他方、過去を問題にするとき(すなわち「危機」の原因を探らうとするとき)、器用にも決定論者へと変貌するのである(12)。

## 二、権力の再発見

以上のように、「危機」の根本原因を「政治思想の衰退」に求め、「合理主義」と「利益調和の理論」のイデオロギー性を容赦なく暴露した後、カーは権力について考察を試みている。

カーによれば、社会において人は、二つの相反する仕方で相互に接触する。一面、人は、エゴイズム、すなわち他の人々をおさえて自分自身を主張しようとする意志を示す。しかし他面では、他の人々と協力して善意や友情を交わし合う関係に入り、彼らに服従しようとする気持ちを見せることさえある。そしてそれゆゑに、政治的行動は、「道義と権力との整合」の上に立つものでなければならぬ。我々は、「力を道義的なものにすることもできなければ、政治から力を除くこともできない」というディレンマに直面しており、両者の「妥協」によつて満足するほかないのである(13)。

一九一九年以降、カーは、国際情勢のなかに適切な「妥協」を見

出すことができなかつた。人々は、全ては討議によつて解決されねばならないと真面目に考えていたし、国際連盟によつて、「権力政治」は、駆逐されたものと信じられていた。しかし、カーによれば、この時期においてすら「権力」は厳然と存在していた。「国連における討議による解決」の信念が固執されたのは、「現状の維持を主要な利益とする大国が、力の事実上の独占を共有していたという事情によるもの」だったのである(14)。

このような状況下において、カーの使命は明らかであつた。彼は、終戦の年に「第二版」を刊行するが、その際、序文に次のように書き記している。

『危機の二十年』は、一九一九年から一九三九年にわたつて英語国家において学理的、一般的に論ぜられた国際政治に関する見解のほとんどあらゆるものが陥つていた明白危険な欠陥——権力という要因をほとんど全く無視している態度——を衝くことを特に目ざして書かれた(15)。

\* \* \*

カーの分析は、バートランド・ラッセルが『権力——その社会的分析——』において提示した分類——A. 軍事力、B. 経済力、C. 世論を支配する力——にしたがつて進められる。彼は、まず次のように主張する。

軍事力は、国家活動における本質的要素であり、単に手段であるのみならず、それ自体目的となつてゐる。過去百年の重要な戦争のうち、取引の拡張とか領土の拡大を慎重に意識的に目ざして戦われたと思われるものは、ほとんどない。最も重要な戦争は、自国を軍事的により強大にせんがために戦われたのであり、他国が軍事的により強大となるのを妨げるために戦われた。その点、「戦争の主要目的は戦争そのものである」という警句の正しいことをきわめてよく実証するものである(16)。

マキャヴェリが述べたように、「人々は他の人からさらに何かを獲得しないかぎり、現在もつてゐるものを安心して保持することができないように感じる」のであり、また、ラインホルド・ニーバーの指摘の通り「生きんとする意志と権力への意志との間に明確な一線を引くことは不可能」なのである。

経済力は、最も原始的な戦いの場合を除いて、「常に政治的権力の一手段」である。自由放任主義の理論は、経済と政治との完全な分離を起こさせたかに見えたが、それは主として理論上のことであつた。実際、第一次大戦が終了してみてわかつたことは、この理論の有効性を認めたかに見えた一九世紀が、実は国家の政策のための「経済的武器」を鍛えあげていたことだつたのである。

世論を支配する力は、政治の基盤が拡大してきたこと、すなわち、その意見が政治的に重要な意味をもつ人々の数が非常に増大してきたこと、そして戦争において戦闘員と非戦闘員の区別がほとんどなくなつてしまひ、一般民衆の士気が、はじめて軍事的な目標となつ

たことにより、その重要性を増してきた。国家は、宣伝に多大な力を注ぐようになり、実際、「意見の国有化は、いたるところで、産業の国有化と同一歩調ですすんでいる」のである。

しかしながら、国家の枠を超えた宣伝は、これまで成功してゐない。ウッドロー・ウィルソンやセシル卿は、国際連盟によつて国家などは氣にとめない強力な「国際世論」が形成されるものと信じていたが、一九二〇年代のうちにはそれが全くの誤算であることが判明した。そして、国際連盟の惨めな姿を尻目に、ヒトラーは「懸命で執拗な宣伝をやれば、この上なく惨めな生活すら楽園として示してみせることができる」と豪語したのであつた。宣伝は、「国家的本拠を獲得し、軍事的経済的と連携するにいたるまでは、政治的な力としての効力を發揮しえない」のである(17)。

\* \* \*

以上のように、カーは権力を分析する。それは、「権力という要因をほとんど全く無視している態度を衝く」ということが目的である限りにおいては、きわめてすぐれた考察であつた。しかし、国際政治学的一般理論構築の試みとして見たとき、カーの記述は、やはり不十分なものとどまつてゐる。

まず第一に、カーは、国際政治がなぜ権力闘争の場となるのかを十分に説明していない(18)。彼は、人は「エゴイズム、すなわち他の人々をおさえて自分自身を主張しようとする意志を示す」と述べているだけである。仮に、この記述が権力政治の理由であるとして

も、それではなぜ人は「他の人々をおさえて自分自身を主張しようとする意志を示す」のであろうか。そしてなぜその個人の意志が国家の意志に連関してしまうのであろうか。権力政治は、説明を要しない自明のこととして片付けられているのである。

第二に、カーは、権力の偏在性を強調することには成功しているが、それがいかにして、そしてどのような状況下で使用されるのかについては沈黙している。国家は常に意のままに権力を行使できるのであろうか。周囲の情況あるいは偶然的な要素によって拘束されることはないのであろうか。カーは、権力が行使される際の不確実性を看過し、それを把握可能な唯一の変数とみなすところの「権力決定論」に陥っているように思われる(19)。

第三に、カーは、軍事力を「手段」であると同時に「目的」であるとみなし、また「国家活動における本質的要素」であるとみなしながら、経済力と世論を支配する力をそれと不可分の「手段」であるとしている。しかし、国際政治において軍事力は常に目的になり得るであろうか。きわめて多様な争点が存在するにもかかわらず、「目的」と「手段」は不変であり続けるのであろうか。

第四に、カーは、国際主義者のイデオロギーを全て「国家政策のための見せかけ」として片付けている。国際主義に同調したのは、現状維持に関心を持つ国家だけなのであると彼は述べる。それでは、「国際世論」を形成することは全く不可能なのであろうか。共通の原理のもとに、諸国家がある程度国益を犠牲にしても寄り集まるということとはあり得ないのであろうか。先にカーは「利益調和の理想」を厳しく批判したが、では国益は決して調和しない代物なので

あろうか。

### 三、道義の限定

権力に関する議論と同様に、カーの道義に関する記述はユートピア論者に対する反撃である。ある論者が述べたように、それは「あたかもジンマンやトインビーのような敵対者の議論に逐一反駁しているかのよう(20)」である。道義についての考察は、彼らの「権力」という要因をほとんど全く無視している態度」を衝くための補論とみなすことができよう。

カーは、まず道義という言葉には、三つの事柄が含まれているとする。すなわち、①哲学者の言う道徳法、②普通人の言う道徳法、③普通人の道義的な態度、である。

伝道師として立ち現われた兩大戦間のユートピア学派は、普通人の考え方には全く注意を払わなかった。そしてそれは、はじめて政治が一般民衆の手に移ったことによって普通人の考え方が第一の重要問題となった時期としては、きわめて不幸なことであった。哲学者の議論と普通人の考えとの間の溝は際限なく深まり、国際道義は無意識のうちに「特権階級の道具」と化したのである。

しかし、個々の普通人の考えに着目することは、必ずしも「国家の人格化」を否定するものではない。カーによれば、それは、国家の「要請された性質」であり、必要な「擬制」「仮説」であり、発達した社会の機構を取り扱うために人間精神が案出した不可欠な「道具」である。国際道義を背負うものは、個人ではなく、「継続性」を

有する国家である。例えば、一九一四年にイギリスでは、ベルギーを援助する義務があるのかどうか、すなわち一八三九年に締結したベルギー保障条約によってイギリスは拘束されるのかということが問題となったが、これは、条約署名者に義務があったのではなく、一八三九年に生きていた個々のイギリス人や、一九一四年当時生存していた個々のイギリス人に義務があったのでもない。擬制的団体人たる「イギリス」にその義務が存したのである。

カーによれば、文明国家の普通人は、他の人類に不必要な死に方や苦しみをさせない義務を負っていると感じている。そして実際、これは、ほとんどの戦争放棄の基盤であり、国際法に最も古くから見られる項目である。普通人が共通に抱くにまで至った諸国家を拘束する国際的道德法は現実には確固として存在するのである。

しかし、かと言って、個人の行動に対するのと同じの倫理的基盤が国家の行動にも適用され得るとは一般に認められていない。なぜ国家は個人と同じ道義の基準を遵守するものと、普通、期待されるのであろうか。カーは、この「二元主義」を採用する理由を三つあげている。

まず第一に、個人の道義において大きな役割を演じる愛情・憎悪・嫉妬などの情緒を国家に帰属させることはそもそも困難である。他人の幸福のために自己の利益や生命を犠牲にする個人は道義的に賞賛に値するが、国家が自己の利益の大きな犠牲を払ってまで利他主義にふけるとは誰も期待しないのである。

第二に、「もし、我々が、イタリヤのためにやっていることを、我々自身のためにやるとするならば、我々は大詐欺師というところ

だろう」というカプールの言葉に象徴されるように、普通人は、個人の場合はつきりと反道義的のみならずような態度をも、国家にはむしろこれを期待する。ラインホルド・ニーバーが述べたように、「共同体に対する献身は、つねに利他主義のあらわれであると同時に転嫁された利己主義のあらわれを意味する」のである。

第三に、個人の場合と違って、国家には道義的態度を強いられることのできる国家以上の權威が存在しない。力の不断の侵入によって平等や全体の福祉といった概念は無にされてしまうのである(21)。

\* \* \*

カーの道義に関する議論は、以上の如くである。国際道義が現に存在すること、そしてそれは個人の道義とは違った基準で考えられなければならないことを示したカーの功績はきわめて大きいと言わねばならないが、問題点が存在しないわけではない。

先に、彼は、ユートピアニズムが時代や国益の産物にすぎないことを主張して、破壊的な相対主義者として立ち現われたが、国際道義を論じた第九章においては、完全な相対主義の泥沼から何とかして這い出そうと試みている。そして、この相対主義脱却とユートピアニズム批判の接点として彼が採用したのは、普通人の保持している感覚に道義の基盤を求めようとする、いわゆる「直観主義(22)」であった。

ここで直観主義について考えてみるならば、この理論は二つの特徴をもっていることがわかる。すなわちそれは、第一に、「特定の形

態の事例に矛盾する指令を与えるために対立することもある複数の最初の諸原理から成立」しており、第二に、「これらの諸原理を比較考量するための明示的な方法も優先順位のルールも含んでいない。我々は、「最も正に近いと思われるものによって、あるバランスに出会うことになるにすぎない」。正義の概念は、依然として「多元論的」なのである。

たしかに、「我々は、承認できる倫理学的諸原理から、社会的正義に関する我々の判断が完全に導かれるに違いない」ということを、当然と考えることはできない」。しかし、「慎重な判断において複数の原理に与えることが適切と思われるウェイトを説明する、認識可能な倫理的基準」を明示しようとする努力を、我々は放棄してしまつてよいものであろうか。大衆運動の歴史は、普通人の感覚の不安定性、そしてそのもたらす野蠻を如実に示していないだろうか。

#### 四、「宥和」的変革

「権力と道義の妥協の場所」としての政治。この視点は、カーの法と変革に関する議論においても貫かれている。

カーは、まず国際法は国内法の体系に本質的な要素である三つの制度（司法、執行、立法）を欠く未発達な法であると強調した後、にもかかわらず、これらの欠陥は「国際法から法としての権威を奪うものではない」とする。

それでは、国際法の究極権威はどこに求められるのであろうか。ここでもカーは、倫理の立場から思考するユートピアンと力という

観点から思考するリアリストを対照させることによって議論を進める。すなわち、前者は自然法に法の権威を見る「自然主義者」であり、後者は国家の意志にそれを求める「実証主義者」である。

自然法について、カーは一九世紀末に新しい解釈が与えられたこと、すなわち「何か本質的に静的なもの、固定した不変の権利基準で、事の性質上、昨日も今日も永遠に同じであるべきもの」から「何か永遠の倫理的原理から発出するものではなくして、一定の時と社会との倫理的原理から発出したものであるがゆえに拘束力を有するもの」へと考えられるに至ったことを歓迎しながらも次のように述べる。

自然法に関する主要な難関は、……自然法（あるいは理性、「客観的権利」、その他それに代わるなにもよい）が、法に対する服従を正当化するために持ち出されるのと同じく容易に、法に対する反抗をけしかけるためにも持ち出されることができるといふ点である（23）。

自然法は、保守主義者によつても、革命家によつても担ぎ出される。自然法の中には、「法の正反対のものたる無政府の要素が存在する」のである。

他方、実証主義者によれば、法とは「命令」であり、自分たちの権力に反対するものを抑えるための強制手段として、国家を支配している人々によつて行使される。それは、固定した倫理的基準の反映ではなく、一定の時期における一定国家の支配階級の政策と利益

を反映しているものである。

この見解も、自然法思想と同様に、真理の一面を含んでいるもの、やはり不十分である。なぜならば、「およそ法は、それに對する良心が存在しなければ、拘束力もちえない」のであり、社会の構成員のほとんどが、処罰に対する不断の恐怖だけで法を遵守するものであるなら、いかなる社会も存続し得ない、だらうからである(24)。

カーは、以上のように、自然主義者の見解と実証主義者のそれを批判した後、両者に含まれる「片面の真理」を「融合」しようとして試みている。彼は、次のように述べる。

なにゆえ法が拘束とみられるのかという問題に対する唯一の解答を得ようとするならば、我々は、これを、法の政治に対する関係の中に求めなければならない。法が拘束とみられるのは、もしそうでなかったならば、政治社会は存立しえず、したがって法も存しないはずだからである(25)。

法は、政治社会を安定させるための「道具」であって、その倫理的内容によって必要とされるものではない。そして、それが依拠している政治的基盤とそれが奉仕する政治的利益から離れて理解されるものでもない。国際法および条約の尊重が維持されるためには、「全ての法に先行する政治的諸力の働きに対する明確な認識がなければならぬ」のである。

ここまで来れば、〈危機〉に対するカーの処方箋は、明らかであ

る。それは、「法に先行する政治的諸力」すなわち「権力と道義の妥協」に基づくものでなければならないのである。

平和的変革は、共通の正義感というユートピアの考えと、変革された諸力の均衡状態に対する機械的な調整というリアリストの考えとの妥協を通じて、はじめて達成され得ることを、我々は知っている。対外政策の成功は実力と宥和という明らかに對極に立つものの間を振動することにかかっていると云われるのは、このことである(26)。

\* \* \*

それでは、カーは、実際、自らの直面する「二十年の危機」をどのように変革することが望ましいと考えていたのであるうか。「権力と道義の妥協」という抽象的命題は、具体的争点において、どのような姿を現わすのであろうか。

「第二版」が邦訳されたこともあって、我が国ではほとんど知られていないが、カーは、大戦が終了した一九四五年に次の箇所を「第一版」から削除している。

もしも一九三八年におけるヨーロッパの権力関係が不可避的にチェコスロバキアにその領土の一部と最終的な独立の喪失を運命づけていたのならば、大國間の戦争もしくはドイツとチェコスロバキアの局地的戦争の結果としてよりもミュンヘンでテーブルを

困んで行なわれた議論の結果としてこのことがもたらされたといふことは、より好ましいことであつたらう(27)。

一九三八年九月二九日のミュンヘン合意をもたらしした交渉は、近年においては、平和的変革の手續きによる主要な國際的争点の解決のアプローチに最も近いのであつた。権力の要素は現実に存在していた。道義の要素も効果的に争点を決定した諸大国による共通の承認という形で、そしてこの紛争に適用可能な基準、すなわち民族自決の原則という形で存在していた。三二五万人の抵抗するドイツ人をチェコスロバキアに帰属させているという不公正は、過去において労働党とロイド・ジョージ氏を含む多くのイギリスの批評家たちから攻撃されてきた。平和會議においてM・ベネシユ氏によってなされた約束も完全には実行に移されていなかったのである。変革それ自体は、ヨーロッパにおける力の均衡の変化に、そして受け入れられている國際道義の規準に合致したものであつた。しかしながら、変革のもう一つの側面には、あまり勇氣づけられたものではなかつた。ヒトラー総統自身は、病的に力の要素を強調し、平和的交渉の要素を極小化したいと切望している——ヴェルサイユにおいて同盟諸國が採用した方法の産物としては心理的には理解し得る特徴であるが、にもかかわらず平和的變革の手續きの確立にとつては有害である——ように思われた。民族自決の原則は、一旦受け入れられると、あらゆるものに対して疑念を抱くという利益をドイツに与え、他方チェコスロバキア一人一人の感情に対しては最小限の注意しか払わないとこ

ろの無慈悲さをもって適用された。どのドイツ人にも和解のために最小限の犠牲を払おうという用意さえ全く欠如していた。合意はイギリスの世論の一部から激しく攻撃された。ドイツ側では、それに対する反発が生じた。そして間もなく、ミュンヘン合意によって、交渉による平和的變革が効果的な要因となるような國際關係のより幸福な時期が始まるかもしれないという期待は、完全に消滅してしまつたように思われたのだつた(28)。

カーは、「病的に力の要素を強調」するヒトラーを前に戸惑いを見せながらも、ミュンヘン合意を「平和的變革に最も近いもの」として賞賛したのであつた。それは當時にあつては、ある程度やむをえないものであつたのかもしれない(29)。しかし、我々は、ここでもう一度、カーの理論を整理してみよう。

ロカルノ條約の説明に見られるように、カーは権力を國際政治における把握可能な唯一の変数であるとみなしがちである。そして、「持てるもの」と「持たざるもの」の區別を極めて重要視することも彼の理論の特徴であつた。カーによれば、第二次大戰をファシズム陣営対民主主義陣営の戦いとみなすことは誤りであり、実は、それは、「世界資源の現在の國際分配に満足している国」と「それに満足していない国」との間の「根本的な分裂」だったのである(30)。相対的に力をつけたことにより、「持たざるもの」ドイツは、主張の機会を得たのであつた。

それでは、「持てるもの」と「持たざるもの」の紛争はどのように解決されるべきなのであろうか。カーは次のように述べる。

一九世紀の終わりと二〇世紀の初めの頃にあつては、たいていの国家の「持たざるもの」は、ストライキと交渉とを次々と行なうことによつて、彼らの地位を向上させ、一方「持てるもの」は、あるいは正義感により、あるいは拒否した場合の革命を危惧して、問題を實力のテストにかけるよりも、むしろ譲歩したのであつた。……もし、我々が国際関係にこれを類推することを得るならば、我々は次のような希望をもつことができよう。ひとたび、不満足国家が、平和的交渉（もちろん最初は實力で脅してすめられるが）によつて不平を癒すことができると悟つたとき、「平和的変革」のある正規の方法が徐々にはあるが、設けられて、不満足国家の信頼をかちうることにならう。したがつて、ひとたび、かかる体制が容認されると、調停は当然のことと考えられるようになり、かつ實力による脅しは、形式的には決して捨てられないものとしても、一步一歩後退してゆくであらう(31)。

ところが、不満足国家・ドイツは、「持てるもの」になつても革命であり続けたのだつた。

ここで、我々は、カーの国際道義に関する議論へと連れ戻される。カーの立場は、いわゆる「直観主義」であり、そこでは正義の概念は、依然として「多元論的」であつた。カーは、ドイツの要求の妥当性を判断できるような道義的基準を有していなかつたのである。道義は、相対主義の泥沼から這い出すことを願つたものの、結局、権力の要求によつて押しつぶされてしまつた。それは、ファシズム

の特性を理解できないまま、「黙従」によつて定義されたのである(32)。

\* \* \*

『危機の二十年』は、一九三九年当時訪れつゝあつた破局の回避という実践的目的と、「国際政治学」という新しい学問の創始という理論的目的の間に執筆された。

結果的に言えば、人々の真剣な努力にもかかわらず、破局を避けることはできなかつた。我々がすでに見たように、カー自身の処方箋も必ずしも適切なものではなかつた。平和の切望によつて構築されたヴェルサイユ体制は、未曾有の大戦争という「意図せざる結果」を産んでしまつた。

他方、すでに考察したように、半世紀後の今日の日から見れば、理論的にもカーの分析には欠陥が少なくない(33)。そしてその究極的な源泉は、彼の決定論的な歴史観と相対主義的な道義観への傾斜に求められるであらう(34)。

しかし、政治的思考の復権を唱えた点で、彼の功績はきわめて大きかつたと言わねばならない。力と道義、すなわち現実主義と理想主義の共存という人間の実存に深く根ざしたディレンマを直視してこそ、国際政治学が学問たり得るのだということを、カーは、我々に教えてくれたのであつた。そして彼がその際、現実主義者として立ち現われたこともまた意味のないことではなかつたのである。

註

- (1) E. H. Carr, *The Twenty Years' Crisis, 1919—1939. An Introduction to the Study of International Relations*, 2nd ed. (London: Macmillan, 1946), p. vii. 邦訳、井上 茂訳『危機二十年』(岩波書店、一九五二年)、viiページ。  
 (2) *Ibid.*, p. ix. 同上書、viページ。  
 (3) 以上 *Ibid.*, pp. 1—21. 同上書、二—二九ページ参照。  
 (4) *Ibid.*, p. 40. 同上書、五二—五三ページ。なお、以上の記述について、*Ibid.*, pp. 22—40. 同上書、三二—三六ページ参照。  
 (5) 以上 *Ibid.*, pp. 41—45. 同上書、五七—六二ページ参照。  
 (6) *Ibid.*, p. 54. 同上書、七一—七二ページ。  
 (7) *Ibid.*, p. 46. 同上書、六三—六四ページ。  
 (8) *Ibid.*, p. 53. 同上書、七〇—七一ページ。  
 (9) *Ibid.*, p. 46. 同上書、八一—八二ページ。  
 (10) Robert B. Reich, "Toward A New Public Philosophy", *The Atlantic Monthly* (May 19, 1985), p. 68.  
 (11) スタンレイ・ホフマンが述べているように、適切なユートピアの建設を提案するとき、我々は、その目的、前提、可能性、手続きを明かにしなければならぬ。Stanley Hoffmann, "International Relations: The Long Road to Theory", *World Politics* (April, 1959), p. 376.  
 (12) カーの歴史観について、細谷千博氏は、一九五七年にプリンストンの高等研究所で開かれたセミナーに出席した際起こった

興味深いエピソードを紹介している。「ただ一点、印象に深く刻まれているのは、歴史におけるイフの問題をめぐって、くり展げられたカーとケナンとの間の白熱した論議の情景である。ケナンはイフの問題をとり上げて歴史家として論議する妥当性を主張し、カーはこれに反駁した。ケナンは後に一九六四年六月、訪日したさい、われわれ日本の研究者にこう語っている。『外交史を考察するとき、自分は当時の政策決定者の立場に身を置いて問うのが常である。いったい彼の行ったことは正しかったか。どのような選択のコースが彼にあたえられていたのか。……政策の単なる分析ではなしに、その批判的検討に私は関心をもつ』。カーは、歴史家はイフの問題に立入るべきではなく『なぜ』という問題を問い続け、原因・結果の連鎖関係を究明し、究極原因を決定することを自分の任務とすべきだと『歴史とは何か』の中で論ずるが、プリンストンでの論議は、このような歴史家としてのカーの禁欲的態度と、時には歴史家は政策決定者の視点に立つべきであるとするケナンの態度との間に生じた意見の応酬であったのだろう。細谷千博「ユートピアニズムとリアリズムの政治学」『アステイオン』(一九八七年秋号)、一五三—一五四ページ。  
 (13) 以上 E. H. Carr, *op. cit.*, pp. 95—101. 邦訳、前掲書、一三〇—一三八ページ参照。  
 (14) *Ibid.*, p. 103. 同上書、一四〇—一四一ページ。  
 (15) *Ibid.*, p. vii. 同上書、viページ。  
 (16) *Ibid.*, p. 111. 同上書、一四九—一五〇ページ。

- (17) 以上 *Ibid.*, pp. 109-145. 同上書 一四六〜一四三ページ参照。
- (18) 人間性に基づくのか、それとも国際環境の無政府的特徴の結果なのか？
- (19) *Ibid.*, pp. 105-106. 同上書 一四二〜一四四ページのロカント条約の記述は印象的である。
- (20) Michael Joseph Smith, *Realist Thought from Weber to Kissinger* (Baton Rouge and London: Louisiana State University Press, 1986), p. 78. 本書は、おそらく最もすぐれた現実主義の研究書の一つであり、本稿もこれに多くを負っている。
- (21) 以上 E. H. Carr, *op. cit.*, pp. 146-169. 邦訳、前掲書 一九四〜二四二ページ参照。
- (22) 以下の「直観主義」に関する議論については、John Rawles, *A Theory of Justice* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1971), p. 34. 邦訳、矢島鈞次監訳『正義論』(紀伊國屋書店 一九七九年)、二四〜二九ページ参照。
- (23) E. H. Carr, *op. cit.*, pp. 175. 邦訳、前掲書、二二三ページ。
- (24) 以上 *Ibid.*, pp. 170-177. 同上書 二二六〜二三四ページ参照。
- (25) *Ibid.*, p. 177. 同上書 二三四ページ。
- (26) *Ibid.*, pp. 222-223. 同上書 二九〇ページ。
- (27) E. H. Carr, *The Twenty Years' Crisis, 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations*, 1st

ed. (London: Macmillan, 1939), p. 278. 第二版では、二一九ページ一七行目の“.....on the other.”と“If we consider.....”の間。邦訳では、二八六ページ四行目の「平和的変革が……」の次に該当する。

(28) *Ibid.*, p. 282. 第二版では、二二二ページ一九行目の“The second example……”からのパラグラフだ。邦訳では、二八八ページ一五行目に該当する。

(29) 実際、シュンヘン会議後の一九三八年九月二十六日、ヒトラーはベルリンの競技場における演説のなかで、次のように述べていたのである。「余はこの問題が解決されれば、ドイツはヨーロッパにもはや領土問題を持たないことをチェンバレン氏に保証したが、ふたたびこの場でそれを強調するものである。余はもはやチェコ国家に関心を持たないであろうし、それを保証することが出来る。我々はもはや如何なるチェコ人も必要としないのである」。E. H. Carr, *International Relations Between the Two World Wars* (London: Macmillan, 1947), p. 271. 邦訳、衛藤藩吉・斎藤 孝訳『両大戦間における国際関係史』(清水弘文堂、一九六八年)、二七五ページ。なお、決定論的歴史観をとるカーと同様に、「歴史は偶然の繰り返しである」とする A. J. P. テイラーが、現在においても、シュンヘン合意を賞賛していることは注目に値する。テイラーによれば、ヒトラーは、はじめから大戦争を計画していたのではなく、他国の政治家の愚行を機会をうまく捉えて利用したにすぎないのである。A. J. P. Taylor, *The Origins of Second World War*, 2nd

ed. (Harmondsworth: Penguin, 1964). 邦訳、吉田輝夫訳『第二次世界大戦の起源』(中央公論社、一九七七年)。カーとテイラーに共通するものは、国際政治において「理念」が果たす役割の軽視ではないかと思われる。なお、この著書をめぐるテイラーとトレウマローパーとの論争については、ヴェド・メータ、河合秀和訳『ハエとハエとり壺——現代イギリスの哲学者と歴史家——』(みすず書房、一九七〇年)第三章「果てしなく議論」参照。

(36) E. H. Carr, *International Relations Between the Two World Wars*, pp. 262—263. 邦訳、前掲『両大戦間における国際関係史』二六六ページ。

(37) E. H. Carr, *The Twenty Years' Crisis*, 2nd ed., p. 214. 邦訳、前掲『危機の二十年』二八〇—二八一ページ。

(32) ハンス・モーゲンソーは、カーを「権力のユートピアン」と呼んで居る。Hans Morgenthau, "The Political Science of E. H. Carr", *World Politics*, October, 1948, p. 134.

(33) なお、ヘドリー・ブルが述べたように、今日においては、カーが試みたユートピアンに対する攻撃と平和的変革への提案は、かつてほど緊急を要する問題ではなくなった。Hedley Bull, "The Twenty Years' Crisis Thirty Years On", *International Journal* (Fall, 1969), pp. 630—638.

(34) 決定論的な歴史観については、アイザーク・バーリンとの論争が広く知られているが、カーはインタヴェューに答えて次のように述べている。「人々は社会の産物で、彼らの行動はその社会

によって条件づけられていると考えるのが決定論なら、私は、バーリンに対するものとしての決定論者だ。……私には、悪い人々といったものがあるとは思われないのですよ。我々には、ヒトラーはある時には悪い人のように見えた。しかし、一〇〇年経てば、ヒトラーは悪い人だったとか、三〇年代のドイツ社会は悪かったと考えるでしようか」。ヴェド・メータ、前掲『ハエとハエとり壺』一七一ページ。

(なかもと・よしひこ) 地域研究科平成三年三月修了)

## 中国における過剰労働力と都市化の問題について

大 原 盛 樹

(東京外国語大学大学院地域研究科一年)

### はじめに

もともとの卒論は「中国における経済改革と人口状況の相互影響について」と題し、毛沢東時代から鄧小平の時代へと変換したその必然性と、その下にある経済状況、およびそれに対応するための経済体制の構造変化を探り、それに人口をとりまく状況の変化がどう影響し、また人口状況をどう変化させたかを、主に人口政策、食料問題、労働力、資本の点から分析したものであった。本稿ではそのなかから過剰労働力に関する部分を一つにまとめ、建国以来の都市化の問題、および現在の小城鎮建設と絡めながら、経済体制改革を転機としてその問題がどう変化して現状に至っているかをみる。

### 一、毛沢東時代の過剰労働力と都市化

一九七八年一二月の中共第十一期三中全会における「四つの現代

化」の国家目標定着は、中華人民共和国成立以後最も大きな変革を象徴するものとされ、それ以前を毛沢東時代、以後を鄧小平時代とおおまかに二分することができるであろう。毛沢東時代の経済体制の基本的目的は、重工業投資優先の農業からの強蓄積構造と、低消費ではあるが、基本的生活の保証と平等主義である。そのために取られた物動的ソ連型計画経済システム、コミュニターの農村社会システムを基礎にした農業集団化、人民公社、それらの誘因体系としての精神主義が、その基本的性格として挙げられる。

建国直後の数年間、指導部は人口の多いことは財産であるという楽観的人口観のもとに人口増加政策を取ってきたが、五三年に初めて実施された人口センサスで予想を越える六億の人口と二%を越える増加率が確認されたためそれまでの政策を一転させることとなる。以後、大躍進政策の失敗の混乱後の反動による人口増、文革中の人口政策中断等の期間があったものの、七〇年代にかけてはかなりの人口増加率の抑制を達成することとなる。それでも現在の人口は十

二億を越え、じつに建国以後その人口は倍増してしまったことなる。

そのような膨大な人口は、その大部分を農村が抱えこんできたのであるが、中国の農村はその人口増加に比べて耕地面積の増加は極めて少ない。中国の総耕地面積は四九年から七七年まで新耕地の増加はほとんどなく、僅か二〇〇畝（一畝＝約六・七アール）の増加に留まっている。その理由は元来新たに開発可能なフロンティアが限られているのに加えて、都市建設、工場、水利施設、軍事施設

などに農地が転用されたこと、林業地、牧草地への転用、災害による作付放棄などによって、新中国成立以後に開墾された新たな耕地四・九億畝がほぼ相殺してしまったことによる。この間農業労働力は着実に増加し、一九五二年に一億八二四三万人であったのが、七八年には二億九一九四万人とおよそ一・一億人の純増があった。これは年平均二％以上の増加に相当する農村での高い人口増加率と、非農業部門の雇用吸収力がそれと比べて相対的に小さかったことによる。このようにほとんど拡大しない耕地面積のなかで農業労働力だけが着実に増加したことにより、農業労働力一人当たりの耕地面積は急減することとなった。農業労働力一人当たりの耕地面積の低下、および労働生産性の停滞があったにもかかわらず農業総生産をほぼ倍化させ、増え続ける人口を何とか養ってきたのは作付面積の増大、水利、灌漑面積の拡大、化学肥料、農業機械の投入量の増加などによる土地生産性の向上であった。

農村における労働力については、上述のような拡大しない耕地に増え続ける農村労働力は「過剰労働力」と呼ばれる極端に生産性の

低い労働力を産み出すと考えられる。一九四九年の新中国成立前後の時期には過剰労働力の存在が指摘されたことはあったが、農業集団化以後、その存在は政策者により否定されてきた。中国でこの過剰労働力について再び注目されはじめ、多くの議論がなされるようになったのは、後に述べるように、一九七八年の経済改革の開始が引き起こした農業生産請負制の普及とそれに伴う人民公社の解体からである。

特に「大躍進」期には過剰労働力はおろか、労働力はいくらあってもまだ少ないとされたが、いうまでもなく当時の労働状況は人民公社化による民衆の大量動員による経済建設であり、それは資本不足を人海戦術により補うものであった。実際にこのような状況下では農業労働者の水利設備建設などの非農業活動の飛躍的増加、および都市部の非農業部門の雇用増大による農村から都市への人口流出により、農業生産性の低下をもたらすほどの労働不足が発生したといわれる。さらに、六十年代以後の農業生産の増大の源泉が労働力を多く投入する多毛作化による土地利用度の上昇によるものであり、それが七十年代に入って農業労働に対する労賃収入の低下により、農民の農業労働への参加意欲の減退によって労働力供給のボトルネックになり、それが農業生産の停滞につながったとする議論もある。しかし、このような形の労働力不足は、労働者一人当たりの資本装備率が低く、産出高の極大化とは両立不可能な「完全雇用」であって、通常の意味での不足減少と本質的に相違するであろう。つまり、失業、過剰労働の脅威を基本的に低賃金、多就労、つまりは「三人分の飯を五人で食う」政策で克服しようとしてきたとも言え

るのである。このように、毛沢東体制下における農村での潜在的、あるいは偽装失業は顕在失業に転換される契機が農村それ自体には少なかったと言える。しかも農村の失業は主として季節的なものであり、家族、生産単位によって扶養され、労働の限界生産力がゼロではないなどの理由から、問題の関心は都市の失業のほうに多くむけられた。この点は都市化の問題と絡んで顕著に現れるであろう。

上述のように中国の都市化は、他の途上国との比較からだけでなく、先進国と比べても異常なほど安定して来た。建国から一九七八年までを比べてみれば、かえって都市化率は減少しさえしている。

これは戸籍制度、「口糧」制度（食糧・衣料配給制度）、労働就業制度を合わせた中国独自の「戸口制度」により政策的にコントロールされてきたものである。しかし、実際には建国から一九七八年までには農村人口の都市移動と行政的農村への移動が繰り返行われてきた。もちろん都市化の衝動の方が圧倒的に大きかったことはいうまでもない。第一次五ヶ年計画時の農村からの都市流入に対して五年より上述の都市化防止策が始まって以後、「大躍進」と文革の時にいずれも二〇〇万から三〇〇〇万の膨大な人口の都市と農村間の移動が相互に行われている。「大躍進」の時に急速な都市建設労働力需要増のための都市流入であり、その後農業生産の急激な悪化による増大分の農村への帰還である。文革の時に毛沢東による「三大格差の是正」、「知識青年の改造」、「農業支援」などのイデオロギーによる青年の農村への下放と、文革終了後の下放青年の都市への帰還である。いずれも行政力の極めて大きい中国にしかできないような措置だと言えるだろう。「大躍進」後の調整期や文革期に

いわば強制的に（イデオロギー操作により自発的だった場合もあったが）都市人口を大量に農村に帰還させたことはあったが、実際の流れとしてはもちろん農村から都市への流れが行政的コントロールを滑り抜けるように確実に進行してきたのである。

政策により都市化を防ぐということは、都市住民の食料の不足、住宅などの社会、環境問題、厚生面で都市労働者並の待遇を与える余裕がなかったという理由があるのだが、それにもまして、都市内部での「失業」問題、「過剰労働」問題がすでに存在していたことによると思われる。都市における「失業」についても社会主義改造後の中国では存在しないとされ、「失業」という用語もほとんど使われず「待業」という言葉が用いられた。一九四九年当時、新中国は旧体制から四〇〇万人の都市失業者を受け継ぎ、五六年に一〇〇万人、五七年に七万人に減少したと公式にいわれている。これは「大躍進」政策に伴う労働力需要の増加によるものであろう。それ以後、公式な失業者数は明らかにされていないが、農業を捨てた大量の人口が都市に流れ込んだ一九五六年、五七年、そして「大躍進」以後の経済混乱期に大量の非農業部門の失業者が生まれたであろうことは言えるであろう。その後、六十年代には五十年代に生みだされた都市の過剰労働力を、都市青年の大量下放と、農村の契約工、都市臨時工の大量の雇用により一時的に解消することになった。下放があるが、当時文革が少しずつ収束に向かいつつある時期での下放の盛り上がるの背景には、「三大格差の撤廃」等の文革イデオロギーの圧力の他に、都市に溢れる中学校卒業者を吸収すべき教育機関が

閉鎖されたり、工業をはじめとする生活活動の停止や混乱によって就業機会が激減したことがあった。このような措置により七十年代には「完全雇用」の達成がいわれたが、しかしそれは、一九七八年の非毛沢東化と共に大量の下放青年が都市に舞い戻ってくることで一気に問題化する。このように、都市の過剰労働は農村の状況と同じく、下における低賃金、多就労による「三人分の飯を五人で食う」式の政策の下で顕在化せず、しかもそれが危機をむかえろと行政的手段により、都市から農村へ移動させるという手段をもって達成させたと言えるのである。

## 二、経済改革後の変化

七八年以後の経済体制の改革について、基本的特徴として言えることは、市場効率と物的刺激を原動力として生産性上昇を目指した、農業、軽工業促進による消費重視の経済政策である、という点である。都市においては都市労働力の賃金の上昇がなされると同時に、经济管理体制の改革がなされ、地方、企業へ権限が大幅に委譲され経営主体が著しく多様化することになった。より大きな変化があったのは農村で、都市よりいち早く、急激に構造変化を遂げた。農村の改革の主要な点は、農村からの強制供出量を減らし、農産物の買上げ価格を引き上げたこと、そして、人民公社の解体と個人農化の二点である。農産物価格の引き上げは、それまでの強蓄積構造により疲弊していた農村を安定化させるために行われたものであるが、義務供出分の食糧の政府支配量が激減、プレミアム付きの食糧が増

加し、それに伴って政府は大幅な財政負担を背負うことになった。それと共に人民公社での上部単位（人民公社、生産大隊）から、下部（生産隊）への大幅な権限強化を行い、作付けと農業経営の多様化が認められるようになった。その後、安徽省から個人農が発生すると、八一年から八二年にかけて急速に個人農家が全国に進み、政府はこれを追認して行くこととなる。自留地、農村自由市場も認められ、生産諸負担が急速に発展した。これにより人民公社は八三年にはほとんど消滅し、ほぼ完全に個人農化が完了する。この根本的な農村の構造変革は、生産責任制導入により一時農業生産はかなり増大したものの、農地での工場やマイホーム建設などによる耕地面積の低下、人民公社による集団農場整備の消滅、農民の穀物以外の高収益な市場作物の指向などにより、農業生産は当初ほどの伸びを見せずに頭打ちの様相を呈している。

過剰労働を基本的に出さない毛沢東時代の経済体制から、七八年以降、経済効率を求めると鄧小平時代の新しい経済体制に構造転換して過剰労働力の顕在化は最も深刻な問題となった。そしてそれは都市化と密接に絡んで低開発的な様相を呈する傾向が見られる。まず農村と都市に分けて改革後の過剰労働力の状況から見てみる。

生産責任制導入による集団労働の廃止、個人農化により、労働力の使用状況に大きな変化が現れた。単位面積当たりの耕地に投入される労働の効率が高まることにより「精耕細作」の程度が上昇し、また集団労働の下でのある種のサボタージュが姿を消し、耕作に必要な労働時間が短縮されて、かつて二人か三人で行われた仕事を一人でできるようになった。こうした労働の質、強度の上昇はこれま

で耕作に必要とされてきた労働力を減少させる効果を持ち、一人当たりの労働時間も延長された結果、集団経営の下で表面化しなかった過剰労働力が一挙に表面化することになった。

農村における過剰労働力は、耕地に対して総動力の約五割、およそ一・八億人、副業や農村工業などで雇用されている労働力を差し引いても約三割、およそ一億人が過剰であると推測される。しかも一九六三―七三の第二次ベビーブーム期に急増した人口が、一九八〇年から八十年代末にかけて大量に労働適齢人口となる。一九八二―九八年までに、中国の労働適齢人口基準で一・八億人の新規労働力の純増が見込まれており、そのうちの九十％が農村で増加する労働力であると予想される。国家統計局によれば、二〇〇〇年の農村労働力は五・四億人を越えるが、その時の労働生産性の水準と一人当たりの耕地予測からすると、栽培業では一・六億人の労働力しか必要とせず、残った三億近くを年間二二五〇万人の割合で他に転職させねばならず、もし七八―八七年の年間八〇〇万人の移動水準に留まるとすると、二〇〇〇年の過剰労働力は二億人となるといふ。このような過剰労働力は非農業部門へ転移、吸収させねばならず、それは自ずと多くの途上国に見られるような都市、特に大都市への流入、集中という現象を引き起こす可能性があるが、それが行われれば都市において大きな社会問題を発生させることは確実である。経済改革後の都市への農村からの人口流入状況では、八〇年以降、鎮（農村での地域的小都市）への流入が飛び抜けているが、上海などの特大都市への流入も確実に増えている。経済改革とは直接関係ないが、七八―八〇年には大量の下放青年が舞い戻り、おびただし

い数の都市部の若年失業者（待業青年）を生み出した。背景には、下放青年の舞い戻りだけでなく、七八・七九年に下放が縮小され新卒者が都市に溢れたこと、にもかかわらず就学、就業の場が一向に増えないこと、逆に文革中に批判され失業していたものが大量に社会に復帰したこと（一説に八〇〇万人）が挙げられる。一九七九年段階での待業青年の数は、大中市部では労働年齢人口の十％を優に越えていたという。都市の失業者数は八九年で二八六万人であり、都市部の余剰労働力は国营企業のみで一五〇〇万人、集団企業を加えると二〇〇〇万人を越すという。

七九年にピークをむかえた下放青年の舞い戻りが一段落した後も、都市、特に大都市への流入は続いている。特に近年では「盲流」といわれる農村からの流動人口の増大が深刻な問題化し、その数は五〇〇〇万人に達したといわれている。上海、北京、廣州などの大都市では一〇〇万人を越え、商売や職業上の理由という経済活動のための割合が五分の二以上を占め、また犯罪分子が八七年に五・五万人いたという。これら流動人口の特性としては、比較的若年齢層で相対的に教育程度が高い、いわば農村でのエリートが多いと言われ、滞在日数も三十日未満の短期が四割ほどを占めるが、一年以上の長期滞在者も三割に達し、流動人口、出稼ぎの恒常長期化が集団化と共に認められるという。これらの「盲流」は、職を見つけられないまま流民化したり、治安、衛生状況を悪化させるなど社会問題化し、「二人っ子政策」の厳しい罰則をのがれるため「盲流」先で隠れて出産し、それが「黒孩子」（登録されないヤミっ子）を増大させるといふ現象も現れている。

前節で述べたように、中国では建国後このような強い都市化の衝動を、戸口制度、口量制度、都市での労働就業制度と人民公社によるその強化により厳しく制限し、農村にとどめてきた。しかし、このように急激に表面化する農村の過剰労働力は長期間抑えておけるものではなく、その対策として政府は、「離農不離郷」をスローガンとする小城镇政策を推進する。「離農不離郷」とは、中国の高名な社会学者であり「反右派闘争」では馬寅初とともに激しく非難された費孝通により提唱された提案で、農業を離れたが戸口は農村にある(国の糧食配給を受けない)まま工場などの非農業産業に従事する「農民工」と呼ばれる農民労働者を、七九年頃から小城镇(農村の小都市)に急速に発展した郷鎮企業で吸収するというものである。規模の大きな都市への急速な人口流入を避けながら、余剰労働力の合理的活用を目指した政策であり、過剰労働力問題の解決と経済発展戦略とを結合させた都市化政策であるといえるだろう。小城镇は都市と農村の間にあってそれらの膨張を食い止める「人口の貯水池」であり、将来、全国にある六万余の小城镇が整備され、各鎮が五千人の人口をそれぞれ追加、吸収するならば、三億人の新しい居住地が開拓されることになるという。郷鎮企業の発展により、雇用もかなりの伸びを見た。一九七九年―八五年の農村非農業部門の所得と雇用の年平均成長率を見ると、所得が二八・二%、そこでの雇用も一一・五%の高率で伸びていることがわかる。また、農村非農業部門は都市国营企業と比べて雇用吸収という面で優位性を持つという。

しかし、急速に発展した農村の非農業部門も、各鎮、都市と農村

との合理的な分業体制ができていないために、流入労働力の進入が容易な既存の産業領域へ集中し、早くもある種の飽和状態が発生しており、引き続いて同じ成果を期待するのは難しいとする見方がある。また経済調整のあおりで経済効率の悪い郷鎮企業がつきつきと淘汰され、潜在失業率はさらに激増したという。「離農不離郷」が実はごく一部の工業が発達した先進的農村においてのみ可能となるもので、大多数の農村は広範な労働力の拠出地として位置づけられるのみであるという意見もあり、また、小城镇政策は投資効率が悪く、自由に都市化を進めるべきだとする意見も出ている。

このような状況は、経済改革により顕在化した過剰労働力が、農村、都市双方で深刻な問題になっていることを示している。都市、農村とも過剰になった労働力に供出する就業機会を持っておらず、特に農村過剰労働力は、都市化を避けるために提唱された「小城镇政策」が期待どおりの雇用を作成しえず停滞しているように深刻さの度をましている。鎮への移動の規制を緩め始めはしたが、大規模都市への移動はまだまだ厳しく規制されている。しかし、にもかかわらず大都市への「盲流」現象は増加する傾向にあり、途上国型の都市化への気配さえ見せている。このような状況も、中国農業の基本的性格と工業化の進展状況からみて急速に雇用機会を創出するのは不可能であると思われ、根本的な過剰労働力問題の解決は難しい。また、この様なことから、人口抑制努力の必要性は経済改革により増加し、今後も続くものと思われる。

(おおはら・もりき 平成三年中国科卒)

## 中国政治体制改革試論

瀬尾知宏

(富士銀行)

——民主主義は最悪の政体である。ただし、人類がいままで経験したあらゆる政体を除いて最悪の政体である。(ウィンストン・チャーチル)

一九八九年は世界史の転換点として後世の歴史に記されるであろう。曰く、社会主義の崩壊、脱共産主義、冷戦の終焉等等。八九年に最も話題を呼んだ論文「歴史は終わったのか」の中でF・フクヤマはヘーゲル史観を踏まえて次の様に述べている。「我々が目撃しているこのような現象は、単に冷戦が終わったことを表しているだけではないし、戦後史のページが過ぎ去ったことを示しているだけでもない。これは次の様な歴史の終焉を意味している。つまり、人類のイデオロギー的な進展は終点に達したのであり、欧米の自由

な民主主義が人類の統治形態としては究極のものであることを示しているのである」。自由と民主主義は人類にとって普遍的価値を持つと考えていた筆者はフクヤマの主張に大いに共感した。

八九年の中国、東欧における民主化運動は、共産党の一党独裁が民衆に否定されたことを意味している。ゆえに中嶋嶺雄教授が指摘するように、一般的な民主化運動というより「共産党の支配に対する真っ向からの挑戦であり、社会主義国家権力に対するもう一つの革命であった」という意味において、文字通りの反・革命、つまり、カウンター・レボリューション(Counter Revolution)であった」と呼ぶのが適当であろう。筆者は近年の世界史の潮流が「反・革命である」という立場から、一時的には民主化運動を力で押さえ込んだ中国も、中長期的には反・革命の潮流に抗し切れずに脱共産化せざるを

得ないと考えている。本論は中華人民共和国建国以後の歴史を「上からの民主化」と「下からの民主化」の二つのベクトルを含む「政治体制改革」という観点から振り返り、歴史的な連続性の中で八九年の民主化運動を位置付けるとともに、「中国はどうなるのか」という問いに答えようとしたものである。

## 一 中国の政治体制

政治体制のあり方は我々の日常生活から人生の意義全面にかかわってくる問題である。そうであればこそ中国その他の社会主義国の人々は命をかけた反・革命行動を起こしたのである。では自由と民主をスローガンに掲げた反・革命が志向した政治体制はどのような価値・理念を体现しているのか。反・革命によって否定された政治体制はどのような特徴をもっていたのか。一般的な政治体制の類型を見たらうえて、中国の政治体制の類型化、性格規定を試みる。

### (一) 政治体制の類型化

政治体制とは、政治権力が社会内で広範な服従を確保し安定した支配を持續するとき、それを形作る制度や政治組織の総体、即ち政治制度を支える社会制度や政治文化まで包括した支配の全体構造を明らかにする概念である。通常、自由の確保を基準として民主主義体制と非民主主義体制に大別され、後者はさらに全体主義体制と権威主義体制に分けられる。比較、類型化のために政治体制の構成要素として、①体制を支える思想・信条、②国民の政治参加の制度、

③政策形成の主体、④政策形成の手続き、⑤国家による社会の統制の五つを考える。

### \* 民主主義体制

民主主義には様々な理解があり、制度的にも理念的にも多様である。しかし、その根底には人間は誤りを犯しやすくない不完全な存在であるという認識がある。したがって、何人も何が最も正しく合理的であるかをア・プリオリに知ることはできず、権力の行使に関しては何らかの制約が必要になる。ここから導かれる民主主義体制の要件は次の二点である。第一に、市民のできるだけ多数に対して選挙権・被選挙権を認め、政府の決定に賛否を表明したり、組織・運動・任意結社の一員として政治活動を行うことを通じて政府の決定に影響を及ぼすことが制度的に保証されていること。第二は、この保証が時の政府や政策に反対する人々や集団に対しても平等に与えられること。それにより政権に在る集団とこれに反対・対抗する集団（反対派）とが市民の支持を求めて自由な公然たる競争を行う条件、即ち政権交代の可能性が保証されていることである。

今日の先進資本主義諸国の政治体制は、自由民主主義体制と呼ばれている。この語は文字通り、君主の恣意的な権力の行使から個人の権利を保障するという自由主義と、国民の意思による政治という民主主義から成っている。自由主義原理を体现する政治制度には立憲主義（法治主義）と権力分立がある。立憲主義とは、権力者の恣意ではなく法により支配すべきであるということである。しかし立憲主義のメカニズム自体は、法によって国家権力や支配階級による抑圧を正当化する危険性をなお含んでいる。そこでモンテスキュー

以来、権力の集中を阻止するためチェック・アンド・バランスを働かせる権力分立論とその制度化が行われてきたのである。

**\*全体主義体制**

ムソリーニ、ヒトラー、スターリンの支配体制は、人間のあらゆる社会活動を国家が統制し、一切の権力を一人の独裁者の手に集中させる体制であるという共通性から「全体主義論」として理論化された。C・J・フリードリヒとZ・K・ブレジンスキーはこの体制の特徴を、①単一のイデオロギー、②単一の政党、③秘密警察と大量テロル、④権力によるコミュニケーションの独占、⑤兵器の独占、⑥中央から統制される経済、などに整理した。全体主義的独裁は、テクノロジーとマス・コミュニケーションの急速な発展と大衆民主主義がもたらした社会構造の変化を背景とした二十世紀的支配様式である。独裁は被支配層である大衆の権力参加を前提にしながら、あるいはむしろ大衆の積極的支持を基礎にして権力を行使するこの点で、支配層と被支配層が身的に明確に区分されていた前近代的な社会における支配の様式である(伝統的専制と異なる)。

**\*権威主義体制**

J・リンスは民主主義や全体主義といった旧来の概念では把握しきれない特徴を備えた政治体制を理解するために、権威主義体制という概念を提起した。このモデルの特徴は次の三点である。①限られた多元性。民主主義体制の特質は政治的集団が自由に設立され、これらが政策決定に影響を与えるべく自由な競争を行う点にあり、他方このような政治的多元性を極度に抑圧することが全体主義体制の一大特色であるが、権威主義体制下では、法的にであれ事実上

であれ、ある範囲内での政治的多元主義が存在する。しかし多元性の許容範囲は最終的には指導者の恣意に委ねられる。②低度の動員。権威主義体制下にあつては、民主主義体制下で認められている自由な政治参加もなると同時に、全体主義の特徴である積極的かつ恒常的な大衆動員も行われず、体制の安定化は国民の脱政治化(無関心、消極的支持)に求められる。③メンタリティー。権威主義体制の公認イデオロギーは、内容においても機能においても全体主義のイデオロギーとは異なり、体制を正当化するために体系化されておらず、国民統合や社会的強調といった、状況に応じて融通の効く感情様式かあるいは指導者の政治哲学である。

権威主義体制は以上のように政治参加を制限することに関して積極的な正当性を欠くために、特に近代化が進み伝統的権威の崩壊が進行した地域においては不安定な体制にならざるを得ない。その意味でいずれの権威主義体制においても、軍隊は体制安定のための最も重要な要素である。

(二) 中国の政治体制

中華人民共和国の歴史は一九七八年の十一期三中全会を分岐点として、毛沢東時代と改革・開放の鄧小平時代に大別できる。前述の政治体制の構成要素からこれら二つの政治体制を検討してみよう。

**\*毛沢東時代の政治体制**

文化大革命期(一九六六―七六年)がこの体制の典型である。①体制を支える思想・信条はマルクス・レーニン主義、毛沢東思想である。最高指導者毛沢東のカリスマ性と不可分な毛沢東思想は「帝

国主義が全面的崩壊に向かい、社会主義が全世界的勝利に向かう時代のマルクス・レーニン主義である」(九大大会党規約)と言われた。その核心は社会主義革命後も階級が尚存在するので、引き続き階級闘争が必要であるという「継続革命論」であった。②国民の政治参加の制度。中国共産党は長期にわたる革命闘争の体験から「大衆のなかから大衆のなかへ」という「大衆路線」を生み出した。大衆の意思表出↓党による意思集約↓政策決定↓大衆による実践という循環過程は、政治過程論でいう入力↓出力↓フィードバックを連想させる。しかし、この方式は大衆の政治意思表出の自由が保障されていなければ有効に機能し得ないことは明らかである。現代中国の歴史は、紅衛兵運動に象徴的な大規模で熱狂的な大衆運動(動員)が行われた反面、憲法の規定にもかかわらず実際には言論・集会・結社の自由が認められてこなかったことを示している。③政策形成の主体及び④政策形成の手続き。中国革命は共産党を中核とする抗日民族統一戦線の勝利であったため、新国家もプロレタリアート独裁ではなく、諸階級の連合による人民民主主義独裁の国家であるといわれた。しかし、この独自の政権構想も次第に形骸化し、共産党の一元独裁へと変質していった。しかも毛沢東時代には党内民主が著しく損なわれ、鶴の一声的な「最高指示」による政局運営など極めて個人的恣意的な政治が行われた。⑤国家による社会の統制

中国社会においては人民は生産、生活、行政の基層(末端組織)単位に組み込まれている。これらの組織の中の党組織は「檔案」とよばれる個人の履歴書と密告制度によって人民を管理している。

人民は政治から疎外されている反面、生活の隅々まで政治権力が

入り込み、常に監視されている状態におかれてきたといえる。このように「毛沢東体制」は全体主義的な性格の強い政治体制であったといえる。

\*十一期三中全会以後の政治体制

一九七八年の十一期三中全会は「建国以来のわが党の歴史上、極めて深い意義をもつ偉大な転換点であった」(歴史決議)。三中全会は党の基本路線を「大規模な嵐のような大衆的な階級闘争」から「社会主義現代化建設に移すべきである」とし、「農業、工業、国防、科学技術の現代化」すなわち「四つの現代化」を実現することを決定した。脱文革、非毛沢東化が宣言されたのである。以後の改革・開放政策は中国を大きく変えていくことになる。

①体制を支える思想・信条。鄧小平は七八年の秋以来高まった党内外の民主化・思想解放の行き過ぎに対し、翌三月に(1)社会主義の道、(2)プロレタリア独裁、(3)共産党の指導、(4)マルクス・レーニン主義、毛沢東思想という「四つの基本原則」の堅持を明らかにし、思想解放の限度を設定した。しかし、その後の改革・開放のなかでこれらの原則は「共産党の指導」を除いてかなり曖昧になっていった。例えば、人民公社の解体と生産請負制の導入は生産手段の公有制からの後退であり、何をもちて社会主義とするか、はたして社会主義は本当に資本主義より優れているのか、という疑問を投げかけた。これが社会問題化したものが「三信危機」で、社会主義、党の指導、マルクス・レーニン主義・毛沢東思想に対する信念の危機・崩壊現象をさす。もはや毛沢東思想に含意されるのは中国革命を戦い、勝利に導いたという過去の栄光に対する共産党の自負でしかない。

い。長征や抗日戦争を経験した革命第一世代に共通するメンタリティともいってもいい。②国民の政治参加の制度。経済体制改革では個人のインセンティブを引き出すことが課題とされたが、政治面での思想開放は常に押さえ込まれた。唯一、選挙制度の改革については、八七年の十三全大会で「差額選挙」の導入と党による候補者の指名方式を改善することが提案された。「差額選挙」とは定員数よりも候補者の数を一定数増やして行う（すなわち落選者が出る）選挙のことである。しかし、人民が直接選挙できるのは県レベルまでであるし、それでさえ、投票するにしても候補者についての情報がほとんど与えられていないという問題、さらに被選挙権（現在では各級党組織が推薦した人物が候補者となる）をどのように確立していくかの問題など、中国における政治参加の制度面の整備はようやく始まったばかりである。③政策形成の主体、及び④政策形成の手續き。経済的客観法則に従った改革・開放推進の必要から、

政策形成において國務院のテクノクラートや研究機関の知識人が重要な役割を果たすようになった。同様に、政治体制改革においてもその理論化にあたって、改革派ないし自由派の研究者が重要な役割を果たすようになってきた。経済体制改革研究所が趙紫陽のブレイン集団であったことはよく知られている。そして、全体的な傾向として改革・開放の範囲とテンポをめぐる改革派と保守派の対立は、毛沢東時代のような権力闘争から次第に政策論争の性格を強めている。しかしそのような政策論争も結局は「最重要な問題については、鄧小平同志の舵取りに任せる」（十三期一中全会秘密決議）ことになる。最終的な政策決定の権威が依然として個人にあることにおい

て毛沢東時代と変わりはないといえる。⑤国家による社会の統制。「檔案」と密告制度は党の支配を実質的なものとするのにきわめて有効であるために、現体制にも受け継がれている。密告制度に関しては、六・四事件の後、民主化運動の首謀者摘発のために当局によって密告が全国的に奨励されたことで、その存在が最確認された。表向きは改革・開放のポーズを見せながら、その裏側で恐るべき抑圧を行ってきたわけである。

改革・開放政策によって中国は大きく変わった。とりわけイデオロギーと経済体制の面での変化は、毛沢東の時代を知る人にとって隔世の感ありといったところであろう。しかしながら三中全会以後も毛沢東時代の多くの面を引き継いでいることも事実である。こうしてみると、三中全会以後の政治体制は全体主義から権威主義体制への移行段階にあると考えられる。

## 二、中国における政治体制改革

中国の民主化運動は八九年に突如として起こったものではない。建国以後、全体主義的もしくは権威主義的な政治体制のもとで共産党の権力を相対化し、大衆の政治参加を目指す試みは常に存在してきた。ここでは政治体制改革をめぐる象徴的な出来事をケース・スタディすることによって、政治体制改革の采譜を明らかにする。

### （一）「百花齊放・百家争鳴」（一九五七年五月〜六月）

中共は民主諸党派・知識人との関係改善と彼らの社会主義建設へ

の積極的協力を取りつづけるため「百花斉放・百家争鳴」のスローガンのもとに自由な意見、批判の表明を喚起した。ところが学問・専門領域に共産党が介入・干渉することへの批判にはじまり、建国の理念であった人民民主主義独裁が共産党の一党独裁になってしまっていることへの批判まで、その内容は党の予想を越える厳しいものであった。例えば『光明日報』編集長の儲安平の「全国的に単位の大小にかかわらず、甚だしきに至っては一つの課、一つの班に至るまでその頭に黨員を配置して、ことの大小に係わらず黨員の顔色を見て仕事を行い、黨員がイエスと言わなければ仕事ならぬようなり方はいきすぎではないか」という「党天下」批判は「党の指導」に対する真つ向からの批判であった。

こうした予期せぬ批判の噴出に驚き、共産党の態度は容認から弾圧へと一変する。反右派闘争である。社会主義と「党の指導」に対する批判は「毒草」すなわち有害な言論とされた。反右派闘争が五八年前半に収束されたときに「右派分子」のレッテルを張られたものは全国で五五万二八七七人に達した。この反右派闘争を指導したのが当時総書記であった鄧小平であったことは唆的である。

### (二) 文化大革命（一九六六—七六年）

今日、文化大革命は「党と国家と各人民に大きな災難をもたらした内乱である」（歴史決議）として全面的に否定されている。その本質は、毛沢東による劉少奇・鄧小平らの「資本主義の道を歩む実権派」からの奪権闘争、およびその大衆運動化であったといえる。こうした見方からすれば、紅衛兵に象徴される大衆運動は毛沢東に

利用されたに過ぎなかったと言えようが、大衆は単に踊らされただけだったのだろうか。答えはNOである。毛沢東が文革を發動する一つの原因となった社会主義体制下での党幹部の特権化、腐敗は当時から存在していた。だからこそ多くの民衆が毛沢東の言葉信じ実権派打倒に熱狂的に参加したのである。大衆の側から見た文革は体制批判という側面をもっており、その最も先鋭化された結果がコミューン型権力への志向となって現れた。コミューンは労働者の真の政府であり、直接民主主義による選挙とリコール、常備軍の廃止を特徴とし、最終的には国家の死滅につながる。このようなコミューン構想が権力の座にある共産党に許容されるはずはなく、毛沢東の真意はコミューン建設にあると信じた湖南省無産階級革命派大連合委員会（省無連）などの人々は、反革命分子として徹底弾圧を受けた。

毛沢東の呼びかけを信じて起ちあがった人々は又も裏切られた。しかし「百花斉放・百家争鳴」のときは違って、文革には広範な大衆が参加したのであり、これら多くの人々が共産党支配に対する恐怖と懐疑を抱くようになったことは、その後の民主化を考えるうえで重要である。

### (三) 天安門事件（四・五運動、一九七六年四月五日）

物故者を偲ぶ清明節が近づくとつれ、脱文革の推進者であった周恩来の死を悼む人々が花輪や詩をもって天安門広場に集まるようになった。その数が次第に増すとともに周恩来追悼のみならず、江青ら「四人組」を非難する文や詩が現れ、毛沢東を批判するものまで

現れた。四月四日この動きは頂点に達し、数十万の群衆が天安門広場に集まった。当局は花輪とスローガンを撤去、これに抗議する人々が続々と広場に詰めかけ、警備に当たっていた公安と衝突がおき流血の惨事となった。これが天安門事件である。

天安門事件は「四人組」逮捕と鄧小平の再復活の後、「完全な革命的行動」と逆転評価された。当局による評価は別にして、天安門事件の持つ意義は、権力への批判が動員という形ではなく広範な民衆の中から自発的に起こったことにある。同様の事件は、南京、杭州、太原、鄭州などの都市でも起きていたのである。事件の背後に実権派の策略がどの程度働いていたのか今日でもはっきりしていない。

しかし、文革等を経た民衆がこのような事態を引き起こせば、その結果として各人がどのような立場に追い込まれるかということをよくわきまえているにもかかわらず、敢えて断行したことを見逃すわけにはいかない。民衆は文革派が鼓吹する階級闘争を拒絶し、実権派が掲げる経済建設と生活水準の向上を望んだのである。それ故民衆は文革派を批判こそすれ、「党の指導」までも否定することはしなかった。彼等ははまだ真のマルクス・レーニン主義、社会主義の存在を信じていた。

#### (四) 北京の春（一九七八年夏～七九年三月）

北京や上海などの大都市において七八年の夏から、民主や自由、人権を求める運動が知識人や青年、学生たちを中心に始まった。この民主化の動きは「プラハの春」をもじって「北京の春」とよばれた。街頭討論会や『北京の春』、『四五論壇』などの民間自主出版物

や非公認の言論結社とともにこの運動を象徴していたのが「大字報」（壁新聞）であった。特に北京市内の西単の壁にはおびただしい数の壁新聞が張り出され「民主の壁」とよばれた。この時代の代表的なイデオログである魏京生は、「民主主義がなければ、『四つの近代化』はなく、第五の近代化——民主主義——なしには、全ての近代化は一つの新しい虚言に過ぎなくなる」と喝破した。魏京生は紅衛兵運動に参加し「反毛」のレッテルを張られ投獄された。その体験から共産党支配の欺瞞性に目覚めたのである。この時期の活動家には彼のような青年が多かった。しかし、激動する政治状況の中で一般大衆は「模様眺め」の態度を取った。「北京の春」はその主張の中に民主や自由、人権といった概念が語られるようになったという点で大いに注目されるが、大衆の基盤を持つ運動までではならなかったといえる。七九年三月の「四つの基本原則」で思想解放の限界が示され、魏京生ら運動指導者は逮捕、あるいは国外脱出した。そして、八十年九月には壁新聞などの「四大民主」が憲法から削除され、民主化運動は鎮圧されてしまった。

(五) 政治体制改革論議と「学潮」（一九八六年春～八七年一月）  
共産党もすでに七八年の三中全会で政治体制改革の必要性を認めていた。八十年には廖蓋隆のいわゆる「庚申改革案」が提案されたが、八十年代前半は人民公社の解体と生産請負制、企業自主権の拡大、工場長責任制などの経済体制改革が主であり、政治体制改革論議はほとんど表面に出てこなかった。しかし中央集権的な指令経済に適していた政治体制が、自主権をもつ経済主体とする経済

に適合し得なくなるのは当然である。こうして経済体制改革の進展のために政治体制改革が必要とされ、八六年春から体制内イデオログを中心に政治体制改革論議が本格化したのであった。しかし政治体制の弊害についての議論がひとたび活発になると、行き着くところ共産党の一党独裁批判になった。これに対して保守派はもちろん改革派も危機感を抱き「ブルジョア自由化」反対を唱えるようになり、改革推進派の胡耀邦総書記は孤立した。

指導部内の対立が深まる中、方励之、劉賓雁、王若望らの知識人たちは積極的な発言を続けた。その影響を受け学生は政治意識が覚醒していった。学生たちは胡耀邦による政治体制改革に期待を寄せ、苦境にあった胡耀邦援護に立ち上がった。十二月五日、安徽省合肥にある中国科学技術大学のデモを皮切りに学生デモは急速に拡大し、八七年一月はじめに終息するまでに十七都市、一五〇の大学に波及し、「学潮」と呼ばれた。彼らの要求は改革派のイデオログによって公にされていたものであり、この点が政治体制改革の質的変化といえる。「学潮」は鎮圧され、方励之らは党除名、胡耀邦は事実上解任させられた（一月政変）が、政治体制改革の潮流は体制内部にビルト・インされ動かしがたいものになっていたのである。

#### (六) 十三全大会政治体制改革案（一九八七年十月）

「ブルジョア自由化」反対によっていったんは挫折した政治体制改革であったが、「経済体制改革の展開と進化にともない、政治体制改革はいよいよ切実に要求されている。政治体制改革を行わなければ、経済体制の改革も最終的には成功しないであろう」（十三全

体会趙紫陽報告）という認識は指導部に共通していた。こうして八七年の十三全体会で初めて本格的な政治体制改革案が公にされることになった。改革案は政治体制改革を経済体制改革促進の手段として位置付けており、「能率の向上、活力の増強、各分野の積極性の発掘に役立つような指導体制を確立する」という機構・行政改革的なものであった。七つの措置が提案されたが、要点は「党政分離」にあった。党への過度の権力集中が最大の弊害とされ、党の行政や企業経営の具体的関与を戒めた。また、各組織の自主性と積極性を十分に発揮させるために権限の下放が必要とされた。特に中心都市と企業の権限の拡大が重視された。改革案の根底には共産党、そして党中央に集中し過ぎた権限を社会のニーズに応じて合理的に分散化し、経済発展と社会の活性化を図ろうとする考え方があった。経済体制の変化が合理性の追求という意識の変革をもたらしたことが伺われる。しかし、「党政分離」、権限の下放、人事制度の見直しなどは党幹部の既得権益に結び付いたものだけにそれらを実行することは大変困難であった。さらに八八年の急激なインフレが政治体制改革を頓挫させることになる。インフレ鎮静化のために経済の引き締めが決定され、混乱を乗り切るために「党の指導」の強化が正当化されたのである。民衆は釈然としなかった。もはや党の自浄作用に期待することはできない。という認識を多くの人が持つようになった。「中国の希望は、いままさに、ますます多くの人が、当局に対する盲目的希望を脱ぎ捨て、当局に対して公然たる批判、監督的立場をとることだけが、社会を進歩させる有効な方法であることを意識し始めたことにある」（方励之）のである。

(七) 一九八九年の民主化運動（八九民主化運動）

四月十五日の胡耀邦前総書記の死をきっかけに自発的に始まった民主化運動はその規模と質においてまさに前代未聞であった。この運動の最大の特徴は非暴力の平和的請願という形で行われた点である。あるビラは「今回の学生運動は『五四運動』とは違って政府打倒をいうことは正しくもないし現実的でもない。我々の直面する状況は今日の中国に健全な民主政体がないこと、政府が今なお、自己

革新の機構を備えていないことなどである。このために、一種の外在的な推進力によって、現在の上から下への政体改革を進める必要があり、現在の学生運動は歴史の潮流にならなくなっており、まさにその推進力となっているのだ」と運動の目的を述べていた。近代的政治意識、法感覚に目覚めた彼らは、現実的なアプローチとして、あからさまな反体制運動の形を取るのではなく、憲法で保証された言論や結社の自由、人治にかわる法治を求め、体制内改革を通じて徐々に民主化を実現させようとしたのであった。平和的請願を象徴する「絶食」（ハンガー・ストライキ）闘争を機に学生支持の輪が急速に広がり、運動は知識人、民衆、マスコミ関係者、さらに政府機関までを含む市民運動へ転化し、ゴルバチョフ訪中時には百万とも言われる人々が天安門を埋めた。運動の主体が広がるとともに、運動の範囲も全国八十都市に及んだ。

政権内部では趙紫陽が自らの劣勢を挽回するため民主化運動を支持したため「二つの指令部」といわれる混乱状況が生じた。運動の異常な盛り上がりや党内の混乱を收拾するため、五月二十日に首都北京に建国以後初めて戒厳令が施行されたが、皮肉にも軍内部の対

立も明らかになった。鄧小平を含む保守派は、民主化運動と党内、軍部内の混乱に断固たる態度を示すために、六月四日未明天安門に人民解放軍が突入、広場に残っていた二千とも三千とも言われる無防備の学生を殺戮したのであった。六・四事件である。

三、政治体制改革の課題

一九八九年に中国と東欧を襲った激動は、前者は血の弾圧を、後者に脱共産化をもたらした。中国の悲劇があればこそ、東欧（ルーマニアを除く）は流血の惨事を回避する道を選んだとも言えるが、より大きな要因に反・革命の条件がある。第一は、共産党支配の正統性である。周知のとおり、チトー率いるユーゴスラヴィアを除く東欧の共産党政権は、第二次世界大戦後ソ連によりうちたてられ、以後もソ連を後盾としてきた。これに対して中国共産党は、中国革命により半封建主義・半帝国主義から国を救い、血と汗で権力を奪取したという自負があるし、民衆もその功績を認めていた。このように歴史的に見た場合、東欧と中国（及びソ連）では共産党支配の正統性が大いに異なる。しかし、実際に革命を経験した、言わば国家の元勳ともいえる革命第一世代は鄧小平、揚尚昆らごく少数になっただけで、社会主義の失敗が明らかになった今日、過去の革命経緯だけで支配の正統性を語ることは困難になっている。しかも、六・四事件以後の共産党支配にとってより深刻な問題は、党に対して民衆が拭い去ることのできない不信と憎しみを抱いていることである。

条件の二つ目は、近代市民社会の歴史・成熟度である。程度の差こそあれ東欧諸国は近代市民社会の歴史と複数政党性の経験を持っており、共産党権力崩壊後は以前の西欧型近代市民社会モデルに復帰すればよいのであるが、中国にはそのようなモデルはない。「市民」を政治について主体的判断能力を持つ「中産階級」と広義に解釈すれば、社会主義体制のもとで経済発展に伴って市民社会が形成されてきたと言える。市民社会の成熟は社会の多元化、とりわけ非共産党員のエリートの出現という政治主体の多元化をもたらず。東欧の反・革命を振り返ってみると、ポーランドの「連帯」、ハンガリーの民主フォーラムなど共産党に対抗し得る市民団体の存在が指摘できる。また、共産党内の改革派が新政党として機能するようになったケースもあった。こうした共産党に代わる「受け皿」の有無が反・革命の成否の重要なポイントになる。

中国は世界の最貧国の部類に属し、文盲・半文盲人口は三二%（一九八二年）、初等教育でさえ満足に行われていない。大学生は超エリートで、人口のわずか一%、依然として農民が人口の八割を占める。中国が民主化できるか否かは農民次第と言われる所以である。経済体制改革が農村の経済構造と農民の意識に大きな変化をもたらしている点には注意する必要があるが、中国において市民社会の到来をいうのは時期尚早といえよう。「受け皿」となる政治主体についても残念ながら今日共産党に替わり得る政治主体は存在しない。しかし既にみたように、政治体制改革は体制内部にビルト・インされており、将来的にはソ連や東欧諸国で見られたように、党内改革派が分派となる可能性はかなり大きいと思われる。

反・革命の条件は、東欧と中国を比較した場合、納得させられる指摘はあるが、状況を固定的にみるべきではない。したがって、反・革命の条件は八九年の段階で中国における反・革命が成功しなかったことの説明になりはしても、将来的な成功の可能性までも否定するものではない。

#### 四、不可避な政治体制改革

六・四事件は七八年末以来の「二つの中心、二つの基本点」という基本路線の矛盾がもたらした結果であると言ってもよい。「二つの中心」とは「四つの現代化」であり、「二つの基本点」とは「改革・開放の堅持」と「四つの基本原則の堅持」である。「二つの基本点」の整合性をめぐって意見対立と権力葛藤が繰り返されてきたが、「二つの基本点」それぞれが二律背反であり、対立・葛藤に決着がつくことはなかった。社会主義・一党独裁体制の堅持と経済改革堅持のジレンマは中国に限らず、ソ連、東欧諸国も経験したが、東欧では自由と民主主義、豊かな生活を求める民衆の力が社会主義と一党独裁を崩壊させたのである。中国にとって改革・開放政策は現代化のための内在的要請であり、「既に中国の土地に根差し、人民の心の中に深く入ってしまったている」（李鵬）。党内においても改革派の勢力は温存されたままであり、改革・開放政策の推進は再び政治体制改革を促すことになる。

八九年の民主化運動で、学生たちは近代的な政治意識に基づいて「法治」「護憲」を要求した。彼らの政治意識は一党独裁体制の抱え

る問題を根本的に捉えているだけに、政治体制改革を引き続き要求していくことになるに違いない。こうした政治意識が民衆、なかでも三億人に達した都市市民にどの程度共有されているかは不明だが、人民に鉄砲を向けた現政権に対して不信と憎悪を抱いているということははっきり言える。今や「政権は鉄砲から生まれる」(毛沢東)のみならず、「政権は鉄砲により保持される」のである。筆者は九十年三月に中国を旅行し、中国人の生の声を聞く機会を持った。思想的な引き締めが強化されていたはずなのにかなり率直な共産党批判、指導者批判(とりわけ李鵬批判)、老人支配批判を聞かされ驚いたものである。一方で中国の現状に絶望し日本への留学を希望する青年にも出会った。積極的であれ消極的であれ共産党の不支持という点では共通しているのである。反対に、当局の厳しい捜査にもかかわらず、民主化運動の指導者の多くが海外脱出に成功した事実は、彼らに対する様々なレベルでの支持が広範に存在することを示すものであろう。

鄧小平は六・四事件後に「この風波は……国際的大気候と中国自身の小気候により決定づけられた」と述べ、民主化運動が国際情勢と中国の情勢の双方の影響によって引き起こされたとの認識を示した。彼の言う「国際的大気候」とは資本主義諸国が経済、文化などの平和的手段によって社会主義政権を内部から変質・崩壊させることを目指した「平和的転化」戦略をさしている。しかし、「国際的大気候」の本質は反・革命の世界史的潮流であるというべきであろう。今や中国は朝鮮人民民主主義共和国(北朝鮮)とともに国際社会で孤立化しつつある。しかし、中国のような大国が相互依存が強まっ

ている今日の世界で孤立した状態で国家を運営していくことはできない。

以上の理由から「上からの民主化」と「下からの民主化」は呼応して再発するだろう。国際世論の反発と民主化要求の基盤の強さから、再びこれを武力で弾圧することは難しい。とはいえ、保守派主導の軍事クーデター、あるいは軍閥割拠という最悪のシナリオもなきにしもあらずである。もっともこの場合、新政権が長続きするとは思われないが、中国の置かれた状況に鑑み、怒濤のような反・革命が起きることは必ずしも望ましいことではない。共産党に代わる政治主体が存在しない以上、求心力を失った大国はカオスに陥るだけである。それはアジアの平和秩序にとっても、そして、中国人民にとっても歓迎されざる事態である。民主化勢力の意見を取り入れつつ、改革派による体制内改革を徐々に進めることが、現実的且つ望ましいシナリオであると考えられる。

(せお・ともひろ 平成三年中国科卒)

## 私にとつての地域研究

——近代音楽とのアナロジーにおいて

名 木 山 清

### はじめに

タイのシリキット王妃は、モーツァルトの愛好家として知られている。もし王妃が、タイ国内の少数民族・メオの音楽や、ジャワのガムランをお好きであるとされれば、あまり穏やかにすむことではない。あるいはもし王妃が、日本やアメリカのロック・バンドを好まれるとしたら、いささか啓かれすぎた王室との印象を生むだろう。モーツァルトのオーストリアが、東南アジアに植民地的介入を行わなかったことをひとまず措くとしても、なるほどもっともなことであられると思う。

ではなぜモーツァルトなら摩擦を生まないのだろうか。

「普遍的であるから」か。それならば、音楽において普遍的とは何かを問うことから進めて、音楽という限定をとれば普遍性の要件

が見えるだろうか。音楽と西欧近代（それはどのような肌合いをもつのだろうか）そして社会科学への輪において、地域研究の占める位置について考えてみたい。

### 様式論から見た近代音楽

西欧音楽は、単声のギリシア音楽から出発し、比較的独立した単旋律をタテに積み上げていく方向で（いわゆるモノフォニーから、ポリフォニーへと）発展してきた。一六世紀の段階では、多声旋律的に響く点でガムランに似ており、単声旋律に無数の装飾音をつけ加えていくインド音楽の対極にちかい。

オケヘムが三十六声部の並行を達成したあと、一七世紀のローマ楽派で、十六、二十四などの多声部がしばしば試みられたらしい。

ところがこの時点では、声部相互の統一を図る技術的な裝備が欠けていたために、和音はしばしば・というより持続的に不協和に鳴り、楽曲全体が音重力的に「浮動」する。

一五二一年に受祿僧として死んだジョスカン・デ・プレの性格描写は、まったくすばらしい。が、そこにある超絶的な感じは、偶発的に生まれては消えていく印象を否めない。それは本来、単旋律音楽のために創られたグレゴリオ教会旋法が、新しい時代の多声的音楽（と、恐らくは音感）にもはや即応できない事実の、聴覚域への反映である。

一八世紀以降の「近代」西欧音楽は、歴史から一段抜きん出て開花する。それは、このある超絶的な印象を持統させ、組織的に生み出す新しい理論体系によってである。アインシュタインやライヒェントリットの音楽通史が、やや思弁的に「葛藤に充ちた一六世紀」から「一八世紀への跳躍」と呼ぶ運動は、技術的・下部構造的な十二平均律の導入に強調点をおくなら、おおよそ次のサイクルをなす（一）。

十二平均律の導入

→ 教会旋法の廃棄・長短二十四調の確立

← 転調の容易さ

← 機能と声法の充実

← (元)に戻って、平均律の一層の強化

振動数一対二でもっともよく協和する一オクターブを、十二等音程に分割することは、中国と日本でも理論化されながら、ついに実現の機を逸している。したがってわが国の邦楽では五音音階、多くの民族音楽は五ないし七音音階をとり、精緻なジャワのガムランが五、七音階を併用する。

十二平均律は西欧でも、中国と同じくまず数理論上の問題として解決が待たれたあと、実際の楽器への調律が実現されている（二）。一六世紀から波のように進んだ過程のひとつである。J・S・バッハが一七二二年の『平均律クラヴィア曲集』で、十二音ですべての調の演奏を可能にした画期的試みはこの流れのうえにあり、ひきつづいて同じ一八世紀には、おおよそ全ドイツの擦弦楽器が古い純正律から平均律に変わっていく。

十二平均律という「技術的成功」が音楽様式にたいしてもつ意味は、ある楽曲のすべての旋律がたとえフル・オーケストラで鳴っていても、例えばハ長調をとったあと、調的統一を保持しながら一挙にニ短調に「転調」しうるということである。これによって音楽はその外貌を一新する。

一点ト音を例にとると、これは民俗音楽学者エリスの単位で、一点ハ音の上方七〇〇セント・二点ニ音の下方七〇〇セント（つまり両者の中間点）に鳴っている、それ自体としては自然な音素材にすぎない。

バロック期までの多声書法では、音はまだこの「自然的」な性格をとどめている。転調が不自由なためで、曲の大きな部分（たとえば呈示部から嬉遊部へ）ではなんとか思いきって転調したとしても

できるだけ演奏の危険・破綻を避けるため、作曲家は慎重な手法にとどまらざるをえない。遠隔転調は倚音、逸音、変質音の名が示すごとく怖れられていた。したがって曲の冒頭で対位的に並流・並行する各声部は、横にはリフレインをくりかえしながら縦の相互関係をさいごまで貫徹する。あたかもガムランのミニマリズムを思わせるこの反復的音楽に長く聴きいることは、やや宗教的苦業にも似てまだかなりむずかしい。

十二平均律の漸進的導入は、作曲家・演奏者相方にたいし、長短二十四調のあいだを自由に行き来する大胆さを与えることよって時間構成を根底から変えた。基本的なしくみは、仮にト音がハ長調では属音(という機能——function——役割・職分)としては飽きられてきて、ニ短調に転調すれば、自然音としては同一のままに今度は下風和声の担い手となって遍歴をつづける、いわゆる「機能の転換」である。

言いかえれば音に役割を与えること。そして衣裳をある音体系の中で次々につけかえることよって(3)、一曲がさまざまに表情を変えてやまない。その効果は、モーツァルト以降ロマン派後期にいたる大編成の器楽曲がのきなみ三〇分から一時間、時にそれ以上の演奏時間を(舞踏や朗唱など音楽外の要素ぬきで)達成し、その間、聴衆を超覚醒状態においてくことに現れてくる。貴族のサロンや教会典礼の下僕「食卓音楽」であることを脱し、ブルジョワがその鑑賞にのみ代価をはらう音楽の自立「コンサートホールの文化」は、この下地がなければ生まれなかつた。

漸進的だが、決定的離陸であるこの「跳躍」は、J・S・バッハ

の死(一七五〇年)からモーツァルト時代(一七五六一九一年)にかけて実験的色彩を薄め、語法を拡充していく。したがって、機能と声法というグラッド・セオリーによる「狭義の機能と声感流行期」の開始を、音楽理論史は一八世紀中葉と見る(4a)。

が、さらに和声的書法と音感は、非西欧世界へと拡大していく。

今日では、むしろ和声的調性のない音楽を思い浮かべるの方が困難ではなからうか。たとえば、それはわが国の雅楽・浄瑠璃のいくつかの演目、ジャワの宮廷音楽ガムランである。これらは放送局の実験工房か、なんらかの公的団体(宮内庁式部職、ヨグヤカルタ宮廷)の庇護下にあり、日常的に聴かれることはまずない。化石化したグレゴリオ聖歌の現在に、この点で同じである。

たしかに、非西欧への機能と声導入は、政治的でなくはない。

わが国へはまず「軍楽」を通じて移入され、伝統音楽の家元制度の政策的解体、新教育の施行とともに「洋楽」の領域をひろげていく。音楽マーケットを新市民層の自由な使用・淘汰にむけて開放した結果である。(その途上に、たとえば今日の演歌が生まれてくる。演歌は、ポップスやロックとともに、バッハと同じ記譜法によって記され、学ばれ、歌われる洋楽である。)

植民地統治をうけた国々では、音楽がより一層政治的に社会改革のプログラムに組みこまれたとしてもなお、ジャワのダンドゥットやカリビアン・レゲエのような新しい和声的俗謡が、現に生き生きと歌われ、売れていることは、政治的要因に尽くせない。二〇世紀の都市文化が伝統的「弱」調性音楽にかえて、機能と声「強」調性

音楽を日常通用の音楽として選んだおそらく最大の理由は、前者がもはやわれわれの耳にもちこたえ得ない「らしい」ことによる。雅楽の音楽だけの生活を想像してみると、やや滑稽に思われるなにものが含まれることに気づく(5)。

蒸気を動力とする教会の大オルガンは、一旦建設後は再調律のきかない楽器だが、一九世紀後半以降のドイツでは、建設時に十二平均律に調律することが社会的(聴覚的?)合意のうえでなされている。西欧でのこの趨勢を考えあわせると、これは一地域的傾向ではなく、二〇世紀人の音感性を最もよく先取りしていた機能と声法がやがて世界的に時流にかなったと見ることが自然ではなからうか。それが結果論であるとしても、われわれ非西欧の住民もまたとくに歌謡において「広義の機能と声感流行期」にあることを、二〇世紀の現実を示している(4b)。

ここで「狭義」に考えられているのは、バッハからモーツァルトをへて一九世紀ロマン派を核とする音楽の系譜である。実際にまずベートヴェンの、ブラームスの、やがてドビュッシーの作品を思いみれば、なんと創造的な二世紀間であったかと驚く。先のライヒテントリットらロマンの音楽史家は、それ自体はきわめて妥当な直感的洞察によって、これがある絶対に凌駕しえない時代として画定し、機能と声法をその様式的基盤と事後的に認めてきた。

しかし、往年のフルトヴェングラーのことは借りれば、もはや「形体を生成する力(6)」をもたないロマン派、先立つ一八世紀から譲りうけた機能と声法の様式のうえで創造する一九世紀のロマン派

は、「形体」様式」を極限まで使い尽くしていく。

機能と声法がいかに強力な様式であるとしても、そこに盛られる欧州一九世紀の時代のパトスは、いかにも力動感にあふれていた。

この綱引きにおいて、一九世紀中葉にはパトスの側が様式の構造化力を次第に凌駕しはじめ、以後その釣合いは「失速」したかのように西欧での「厳格様式」掘りくずしに転じる。

技法的には、ウァーグナーが先鞭をつけドビュッシーが別の相から追求したように、より微妙な感情表現を求めて、オクターヴ十二半音を等価・無差別にあつかうこと。であるが、それは音に与えてきた機能II役割を相対化するから、転調後は主音へ回帰する(という機能と声法の)原則から逸脱し、音楽は再び「浮動」し始める。ちょうど一六世紀のあのジョスカンのように。

「われわれのもろもろの体系なるものは、今や、われわれもまた死を免れぬものであることを知っております(7)」とはある作曲家の言葉だが、一九〇八一〇年と画される芸術領域での無調音楽の出現(あるいは再出現か?)は、「オクターヴ」という特に調性的な世界の累進的消去(8)」をともなうために、様式上の死である。少なくとも西欧系二〇世紀音楽にとっては、機能と声法という自明の前提をとりはらった再出発点がここに与えられた。人々の和声的音感から離れた音楽は、ではどう出発するのか。

一九二〇年代初頭にシェーンベルクらが、いわゆる十二音技法を未来志向的な「新」ウィーン楽派として実践しはじめたとき、彼らは新しい無調の体系的再組織を目ざしたから、当時「バッハに帰れ」と叫んでいたストラヴィンスキーら、パリの調性的新古典主義

(J・コクトーが推す「六人組」と一見、鋭く対立した。事実、両巨匠は、第二次大戦後同じ亡命先になるカリフォルニアでも心理的暗闘を続けながら今世紀音楽理論の両輪をなしていく(9)。

しかし、比較的広く行われる見方として、十二音技法は(音を縦の和声的調和より水平的に捉える「音列」志向において)、一六世紀ネーデルランド楽派のポリフォニー再興である(10)。一方、ストラヴィンスキーは新古典主義の理論的求道者として、パッサハ以前に遊行していき、ついに機能能和声法とは、中世以降のあらゆる西欧音楽を包括する「新体系」のより一般的な法則に「仮りの満足しか与えていない」と相対化してみせる(11)。

古い欧州の多声対位法に、近代的功能能和声法にかわる音資源を求める擬古典的傾向。兩次大戦間期に、芸術としては崩壊した様式の再起をかけて行われたこの回顧的運動に対して、優れた音楽学者・評論家であったシュトゥッケンシュミットは、欧州自身の「再検討」という位置づけを与えている。二〇世紀のパトスに最もふさわしい様式探究の試みである、と。しかし彼は、非ヨーロッパ圏の音楽に通じたF・J・フェティスをひきつつ、特に一九〇八年以降「芸術はけっして進歩するわけではない。それは変遷するのだ(12)。」と、留保することを忘れていない。

聴衆のパトスに訴えることを拒む「再検討」の音楽は、一九世紀ロマン派のような普遍言語たることをなかば意図的に断念し、一六世紀以前の一地域音楽へと回帰する。二〇世紀が生んだ普遍的音楽はシェーンベルクやストラヴィンスキーではなく、より機能能和声的なビートルズの歌でありうるだろう。

ここで仮に、汎通性というこなれない言葉を考えてみたい。「様式の力」が汎くあらゆる地域に通じる可能性、さしあたりこれを測る形容である。機能能和声法は汎通性の高い様式だが、機能能和声的につくられた音楽のすべてが普遍的ではない。この点で、一八・一九世紀ヨーロッパは卓越していた。

汎通性を「形相」、パトスを「質料」と見るならばギリシア以来の二元的審美観につらなり、こうした「普遍性」はそれ自身が西欧的価値を宿すとの批判は一面で免れないが、

普遍性Ⅱ汎通性・グラス・パトス。

そして、この他文化に伝達しうるパトスの容量が次第に大きくなるように、汎通性に支えられて普遍性が昂まるとき、ある臨界点をこえて一地域文化が文明にかわる。

これは西欧音楽からの帰納だとして、おもに下部構造にかかわる汎通性は技術革新(十二平均律の実用)によって、パトスを他文化に伝達する威力としての普遍性を増し、そしてやがて汎通性の低下(二〇世紀音楽理論の失速)が普遍性の必要要件を掘りくずした。

その間つねに様式には、技術的・道具的な「うつつわ」としてパトスを盛る力量が問われつつづけている。

「表現することは音楽固有の性質から言っておりえない」と豪語したストラヴィンスキーならこの考えに反対したかもしれないが、社会科学のディシプリナー・スタディーとは、本来こうした汎通性の高い様式を身につけることではなからうか。そのうえで、われわれは何ものかを表現しようとするのである。

## 様式論から見た地域研究

第二次大戦後なされてきた宗教に関する人類学の研究は、第一次大戦直前および直後になされた業績に較べると、二つの特徴をそなえている。一つは、理論において重要な進展のなかったことである。祖先のたくわえた理論の集積に頼った形で、若干の経験的な資料の蓄積をのぞけば、加えるところはまことに少ない。第二には、その使用している理論を引き出している背景が非常に狭い知的伝統に限られていることである。すなわち、デュルケム、ウェーバー、フロイト、マリノフスキーなどがあり、どんな特定の研究も、上記の卓越した人物の一人または二人のアプローチに追隨している(13)。

ここでのギアーツは、ディシプリンとしての人類学にまことに手敵しい。が、その慨嘆は、大戦前期の——機能と声の正書法が決定的に崩壊する一方、自然科学の論文が指数関数的に増加しつつ本質的に新しい発見はけっして増加傾向になくなる、という——「財産の死手譲渡」(M・ジャン・ウィッツ)をへて、社会科学にも起こった価値転換を示唆している。

挙げられた四人はいずれも、彼らより前には混沌としていた文化的事象にたいし、同時代に既存の様式をつくして構造化を図った。その手法は、結果的により大きな様式(グランド・セオリー)を生んできたが、戦間期まではこうした「理論生成」・「法則発見」的な営みが、社会科学の主流をなしていたことが思われる。現在、新

しいセオリーの発生機に立ちあうという自負をもって臨むのは、たとえば、地域研究者としてのギアーツであり、そして彼はこの点で主流派ではない。

これとは逆に、グランド・セオリーを死手譲渡されたという認識に立つならば、古典的理論に小さな修正を加えるにとどめる。つまり、できうる限り様式の継承・洗練に徹することは自然であろう。フリードマンの『価格理論』の線を厳格に踏襲し、「経済人」からその主観性・文化は峻別しようとするセオドア・シュルツらの新古典派経済学は、ギアーツに批判的な主流派である。けれども、アジアやラテン・アメリカにおいても、アダム・スミスを思わせる高度な経済合理性に富んだ農民像を再前提することは、(農業生産性向上というその目的を問うことは別の次元で)、「理論生成」から「理論確認」への、戦後社会科学における比重の保守的な移動を示している(14)。

この間の事情を原洋之介氏は、「シュルツのこの文化学を支えているのは、市場経済的競争のもたらす経済資源配分での帰結をぎりぎり論理的につきつめようとする「形式化」への志向であろう」とされる(15)。

形式化、様式上の超限的洗練とは、第二次大戦のコンピュータミュージックにあてられた形容である。コンピュータは様式の統計的処理のみによって、人間の作品にそれほど聴き劣りのしないものを、一九五七年以来「作曲」している。(「デイトロン」には、モーツァルトのメロディ・パターンが入力されていた。)古い様式の機械的なシャッフルの回数が増えれば、前作を凌駕しようとする

徹底した「数の論理」によった音楽である。

第二次大戦後、とは西欧音楽再建運動の最終的崩壊後ということだが、そこで最も良く書かれた音楽とは、どのようなものであったらうか。

それは、先にふれたドイツの評論家・故シュトゥッケンシュミットが、ハンス・ヴェルナー・ヘンツェのあるオペラを評して述べた様に、「その音楽は情緒的に感動に満ちているが、それをコントロールする腕は正確をきわめている(16)」、すなわち、様式とパトスの適正な均衡の保たれた音楽である。ギアーツと同じ一九二六年生まれのヘンツェをひとつの境いとしてそれ以降、ロマン派ほど強固に一体ではないが、はつきりそれとわかるタイプの作曲家が世界の都市文化に散在している。

「雅楽・秋庭歌」を書くにさいして、「新しい音楽とは、歴史的に練られた音を今目的によみがえらすことであるのか、さもなければ、それらの音と私が同化するべく努めることであるのか——」と自問するわが国の武満徹。ポーランドの宗教感情に根差して「ヒロシマ挽歌」を書いたクシトフ・ペンデレツキがおり、そしてヘンツェ自身は、地動説の撤回をこぼんで焚刑に処せられたジョルダノ・ブルーノの生涯を扱った。

フランクフルト学派の代表的思想家として知られる一方、アルバン・ベルクに作曲を学び、みずからも作曲を重ねたあのアドルノがもし生きていたら、「歴史にかかわるアクチュアリティに根差した創造者(17)」と、彼らを呼んだであろう。

「stromaタンという共食儀礼のなかで、「ルクン」という貧困の共有を支える価値規範がそのつど確認され再生産されている。」と述べるのが、原洋之介氏にしたがって『農業のインヴェンション』の中核的論点とすれば、それは同時にジャワ人をめぐる倫理的特性の把握である。その叙述にギアーツは、「サワー」の生態系を基調とするジャワ・内インドネシア地域と、「スウィーデン」の生態系を基調とする外インドネシア地域を対照しつつ、植民地ジャワに並走する明治期日本を、ありえたかもしれない「鏡」の共同体として対置する(18)。

つまりそれは、日本の生態系を疑似サワーと見れば、三生態系と三地域の多次元的な交錯であり、インヴァリジョン論全体がとる「地域概念」はジャワを中心にくつもの極点のあいだを巡回する場をつくっている。しかしその設定はつまるところ、中核となるパトス・「ルクン」をあらわすための様式上の仮構とさえ思われる。ギアーツのいう「厚い記述」その中では、それまで包まれるように導かれていたあらゆる部分が、一挙に全容をさし示す。そのためにこそ築かれた架構。

ヴェルナー・ヘンツェの *Novae de Infinito Laudes* は、擦弦楽器ぬきの合奏・合唱により編成され、擬古典的なオラトリオ形式を与えられているわけだが、それはジョルダノ・ブルーノをめぐる人権と思想の自由という(地域研究者なら対象内論理と呼ぶような)特定のパトスから、事後的に、というよりほとんど同時に決定されてくる。様式設定がこうして均衡をうる瞬間、それは対象をすでに体感させる力をもつだろう。

その創造途上で、彼らはもつとも新しい技法——全面的セリ、不確定性の意図的導入、トーン・クラスター、ヤミニマリズムの中に、既に死んだはずの機能と声自体すら蘇生させようとし、時にこれに成功をおさめる。そうして、パトス抽出のこの様式的成功にあつては、彼らの作品は、ある絶対に凌駕されえないものとなつて

いる。  
先の引用文よりもずっと晴れやかにギアーツが次のように述べる  
とき、彼は人類学的アプローチをとる地域研究者として語る。彼の  
社会学的意図はマックス・ウェーバーを射程に捕らえつつ、しかし  
ここに終えるアナロジーにおいては、現代の「人間の」作曲家と同  
じく、モーツァルトやブラームスの普遍的創造に近づいていく。

すなわち、

人類学の著述はそれ自体が解釈であり、さらに二次的、三次  
的解釈なのである。(本来、「現地人」のみが一次的解釈を行う。  
それは彼の文化にはかならない。)人類学の著述はしたがって  
創作である。……

ボヴァリー夫人の話が作りごとで、コーヘンの話が実際に起  
こつたことの記録であるということが重要なのではない。両者  
が作られた条件と、その重点(様式や性質は別として)が異  
なつていのである。だが一方は他方と同じように創作・フィ  
クティナ——「作るもの」なのである(19)。

註

(1) H・ライヒェントリット『音楽の歴史と思想』(服部幸三訳)  
音楽之友社、一九五九年、一二三—一九七頁参照。彼らローマ  
ンの音楽史家が、暗に一致して前提してきた骨格。

(2) S・スティブンが十二平均律の半音音程比を二の十二乗根で  
求めた一五九六年に、明の朱戴育が十二平均律を発表している。  
が、それ以降の展開が異なる。次を参照『新音楽辞典・楽語』  
音楽之友社、一九七七年、五二—頁。

(3) 近年、「機能の転換」によらず「モーション」や「シェイプ」  
などの新しい概念で、転調の解釈が試みられている。大宮真琴  
・Jan LaRue『スタイル・アナリシス』、音楽之友社、一九八八  
年。

Chalmers Johnson, "Political Science and East Asian Area  
Studies", in Lucian W. Pye (ed.), *Political Science and Area  
Studies, Rivals or Partners?* (Bloomington: Indiana U. P.,  
1975), p. 88. において、現代音楽のスタイル・アナリシスが地  
域研究の手法として提起されていることは、中島知恵子氏  
『歴史と未来』一〇号、一九八三年)がつとに指摘されていま  
す。四八頁参照。

(4 a・b) 機能と声感流行期の広・狭は、音楽学の長谷川良夫  
氏によつた。前掲『新音楽辞典』、六二四—六二七頁。

(5) この「らしい」をめぐって、アメリカ民族音楽学会のブルー  
ノ・ネットル『世界音楽の時代』細川周平訳、頸草書房、一九八

- 九年)は偶然の一致だろうかと問うている。二六四頁。
- (6) W・フルトヴェングラー『音と言葉』(芳賀權訳)、新潮社、一九五七年、九八頁。
- (7) P・ブーレーズ『ブーレーズ音楽論——徒弟の覚書』(船山隆・笠羽映子訳)、晶文社、一九八二年、一八八頁。
- (8) P・ブーレーズ、上掲書、二六六頁。
- (9) 船山隆『ストラヴィンスキー——二十世紀音楽の鏡像』、音楽之友社、一九八五年、二七一—三〇一頁。
- (10) たとえば、D・テ・ラ・モッテ『大作曲家の対位法』(瀧井敬子訳)、シンフォニア、一九八九年、三五〇—四二五頁参照。
- (11) 船山、前掲書、三〇〇—三〇一頁。
- (12) H・シュトゥッケンシュミット『二十世紀音楽』(吉田秀和訳)平凡社、一九七一年、第六章「再検討」一三八頁。
- (13) Clifford Geertz, *The Interpretation of Cultures*, (New York: Basic Books, 1973), p. 87. 邦訳、吉田禎吾・柳川啓一・中牧弘允・板橋作美訳『文化の解釈学 I』(岩波書店、一九八七年)、一四五—一四六頁。
- (14) Theodore W. Schultz, *Transforming Traditional Agriculture*, (Yale U. P., 1964). 邦訳、逸見謙三訳『農業近代化の理論』(東京大学出版会、一九六九年)。以下、食糧増産のための農業経済論多数を対象に、一九七九年にノーベル経済学賞が授与されている。
- (15) 原洋之介『クリフォード・ギアツの経済学』リプロ・ポート、一九八五年、三〇頁。
- (16) シュトゥッケンシュミット、前掲書、三〇七頁。
- (17) T・W・アドルノ、E・クシェネク『往復書簡』(深田甫訳)みすず書房、一九八八年、八頁、「一九二九年四月九日、アドルノからクシェネク宛てて」。
- (18) Clifford Geertz, *Agricultural Involution: The Process of Ecological Change in Indonesia*, (University of California Press, 1963).  
日本との比較は、生態系相互の比較とはまったく次元がちがうが、交錯しつつ進む。pp.130-142.を参照。
- (19) Clifford Geertz, *The Interpretation of Cultures*, pp. 15-16. 邦訳、前掲『文化の解釈学 I』(二六一—二七頁)。  
(なぎやま・きよし 中国語科昭和六二年卒)

——私のパリ生活体験記——

延 増 崇 子

私は一九九〇年二月から一九九一年三月までの十四ヵ月間、外語大を休学しパリで暮らした。いわゆる留学をしたわけだ。何故わざわざ一年以上もそんなことをしたかと言うと、当時の私にとって、人並みに外国語を身につけるためには、腰を落ち着けてその言葉の話されている世界で暮らしてみるのが最も確実で速い方法に思えたからだ。

二年生の半ばから心の片隅に芽生え始めた、「このまま学校に通うだけじゃ、フランス語がきちんと話せるようになるか怪しい」という不安は、無事三年に進級する頃には確信となり、三年の夏休みには現実となった（コミュニケーションには様々な段階があり、私にとってきちんと外国語ができるというのは、ネイティブと対等のレベルに限り無く近いものを意味する）。それでどうしてこんなに鈍い伸び方しかないかを考えてみたところ、主に二つの原因が

あるという結論に達した。まず、フランス語を話す機会がとてもないこと。そして、実際にフランス語を使っている人々の生活やものの考え方に触れたことがほとんど無いこと。そこで、この二つを一度に解決してしまおうということで、三年が終わった時点から休学することに決めた（実際には学年末試験期間を待たずに渡仏した）。

住まいが簡単に見つかるか心配だったが、幸い友人の両親がパリの南西部、十五区に小さなアパートを安く貸してもよいと言ってくれたため大変助かった。この地区はとても治安が良く、中級クラスの住民が多いため物価が比較的安くて暮らしやすかった。ついでにぐパリ第四大学（ソルボンヌ校）の、外国人のためのフランス語学文明講座に入学手続きをした。この講座では様々な授業の取り方が可能だが、私は「文明」の講義と「語学」の授業に発音の訓練とい

う最もオーソドックスな組み合わせを選んだ。文明の講義は日本の大学の一般教養のような感じで、何百人も入る大きな階段教室で行われる。内容は文学史、フランス史、西洋思想、フランス経済地理、フランス政治史、そして美術・音楽史など。私は歴史、地理、政治を中心に選択した。教授はパリ大学の各学部から招かれていて、当然ながらフランス語で授業をする。一つの講義は十分の休憩を含めて二時間で、この間ずっとフランス語で授業を聞き、理解し、ノートをとるのは正直言つてかなり辛かった。しかも大学の授業は朝八時に始業。冬は星空の下を登校するのだ。朝が早く、しかも授業がわかりづらいとなれば、これはもう眠くなるのに最高の条件で、休み時間にはコーヒーの自動販売機の前には長蛇の列ができる。順番がなかなかまわって来ずに授業に少しでも遅れたりすると、先生が何について話しているかわかるまで何分も無駄にするのはざらである。

午後は語学と発音の授業がある。両方ともレベル別のクラス分けになっている。語学は文法と文学鑑賞が半々といった構成で、主テキストはボードレルの「悪の華」だった。私はレベルチェックの結果、AからDまでのレベルのAと判定され、半信半疑で授業に出てみると、二十五人程のクラスはフランス語歴五年以上の生徒でほとんど占められていて、ここでは最初はついて行くのがなかなか大変だった。というのも、周りのドイツ人、ギリシヤ人、ラテン・アメリカ人やスウェーデン人は、皆私の文法力を上回るのみならず発音の回数が多いのだ。おとなしくしていると先生に当てられる機会も無いし又友達も出来にくい。そうすると口を開く機会がますます

少なくなるのでフランス語はなかなか伸びない。これでは悪循環になると考え、「私が文法や語彙の間違いをするのは当然」と聞き直つて、私はとても口数の多い人間に変身することを決心した。次の日から教室では小学生の時のように誰よりも早く手を挙げて質問に答えることに情熱を燃やした。

話すことに努力しなければいけないのは日常生活でも全く同じだった。特にフランス人というのは、口から生まれて来たひとばかりかと思う程みんなおしゃべりなのだ。しかも早口。文字通り機関の言い方をすれば、何も言わなければ考えていないと思われても仕方がないのだ。「一を聞いて十を知る」はフランスではほぼ通用しないと思つて良い。勿論、喋つていれば良いというものでもない。大切なのは、自分の意見を持ち、それを理論的に言い表せること。フランスの学校では小さい時から理論的な構成の論文を書く練習を盛んにするので、この点については私は最初全然歯が立たず、議論について行けなかった(時々、「理屈じゃないのよ」と言つてしまいたくもなかった)。

私は、自分の意見をしっかり持つて明確に述べるのは大変良い事だと思つたので、その点ではできるだけ見習おうと努力した。ただ、フランス人式会話で一つ残念なのは、時に、わざと他人と違う意見を言おうとする人がいることだった。これはおそらく、個人主義の行き過ぎの一つの現れだろうと思う。でも、単にひとと違うことを言うためだけに、良い意見に反対するなんて、これ以上ばかばかしいことは無い。

フランス人社会に入り、フランス人と本当の友人になるのは、とても難しい。特にパリではその傾向が地方よりも強いと感じた。こ  
とわっておくが、これは、親切な人が少ないということではない。  
逆に言うと、親切なひとはいても、彼らと本当の友人になるのは容  
易ではないということである（この意味では日本とフランスには幾  
つかの共通点があると思う）。ただ、日本人とフランス人、というこ  
とに話を限れば、日本人にも幾らかの原因があると思う。日本人は  
一般に表情が豊かでないうえに、思っていることをあまりはずばずば  
と口にしない。その結果、何を考え、どう感じているのかが外に表  
れない。だから、仲良くしようと思ってもどうアプローチして良い  
のかわからない。このように話しているフランス人に私は少なから  
ず出会った。私はもともと人見知りするタイプだったが、これ  
を聞いてから心掛けて自分をもう少し出すようにしてみた。すると  
段々と友達が増えて行くように感じ、実際、帰国するまでには、数  
は少ないけれど、心のそこから何でも話しあえる友人を作ることが  
出来た。そして帰国後も連絡しあっている。

一年と二ヶ月の間に経験したことは余りに多過ぎて、とても限ら  
れた紙面には書ききれない。でもその経験は、良い思い出も嫌な思  
い出もみんな私の大切な財産だと思っている。そして、その思い出  
は、いつも精一杯、人と物との接触を求めていたからこそ得られた  
のだと思う。私の感じたことはおそらく、外国経験の長い人には全  
部当たり前のことに思えるかもしれない。私自身、今度同じような  
体験をしてももう慣れていくように感じるかもしれない。それでも  
常に自分の素朴な感覚と疑問に正直に異文化に触れられる人間でい  
たいと思う。

（えんそう・たかこ フランス科四年）

## エスニシティー問題への視点

坂井一成

### 一、「エスニシティー」の定義

エスニシティー問題に取り組むとき、我々は先ず、この「エスニシティー」とは如何なるものとして把握すべきかという、その定義を行う必要がある。ところが「エスニシティー」という概念は非常に曖昧なものであって、それを明確に定義することは難しい。研究者の間にも、しばしば認識、捕らえ方にズレが見受けられるようである。

それらを大きく二つの視点に括ってしまえば、以下の二様に分類出来る。一方は、二一定の文化的絆によって相互に結びついていると感ずる人々の集合全体（梶田・一九八八、一八頁）というように、概念として簡潔にまとめてしまう考え方である。もう一方は、

その集合をなす人々の絆をより細分化し、その分析を通じて捕らえるという見方である。ここでは例えば、「原初的・合理的」「客観的・主観的」という二つの座標軸（李・一九八五、一九三〜一九六頁）を設定して「文化的属性」（共通の民族的・地理的出自あるいは共通の祖先、同一の文化ないし慣習、宗教、人種ないし肉体上の特徴、言語、同類意識、ゲマインシャフト的關係、共通の価値ないしエースト、独自の制度など）を基準にして分析するというように、ケース・バイ・ケースで、状況に応じた複雑なアプローチを必要としている。

このように、問題への取り組み方によって、「定義」が使い分けられる点に、エスニシティーの「曖昧さ」を見て取れる。またそれとともに、エスニシティーの「多岐性」を想起するのも難しいことで

はなからう。

## 二、エスニシティー問題の台頭、その背景

次に何故この問題が今日かくも大きな社会的関心を引くようになったのかということについて見ていきたい。その理由は次の二つに大別されよう(梶田・一九八八、二二一～二五頁)。

① 近代化、経済発展に伴い、従来から存在はしていたがそれ程顕著でもなかった「文化的差異」が「社会的差異」として顕在化してきた。

② 国内、国際社会を問わず、人や物資、金の移動(交易)が近年飛躍的に増大。その結果として、従来の社会には存在しなかった(あるいは無視しうるほどの極めて小さな存在であった)文化的に異質なものが、その社会に参入してきた。それによって旧来の均質性が崩壊し、次第にそこに異質性が顕在化し、社会が階層的に分化した。

そして上記の②をより細かく分析すると以下のようになる。

a 政治・経済的に世界が相互に結び付くようになった。

b マス・メディアなどの通信手段の発達によって、国外の

ニュース・情報がすぐに入り込んでくる。

c 越境労働者を主体としたボーダーレス化の進行。

つまり、近代化・国際化の進展は、そこにエスニシティー問題の台頭の要因を自ずと内包しているのである。

## 三、エスニシティーの分類

「定義」の問題にも関連してくると思われるが、エスニシティーを論じる際非常に大切なのが、エスニシティーの「分類」である。換言すれば、提起される全ての問題を一般化して「エスニシティー」として一括りにせず、それらを分けて考える必要があるということである。

具体的には、エスニシティー研究においてその考察対象となる「エスニック・グループ」と「ネイション」とは、共に文化的マイノリティーという境遇に置かれているという意味では、その立場は同一であるが、前者が「地域的に根を下ろしていない」のに対して、後者が「地域に根差した」文化的マイノリティーであるという点では根本的な違いがある。それにも拘らず、同一の「エスニシティー」としてそれらを一つに範疇化してしまうことには、問題を複雑化させ、混乱させかねないという点で異論がある。

それでは、国民国家の雛形とも言われるフランスを例にとり、この「分類」を提示してみたい(Girard・1982, pp. 52~56)。

I 地域的に根を下ろしていない文化的マイノリティー(II エスニック・グループ)

① 外国人及び第一世代移民労働者のコミュニティ

② 政治的理由による難民のコミュニティ

③ 出身の文化的コミュニティに強く結び付いているフランス市民(ユダヤ系、ジプシー、アルメニア系、海外県ならびに海外領土出身者)

## II 地域に根差した文化的マイノリティー（リネイション）

- ① ゲルマン語系言語：フランク語・低アレマニア語・高アレマニア語（アルザス・ロレーヌ地方）、フラマン語（ベルギー国境のダンケルク地区の小部分）
- ② ケルト系言語：ブルトン語（低ブルターニュ地方）
- ③ バスク語（ピレネー山地の大西洋側）
- ④ 三つの新ラテン語：カタロニア語（ピレネー山地の東側）、コルシカ語（コルシカ島）、オクシタン語（フランス南部の広範な地域）

ここで分かるように、IIの「地域に根差した」文化的マイノリティーとは、その「言語」が基盤になって彼らのアイデンティティーを形成している。

## 四、レヴェルの問題

エスニシティが問題化するレヴェルは二段階に分けられる。先ず純粹に文化的アイデンティティーを追求する段階であり、次には文化的レベルを越えた政治的自立の要求となる。

前者においては言語・教育面での彼ら文化的マイノリティーへの寛容、及至それを支える経済的補助の獲得などがその主たる目的である。ところが、その段階を越えて後者のレヴェルになると、「自治」「自立」あるいは「独立」というものにその目的が設定されるようになり、問題は急速に政治的になる。ここに至ると、ソ連やユーゴスラヴィアに今日見られるように、軍事的レヴェルにさえ上りつ

めることとなる。

## 五、文化的マイノリティーと社会との関係

ここでは文化的マイノリティーが、どのように彼らを取り囲む社会に溶け込んでいるのかについて触れてみたい。第一番目に「統合」(integration)という形態であり、これは彼ら自身の文化的特性は保持しつつ、その社会の成員となるというものである。二番目として「同化」(assimilation)が挙げられるが、これは文化的にもその社会の成員となる形態である。そして最後に「アンセルション」(insertion)である。これは分かり難い概念であるが、自己のアイデンティティーは保持しつつその社会に「参加」する（梶田・一九八八、八九頁）という、「統合」と「同化」の中間的位置付けということになる。山内昌之氏は「同化なき統合」と解釈している（朝日新聞、一九九一年七月十一日、夕刊）。

## 六、おわりに

先ずエスニシティがこのように非常に多様な問題である以上、それに取り組む側もそれ相応の幅広い思考が要求されることは言うまでもあるまい。

また最後になったが、本稿で論じたエスニシティは、あくまでヨーロッパ（あるいは北米）中心のものであり、それ故文化的マイノリティーと対峙する主体は「近代的国民国家」——然るべき「市

民革命」を経たという意味での——であることが当然の前提であった。そこで、この問題を、例えばアジアに当てはめて考えてみるとき、ヨーロッパやアメリカ・カナダのケースと同じレベルで論議し得るのかどうかという疑問は残る。

しかしいずれにしても、我々が思考の柱とすべき視座は、エスニシティーが「国民国家」という近代的な枠組みを、その下部から相対化する要素である、ということであり、それによって「国民国家」という主体の今日的な存在意義への疑問符が投げかけられているということであろう。

〈参考文献〉

梶田孝道「エスニシティーと地域運動」『思想』岩波書店、一九八五年十一月号。

梶田孝道『エスニシティーと社会変動』有信堂、一九八八年。

梶田孝道「現代国家と地域問題」(有賀貞・宇野重昭・木戸翁・山

本吉宣・渡辺昭夫編『講座国際政治3 現代世界の分離と統合』

東京大学出版会、一九八九年)。

石川一雄「民族と国家」(同前書)。

李光一「エスニシティーと現代社会」『思想』岩波書店、一九八五年

四月号。

宮島喬「現代国家と「相違への権利」」『世界』岩波書店、一九八四

年三月号。

宮島喬・梶田孝道編『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂、

一九九一年。

Henri Giordan, *Democratie Culturelle et Droit à la Différence*,

La Documentation Française, 1982.

(ざかい・かずなり フランス科四年)

《九一年夏合宿より・「エスニシティ」》

## ソ連の民族問題

岡崎和美

その複雑さゆえに理解不足を招いているソ連の民族問題を①分類し、②中央アジアに焦点をあてて具体例を挙げ、③自分の興味のある問題を今回の論点として提案してみたい。

まず概観するために多少強引ではあるがエリア毎に特に極立ってみられる衝突原因別に、三つに分類してみる。第一に国家(ソ連邦)からの分離独立要求をしているバルト三共和国である。ここでは経済的には富裕で、独立を一共和国全体が一丸となって目的とすることを立て前としている。このタイプの特殊例として、ロシア人優位の「ソ連邦」からロシア人までも離脱したがっている傾向を示す、ベロロシアの運動が挙げられる。第二は、経済格差や国境線が生む利権をめぐる異民族同士が一共和国内で衝突する外カフカス地域(アルメニア・アゼルバイジャン・グルジア)のケースである。

西を黒海・東をカスピ海、北はカフカス山脈に囲まれ、出口である南はトルコ・イランに隣接するというこの地域は、ソ連文化から小さく独立し、東西文化の十字路として二百年に渡って民族抗争が絶えなかった。当然のように、どの共和国も「独立」を要求するほどまとまっていないということがある。第三の類型は、少数民族

(しかもムスリム)同士で衝突している中央アジア五共和国(カザフ・ウズベク・トルクメン・キルギス・タジク)。ここはソ連内でも経済力は最低レベルに属し、イスラム社会の古い慣習と中央政府からの蔑視に苦しんでいる。

次に、具体例として、今まで詳細については報道も稀であった中央アジアの民族問題を挙げて考えてみる。まずは昨年二月のドゥシャンベ事件。これは一月のバクー(アゼルバイジャンの首都)の反アルメニア暴動がドゥシャンベ(タジク)へ飛び火したものである。ムスリムに共通の「経済的成功への妬み」「被害者意識」「反キリスト教」といった反アルメニア感情の根強さが、連鎖発生するには不自然なほど距離をおいて飛び火した原因と考えられる。また昨年六月のフェルガナ事件は、前述の異文化間の対立とは違い、文化的には同質のイスラム(キルギスVSウズベク)同士の対立で、経済力の弱い両者の対立争点は所得格差の歪みと失業率の高さにある。

このような例を考えながら私が提案したい論点は、まず第一に中央アジア諸共和国の今後についてである。連邦維持を支持し、連邦制による再配分に頼らざるを得ないというソ連の「お荷物」的現状

ソ連の民族問題



を打開し、単なる原料供給国とならないために、肥沃な国土の有効活用による経済成長が共和国にもたらす利益に気づくべきではないか。識字率の向上による（アルメニア人並の）交渉・商売能力を身につけようとする国民の意識改革が必要なのではないだろうか。そして第二には「民族自決権は万能薬か」ということである。バルト三国や白ロシアは一時的な反連邦感情のみで分離・独立をめざしている部分が少なくないと思われる。独立後、近隣諸国との競争に勝ち残ってゆける見通しがあるとは思えない。近現代にかけて帝国からの独立を繰り返してきたヨーロッパ諸国が結局、個々の競争力の限界から再び統合に向けて動いているという事実もある。また第三には、ゴルバチョフ大統領の「主権国家連合」構想に対する評価について。この構想の実現による影響を最も受けるのは中央アジアである。大統領の連邦維持への執着と、ソ連という大国の安全保障概念も含んだ視点から考えてみたい。そして最後はムスリム社会への関心の高揚と蔑視について。前述の民族衝突の際、日本をはじめ西側諸国の反応は鈍く、人々の関心は、同時期のバルト独立運動や、米ソ首脳会談に集まっていた。

以上、ソ連の具体例に即して民族問題を考える際に有効と思われる私なりの論点をいくつか挙げた。しかし、それにとどまらず、ソ連以外の民族問題を見つめる際にも有効な問題解決への新しい切り口を自分なりに模索していきたい

（おかざき・かずみ ロシア科三年）

## 「客家」について

今 掛 美 保

「客家」とは中国の古代の音を残す客家方言を話す人々で、華僑・華人を別にすれば主に、広東省北部・福建省西部・江西省南部、それと広西チワン族自治区・湖南省・四川省・台湾省の一部に居住している。

「客家」とは、本来北方の漢民族であったのだが、戦乱・飢饉・政治不安などから逃れるために南下した人々であり、歴史上五回にわたり南下している。高木桂藏著『客家』によると、第一回目の南下は、秦の始皇帝が中国を統一した当時のことである。南方からの異民族侵入を防ぐために、広東北部に大軍を派遣した。始皇帝死後、中原に帰れずに留まった人々を北江客家と言う。

第二回目の南下は、東晋の永嘉以後、五胡十六国の乱で山西・河北・河南一帯の人々が黄河を越えて逃れていったときである。

第三回目は唐末である。藩鎮割拠・黄巢の乱などで被害を受けた

人々が江西省西部、福建省西部と南部、広東東部と北部へと移った。第四回目は南宋末期である。南北二つの王朝に分裂していた中国を統一しようと、モンゴル人が南方に攻めこんできた。その際江西・福建にいた客家人の多くが広東北部・東部に移った。

第五回目は、明末から清初にかけての混乱期である。大乱が相次ぎ、四川省でも張獻忠の乱のためにほとんど無人の地となり、四川省に攻め入った清軍がこの地に新しい入植者を求め、広東・福建省の客家がそれに応じた。以上が「客家」の成立過程である。

ところで「客家」が漢民族であるにもかかわらず、しばしば少数民族と間違われるのは、「客家」の持っている独特な生活習慣・文化のためである。

『国立民族学博物館研究報告』七卷一号、「客家文化考——衣食・住・山歌を中心に——」（周達生著）によると、「客家」の典型

的な住居としては次の二種類が挙げられる。「三堂二横式」と「土楼」である。

標準的な「三堂二横式」住居は、敷地の中軸線上に、三つの広間が並ぶものである。それぞれ内に近いほうから「下堂」、「中堂」、「上堂」と呼ぶ。そして、その左右に「横屋」というわき部屋が各一つ配される。このように、三つの堂とふたつの横屋をもつために、「三堂二横」と呼ばれるのである。

「土楼」の最も特徴的なところは、厚さが1cmほどある外壁によって囲まれていることである。その平面プランが円を成すのは「円楼」、方形を成すのは「方楼」と呼ばれている。前者は外壁の内部分が何重かの環形の住宅になっているので「環形土楼」と、後者は「方形土楼」と呼ぶ。

この「客家」の住居に共通していることは、周囲を高い外壁に囲まれているという点である。これは、移り住んだ地で外敵に対する防禦策を必要としたからであると言われている。

ところで、中国の奇習の一つに纏足てんそくというものがある。この風習は、五代十国の南唐国から起こり、南宋以降一般化し、元、明、清にかけて流行したが、清末に改革論が起こり、五・四運動以後に廃れたものである。

「客家」の婦女子はこの纏足という風習に染まらなかつた。それは彼女らが朝早くから夜遅くまで、毎日労働に励まねばならなかつたことと関係がないわけではない。客家社会では男子で学問しない者は笑いや者となり、終学後外へ出て金もうけをしない者も笑いや者となった。そこで婦女子が男子を支え労働をしたと考えられる。また

封建的礼教がより強く支配していた客家人の間で、男尊女卑がより徹底した結果の婦女子の労働強化とも考えられる。いずれにせよ、客家の人々は纏足をしなかつた。

次に、「客家」の食文化について述べたい。客家の食事はきわめて質素である。一般に中国人は粥を好むが、客家は粥よりも米飯を好む。また、イヌや醸豆腐を食べる。醸豆腐は薄く切った豆腐に切りこみを入れ、肉アンを詰めて油で揚げた後、煮こんだものである。客家の先人たちが餃子を作ろうとしたが、南方では小麦粉が手に入らないため代わりに豆腐を使ったとも言われている。客家料理は東江料理とも言われる。

このほかに、二次埋葬などという独特の文化を客家は持っていることも指摘しておきたい。

以上が主な客家に独特の生活習慣・文化である。これらは他の漢民族が現在持っているないものであるが、漢民族の古い習慣や文化だと言われている。

### 参考文献

『客家』 高木桂蔵著 講談社現代新書

周達生著 「客家文化考——衣・食・住・山歌を中心に——」

『国立民族学博物館研究報告』七巻一号

(いまかけ・みは 中国科三年)

《九一年夏合宿より・「エスニシティー」》

## 移民労働者と西欧先進諸国

—— イギリス、フランス、ドイツ（旧西ドイツ） ——

池 田 朋 樹

人の国際移動の進展にともなうて、今日の西欧諸国には多数の移民労働者が存在するようになった。高度成長期における労働力不足の深刻化に対処すべく、西欧諸国は、ヨーロッパ周辺諸国出身の移民に加えて、アジア・アフリカ諸国、とりわけイスラム系諸国出身の移民を受け入れた。しかしこれらの移民の増大と定住化の選択により、新たなエスニック・マイノリティが形成されて、西欧諸国において移民問題が大きな割合を占めるようになった。さらに、一九七三年の石油危機以後の移民受け入れ中断を契機に、彼らは出身国から家族を呼び寄せられるようになって、問題は複雑化した。つまり、家族の呼び寄せによって移民二世が出現し、従来の経済・労働面での問題に加えて、教育・社会面での問題が生ずることとなった。さらに、移民の市民権や選挙権の付与をめぐる発言が始まって、これをめぐる論議が起こっている。

このように、西欧諸国では、移民の存在にともなう種々の問題が生じているわけであるが、西欧諸国のなかでも代表的な移民受け入れ国であるイギリス・フランス・ドイツ（旧西ドイツ）の移民政策について比較・検討をしてみたい。さらには、一九九三年一月一日に控えているEC「経済」統合がもたらす移民問題への影響についても考えてみたいと思う。

### 一、移民の実態

まず各国における移民の実態を簡潔に述べておきたい。表が示しているように、イギリスにおける移民はアイルランド系が多いが、そのほかに目立つのがインド、パキスタン、西インド諸島などのニューコモンウェルス（新英連邦）出身者である（パキスタンは七

移民労働者と西欧先進諸国

西欧におけるエスニック・マイノリティ

(単位:千人)

移民受け入れ国 国籍ないし出身国	ベルギー (1977)	フランス (1982)	西ドイツ (1981)	イギリス (1981)	オランダ (1981)	スウェーデン (1981)	スイス (1981)	計
アルジェリア	10	817	5		1	1		834
フィンランド			10			172		182
ギリシア	24		299	(12)	4	14	9	362
アイスランド	1			949				950
イタリヤ	287	452	625	(98)	21	5	417	1,905
モロッコ	81	444	39		93	1		658
ポルトガル	10	859	109	(17)	9		13	1,017
スペイン	65	413	177	(40)	23	3	100	821
チュニジア	5	193	24		2	1		225
トルコ	59	118	1,546		148	20	43	1,934
ユーゴスラヴィア	7	68	637		14	39	49	814
インド				674				674
パキスタン				360				360
バングラデシュ				546				546
西インド諸島				628				628
その他ニュー コモンウェルス				(111)				111
上記以外のアフリカ				(151)				151
上記以外のアジア				(207)	117	55	170	1,264
上記以外のEC諸国	231	176	308	677	112	101	109	2,606
その他	72	684	851					
計	851	4,224	4,630	4,470	544	414	910	16,043

(注) イギリス以外は外国人居住者を示す。カッコ内の数字は、イギリス(連合王国)外で生れた者のみを指し、イギリスで生れた子供は含まない。  
(出所) OECD など各調査。実施年は多少異なる(S. Castels, et al., *Here For Good: Western Europe's New Ethnic Minorities* (Pluto, 1984), pp. 90-91).

有賀貞, 宇野重昭, 木戸嘉・山本吉宣・渡辺昭夫編『講座国際政治 3 現代世界の分離と統合』東京大学出版会, 1989年 182頁

二年に脱退)。ちなみに新英連邦諸国とは、新英連邦加盟国のうち、ニュージールランド、カナダ、オーストラリアのいわゆる旧英連邦諸国をのぞいた加盟国のことである。なおイギリスでは「出生地主義」をとっており、移民二世のうちイギリス本国で生まれた者は、表には含まれていない。

つぎにフランスの場合であるが、その移民はヨーロッパ系とイスラム系という二つの大きなブロックに分けることができる。ヨーロッパ系では、伝統的に移民を供給してきたイタリアのほか、ヨーロッパのなかでも比較的経済発展の遅れているスペイン、ポルトガルの出身者が多くなっている。イスラム系では、アルジェリアがもつとも多く、モロッコ、チュニジア、トルコと続いている。

ドイツ(旧西ドイツ)においては、トルコ系移民の多さが目立っている。そのほかにもイタリア、ギリシアに加えて、東欧圏のユーゴスラヴィアの出身者が多いというのが特徴である。

こうして見てみると、結果として、過去に広大な植民地を有したイギリス、フランスの移民には、イギリスにおけるニューコモンウェルス系、フランスにおけるアルジェリア系のように、旧植民地出身者が少なからず含まれている。これは植民地化を通じての歴史的なつながりに加えて、植民地が解放・独立を達成した後、旧宗主国とのあいだに様々な関係が維持されていることの一面を示すものであるともいえる。

それに対して、植民地の少なかったドイツ(旧西ドイツ)の場合、たとえばトルコ系移民との歴史的なつながりは希薄である。これは二国間協定による移民労働者受け入れによるものであり、一九五

年にイタリヤと協定を締結したのを契機に、六〇年代にはトルコをはじめ数ヶ国との協定締結をおこなっている。

以上のように、イギリス・フランスとドイツ（旧西ドイツ）では、移民の導入、その出身国との歴史的つながりなどにおいて大きな違いをみせているのである。

## 二、移民政策

移民政策を考えるさいに、移民を積極的に社会にとりこもうとしているのかどうか、具体的には、移民への市民権の付与、帰化の承認に対してどういう態度をとるかを検討することが適切であるように思われる。主にこの点について考えてみたい。

イギリス、フランスは、伝統的に移民の社会への統合・永住化政策をとっている。両国とも帰化に対しては比較的寛容な態度をとっており、オランダやスウェーデンもこのタイプに含まれると考えられる。現在と事情は必ずしも等しくないが、イギリスでは産業革命期にはすでに大量のアイerland系移民が存在し、彼らの存在なくしてイギリスの産業発展はなしえなかったともいわれる。そしてフランスは「自由・平等・博愛」といった国家理念を持っている。フランス革命期においては、一七九三年憲法のもとで、革命に参加した外国人にフランスの市民権を付与しているのである。

イギリス、フランスは同じタイプに含まれているけれども、相違点もいくつか存在する。イギリスでは、イギリス本国に居住するコモンウェルス出身者は、国政レベルの選挙権も含めてイギリス人と

全く同等の権利を持っている。しかしフランスの場合、本国人と移民との文化的・宗教的距離が大きく、それだけ両者の融和は困難なものとなっており、外国人への選挙権付与は実現していない。

それに移民問題の扱われ方においても、両国で違いをみせている。政治システム上、イギリスは議会ないし政治家の力が強く、これらの背後には当然、種々の利害集団が存在している。移民問題もそういう場面で扱われることになり、「政治問題・人種問題」ととられることが多い。これに対してフランスは、行政府、なかでもテクニクライト主導の社会であって、移民問題も行政上の課題にそって考えられやすい。そのために移民問題は、社会計画や労働力政策などのいわゆる「経済問題」とみなされる。しかしフランスにおいても、八八年春の大統領選挙で、移民排斥を唱える右翼国民戦線のル・ペンが一四・四パーセントもの得票率を獲得したことにみられるように、移民問題が政治的争点となりつつある。

イギリス、フランスに対し、ドイツ（旧西ドイツ）は別のタイプをなしている。つまり、あくまでも「一時的労働力」として移民を受け入れ、帰化に対しては慎重な態度をとっている。このタイプには、ほかにスイスが含まれる。ドイツ（旧西ドイツ）の場合、均質的な民族文化を強くもっているし、移民の多くが非ヨーロッパ系であって、前述したフランスのように本国人と移民との文化的・宗教的距離が大きく、選挙権の付与は実現していないのである。

移民の政策という点で大きく二つのタイプに分けて考えてきたけれども、移民が定住化の途を選んだことにより、移民政策が影響を受けはじめてきている。つまり各国とも「統合政策」の要素を取り

入れつつある。ドイツ(旧西ドイツ)では、EC以外からの外国人の流入の制限、在留外国人の帰国の促進に加えて、四年以上の在留者については統合をはかるという方針をとっている。帰国を促進するとしても人権の問題などがあって、現実としては困難であると考えられ、今後各国で、「統合政策」への移行が徐々に図られていくように考えられる。

### 三、EC統合の移民問題への影響

これまでイギリス、フランス、ドイツ(旧西ドイツ)という国家単位で移民問題を考えてきたわけであるが、ヨーロッパにおいてはECという超国家的存在を無視するわけにはいかない。そのECは九三年一月一日にその統合が強化される。物、資本、サービス、そして人のEC域内での自由な移動が実現するというのがその内容であるが、このEC統合が移民問題に何をもたらすのかを考えてみたい。

いうまでもなくECとは「ヨーロッパ共同体」であるが、統合によって、あいまいな形を残しつつも、共同体としてのヨーロッパの認識が増すことになる。いわば、「イギリス人」「フランス人」などといったカテゴリーのほかに、「ヨーロッパ人」というカテゴリーが設定される。そうすると、自国以外のヨーロッパ人は必ずしも「外国人」とみなされなくなる可能性がある。

また、EC統合後の人の域内自由移動は、EC諸国内に居住する第三国出身者には適用されない。つまり、たとえばフランスのアル

ジェリア人にとっては、国境の壁は統合後も存在し続けることになるのである。

さらに、ヨーロッパは言うまでもなくキリスト教の世界なのであり、このようにみてみると、外国人のなかで「ヨーロッパ人」「非ヨーロッパ人」という境界が引かれるという事態が考えられる。そして、「移民問題」「外国人問題」そのものが、「非ヨーロッパ問題」、つまり「イスラム問題」「アラブ問題」として認識されるようになることが考えられる。

東欧の相次ぐ民主化・自由化をEC諸国は「西欧化」として歓迎し、東西ヨーロッパの接近が図られた。トルコは現在EC加盟を申請中であるけれども、この過程に加えて、前述のような「外国人」の定義の変化を合わせて考えると、国民の多くがイスラム教徒である「イスラム系国家」トルコのEC加盟は、かなり困難な状況となっているように思われる。

それに、東西ヨーロッパの接近は新たな問題が発生する要素を孕んでいる。東欧やソ連の民主化・自由化は人の移動を容易なものとしたけれども、今後東欧・ソ連の経済再建が失敗した場合、大量の移民が、しかも一種の経済的難民という側面をもつ移民が西欧に押しよせる可能性がある。現時点においてすでに、東欧諸国からの不法入国者が増えているし、ドイツ、ベルギー、フランスでは、多数のポランド人の不法滞在が問題となっている。

以上のように、EC統合が移民問題に与える影響は、東欧変革にともなう情勢変化とも相まって、大きなものであるように考えられるのである。

## 四、おわりに

西欧における代表的な移民受け入れ国であるイギリス、フランス、ドイツ（旧西ドイツ）の移民政策を中心に、比較・検討を試みたわけであるが、各国それぞれに特殊な事情があつて、一般化はできないというのが現状である。それに、統合を目前に控えた現在、EC諸国間に、移民政策の面でのコンセンサスといえるものは存在していない。

最後に付け加えておくが、外国人労働者が存在するのは、西欧だけではない。ソ連、旧東ドイツ、チェコスロバキアなどは、共産圏から外国人労働者を導入したわけであり、その代表的なものがベトナム人労働者である。ドイツ統一が実現して、定住化したトルコ人のほかに旧東ドイツ人、ベトナム人などが入ってくることに、問題はさらに複雑化するかもしれない。

各国の移民政策についてみてきたけれども、不充分さは隠しきれない。たとえば移民の法体系上の扱いなどについても検討すべきであつたかもしれない。

ともかく、西欧におけるこうした問題は、日本にも押しよせてきている。日本においても外国人労働者をめぐる論議が活発化しつつあり、われわれもこのことを真剣に考えるべき時期がきたといわねばならない。

## 参考文献

- 梶田孝道『エスニシティと社会変動』有信堂、一九八八年。  
 梶田孝道「統合・新しい市民権・イスラム」『世界』岩波書店、一九九〇年三月号。  
 梶田孝道「新たな『イスラム原理主義』と欧州社会」『世界』岩波書店、一九九〇年十月号。  
 手塚和彰『労働力移動の時代』中公新書、一九九〇年。  
 宮島喬・梶田孝道編『現代ヨーロッパの地域と国家』有信堂、一九八八年。

（いけだ・ともき フランス科三年）

## 体験的中国華南経済圏論

——深圳経済特区の発展と現状を中心として——

堀 俊 雄

(東京銀行営業第四部)

### 一 はじめに

本稿は、一九九一年六月十五日、東京外国語大学にて開催された第三六回中国・東アジアおよび国際関係コロキウムで発表したものをまとめたものである。

筆者は、一九八七年三月開設間もない東京銀行深圳支店に転勤、一九九〇年六月に帰国するまでの三年三カ月間に、主に深圳経済特区における個人的体験をもとに、中国華南経済圏のダイナミックな動きの一部をコロキアムの場で報告したものである。したがって、本稿は体系的・論理的な論稿ではなく、あくまでもある特定の時期の、ある特定の場所における人々の活動を、金融、経済という切り

口により、多分に現象面からとらえた個人的体験に基づくものである。

### 二、深圳経済特区の歴史と現状

#### (一) 歴史

中国は「四つの現代化」を進める一環として一九七九年以来、積極的な対外経済開放政策をとってきたが、このうち外資導入や先端技術の導入をはかる手段のひとつとして、一九八〇年に広東、福建の両省の沿岸部四カ所に経済特区を設けた(その後海南島を省に昇格のうえ全島を経済特区に指定した)。このうち中国がもっとも力

をいれ、かつ発展著しいのが、深圳経済特区である。

経済特区になる前の深圳は、人口数万の小さな寒村で中国の南の玄関口、国境の街に過ぎなかったが、経済特区になってからは、中央政府や広東省政府の厚い支援のもと、インフラの整備が進み、この十年余で人口は深圳経済特区および隣接の宝安县を含めた大深圳市で二百万人をこえ、広州に次ぐ広東省第二の大都会に変貌を遂げた。

それでは、なぜ深圳だけがこれほど発展したのであろうか、なぜ他の三経済特区（珠海、汕頭、廈門）の発展が遅れたのであろうか。先に述べたようにインフラ整備といった中国側の自助努力もさることながら、これは、専ら以下に述べる外的要因によるところが大きいです。すなわち当時深圳にはフォローの風が吹いていたのである。

### (二) 地政学的要因——香港

香港に隣接するといった地勢的要因は、マカオに隣接する珠海や、台湾海峡を隔て台湾に隣り合う厦門や特に地政学的優位性を有しない汕頭の他の三経済特区に比べるかに優位である。香港は八十年代後半、世界的好景気のなかで大きく発展、アジアNIE Sのなかでもただひとり、一人当たり域内総生産（GDP）が、一〇千米ドルを越える成長を遂げたが、これは香港の後背地として広東省が存在したからである。

香港は第二次世界大戦後、中継貿易港から労働集約型加工貿易都市国家に構造転換のうえ発展を遂げて来たのであるが、所得が向上するにつれ、比較的低資金の製造業労働者を中心に労働力不足が顕

著になりつつあった八十年代後半は、廉価な労働力を求めて広東省を中心とする中国華南地区に進出する必要があったのである。香港は製品・原材料の倉庫・物流基地として、また生産・販売の企画・管理といった本社機能を有するコントロール・タワーとして機能し、豊富で廉価な労働力を有する広東省はその生産基地として、それだけがほぼ完璧な状態で相互補完的に機能したのである。実際香港の製造業従事労働力は現在約九十万人といわれているが、一方広東省内にて香港系製造業に従事する中国人労働者は二百万人を越えるとも言われ、これがアジアNIE Sのなかでも強い競争力を誇る香港の原動力となっている。

これを広東省側からみれば、外資や先端技術の導入を図れ、雇用の促進につながり、生産物は外貨獲得に貢献するところから、中国内一の豊かな省となり得たのである。特に地政学的に香港に隣接する深圳の優位性は著しく、香港企業が大挙して進出してきた八十年代後半をさかいに、同経済特区は飛躍的に発展した。

### (三) 日系企業の海外進出——日本

次に深圳が発展する外的要因となったのは日本である。日本の場合、八五年のプラザ合意以降の急激な円高から労働集約型製造業を中心に大企業から中小企業に至るまで廉価な労働力を有する近隣諸国に進出することの検討を余儀なくされ、はじめは韓国、台湾、つぎに東南アジア諸国にそれぞれ集中豪雨の進出を果たしてきた。これらの動きが一服した後、アジアへの第二次進出を目指す大企業と、初めての海外進出に香港近郊の珠江デルタを含む中国華南地区を選

んだ中堅・中小型企業が共に深圳を注目するに至った。

日本の場合、中国側の歓迎するところの先端技術や大資本を有する企業進出もみられたが、社会体制の違いや中国の将来性等マクロの面から、また後に述べるソフトウェアを中心とする当地の投資環境問題等ミクロな面まで不透明な部分が多いため、進出決定に慎重になる大企業が多い反面、オーナー型の企業の場合は、オーナーの決断でこの問題を解決するケースが多く、結果としてオーナー型の中小企業の進出が多い。また合併に比べ投資リスクを回避でき、円高対策には比較的即効性のある委託加工方式による進出が増えて来ている。さらには、深圳は近年、賃金が高騰、一人当たりの労務費は香港の半分近くにまで達しているとも言われ、生産性を勘案すれば人権費は決して安いとは言えない現状にあるため、最近は特区を飛び越え、賃金の安い宝安县や東莞市など広州を三角州の頂点とする珠江デルタ地帯沿岸に広く深く展開しつつある。

#### (四) 二重為替相場を利用した取引

深圳経済特区が発展したもうひとつの外的要因は、為替相場である。周知の通り中国の法定通貨は人民元であり、国家が為替を集中的に管理する観点から、ハード・カレンシーたる外国通貨と交換する為替相場は公定の固定相場であるが、深圳経済特区および広東省一円は、先にも述べた通り、香港経済の影響が強く、通貨ひとつとっても「強い」香港ドルが「弱い」人民元を駆逐する状況にある。香港には中央銀行がなく香港上海銀行および他一行が香港政府の委託を受け香港ドル紙幣を発行しているが、近年発行量の実に三分

の一以上が広東省内にて流通し、二度と香港には環流しないと書かれている。もちろん中国通貨当局は決してこのことを公式には認めようとはしないが、いまや深圳及び広東省珠江デルタ地帯は香港ドル経済圏にビルト・インされたも同然といえる。

「強い」通貨と「弱い」通貨が併存する社会では、通貨間の交換比率(すなわち為替相場)が「強い」通貨に有利になるのが経済原則であり、事実深圳では人民元は公定レートのままでは、ほとんどの場合通用しないのが現状である。かかる状況下では一般に闇レートがはびこるのが通例であり、中国もその例外ではない。公定レートと闇レートに大きな乖離が生じる場合には一国の経済の健全な発展を著しく阻害しかねないが、中国金融当局はいわば「公的闇レート」をあみだし、この影響を最小限に食い止めようとした。これが、いわゆる外貨調整センターである。

中国は開放政策のひとつとして中央の既得権限を下部および地方の機関に大幅に委任したが、深圳は経済開放政策のもと、同センターの機能をフルに活用し、為替の二重相場を使った取引により莫大な利益を上げて来た。以下簡単な実例をあげて同センターの機能を説明する。

開放政策以前は、例えば日本の商社がしいたけを買い付け、日本に輸入する場合は北京の中央の会社と売買契約を締結する必要があった。買い付け価格を例えば1トン当たり千米ドルとした場合、筆者が中国に滞在していた当時の公定レートで一米ドルあたり三七人民元であったから、同会社は中国銀行で米ドルを人民元に交換し、三千七百人民元を得、生産農家にうち三千人民元を渡した結果、自

らの利益としては差し引き七百人民元が手元に残ったこととなった。ところが開放政策以降は、地方の分公司が直接外国の企業と取引をおこなうことを認めたため、深圳に出生を作った地方の分公司は、この出先を通じて日本の商社としたいだけの売買契約を締結することが可能となった。この出先は生産農家からのしいだけの買い付け価格を例えば一トン当たり四千人民元と設定し、かつ日本の商社への輸出価格を、同じく九百米ドルに設定することが可能である。先の例に比べ生産農家は千人民元高く得ることができ(かつ手形ではなく現金による決済となる)、また日本の商社は百米ドル安く買い付けることができ、当事者はいずれも満足のいく結果となっている。このからくりが外貨調整センターである。すなわち地方の分公司の深圳の出先は日本の商社から手に入れた九百米ドルを、深圳の外貨調整センターに持ち込み、その日の実勢レート(すなわち公的レート)にて人民元に交換する。筆者がいた当時のレートは一米ドル当たり約五・七人民元であったから分公司の人民元収入は五一三〇人民元となり、生産農家に四千人民元支払ってもなお手元には一一三〇人民元残ることとなり、先の例に比べ四三〇人民元も利益が増えた計算になる。

深圳が一時実業の街ではなくブローカーの街といわれた所以である。この結果、雨後のタケノコのように中国内の全ての省および主要な市、県が当地に駐在員事務所を相次ぎ開設することとなる。

#### (五) 現状および今後の課題

深圳は過去十年間、特に八十年代後半以降、外国企業の進出が予

想をはるかに上回ってラッシュしたため、インフラの整備が間に合わず現状多くの問題点を抱えている。

これは深圳固有の問題というよりも中国全体に共通する問題ともいえるが、若年未熟練労働力には恵まれているものの、中堅管理者層が払底しており、中国全体としてこの層の拡充が急務であるが、さいわい深圳の場合は香港人がこれをうまくカバーしている。周知のとおり香港人の多くは広東省の出身者であり、西側の教育を受けていることから、資本主義的な発想ができ、英語にも堪能で、かつ広東語も理解できることから外国人マネージャーと中国人労働者との意志疎通の仲介を果たすことができる。

これも深圳固有の問題というよりは中国全体の問題といえようが、法律が未整備であり、法治国家としての体をなしていないことである。金融に携わるものとしては、金融市場や外国為替市場、電話、テレックス等通信事情の未発達といった金融インフラの未整備には大いに悩まされたが、このうち法律の未整備はいわば致命的欠陥といえた。一般に、銀行が融資を行う場合、借入人より物的担保として土地、建物、預金、有価証券等の差し入れを求めるが、中国の場合第三者対抗要件を具備しかたちでの抵当権、質権の設定は現行法の解釈が不明確なため困難であり、いきおい第三者からの保証差し入れに頼らざるを得ず、融資の採り上げは甚だ困難となる。仮に担保権の設定が法的に可能であっても、借入人が万一不幸にも債務不履行の状態になり、いざ担保の処分を行おうとしても、この手続きがまた甚だしく不明確であり、人民元にてどうにか処分が可能であったとしても、これを銀行のもつ外貨建債権に充当すべく、当該

外貨に交換する手段が現行法上何ら保証されていない。急ピッチで法律が整備されたためか、法律のなかには、互いに矛盾する規定を含む法律も少なくなく、また現在も有効なのかどうか判断に苦しむものも多く、弁護士等法律の専門家も少ないため、実務の面からは、法律の解釈に頭を悩ますことが多かった。

道路、港湾、水、電力、通信等の基本インフラの整備状況は、広東省や深圳市当局が過去最大の努力を傾注してきたこともあり、中国の他の地域に比べずんでいるものの、外国企業の進出が相次いだため、需要が供給をはるかに上回り、恒常的に不足の状態にあり、これが、当市の今後の成長のボトル・ネックになりかねない状況にある。特に電力不足は深刻であり、八九年夏の最需要期には、地域によっては日中週四日停電という悲惨な状況にまでなり、通常の経済活動を大きく阻害する結果となり、これがために進出先を急ぎよ深圳から大連など中国の北方地区へ変更した日系企業もあった。当市の電力供給の多くは広東省沙角の石炭火力に負うところ大であるが、この年は、国内輸送力の限界から内陸部の石炭の安定的な供給を受けられなかったため同発電所は網渡りの状態で発電を続けていたのである。現在市内東部に中国では初めての原子力発電所をフランスの協力を得て建設中であるが、竣工後は、建設費用を捻出するため生産した電力の多くを香港に売電する必要あり、また残りの多くを広東省一円に供給する必要もあることから、深圳経済特区内の需要にまわせる電力はそう多くなく、当市の電力供給問題の抜本的な解決には結びつかないものといわれている。

深圳は中国政府肝入りの資本主義経済の一大実験場であり、先に

も述べたように一時はブローカーの街として栄えたことや、資本主義の権化たる香港に隣接したことから拜金主義の風潮を生み、建設以来十年と街に歴史と風格がなく、外国人ばかりかここに住む中国人の多くもまた単身赴任であったため、他の中国の都市がもつ中国らしさはここでは影をひそめ、近年経済道徳や倫理観に乏しい風潮が数多く見られたのも事実である。

これらはいずれも今後当市がさらに成長、発展していくためには、避けて通れない問題ばかりであり、今後の当市の対応が注目されるところである。

### 三、さうじつ —— 香港の将来を展望しつつ ——

一九九七年に中国返還となる香港の現状については、紙面の都合もあり、ここでは多くを触れないが、香港の現状および将来は中国特に華南經濟圏に大きな影響を及ぼすものと考えられることから、人材流出、第二空港問題に簡単に言及することでこの稿を終えることとしたい。先にも述べた通り、香港は近年、世界景気の好調を受け大いに発展してきたところであるが、この間失業率は一パーセント台にて推移する超完全雇用状態が続き、大幅な賃上げにともないインフレが加速した。製造業を広東省内にシフトすることにより、何とかこの窮状をしのぎ、対外競争力の維持に努めてきたが、一方で香港の将来に不安を抱く中間管理者層の移民を招き、天安門事件を契機にこれに拍車がかかった。もとより弁護士、医者、技術者、中間管理者といった香港の中堅層が香港社会を支えており、彼

らの移民の行く末は香港の将来に大きな影響をおよぼすものとなる。

一九八二年から八四年にかけての香港の帰属に係わる英中間の交渉の推移に本来の当事者である香港は一喜一憂したのは周知のことであるが、この間香港のインフラ投資はおざなりにされ、結果として今日香港のホテル、オフィスビル、交通システムの整備が大幅に遅れてしまい、国際金融センター、物流基地といった香港の利便性に陰りが出始めている。香港第二空港の建設は、これらの問題を一挙に解決するものとして各方面からの熱い期待を望まれているものであるが、一方で大英帝国最後の食い逃げプロジェクトとも酷評され、中国側との調整に日時を要している。

深圳の「香港化」、中国の「深圳化」が進んでいると言われて久しいが、香港返還まで中国に残された時間はあまりない。中国はこの時間を積極的に生かささない限り、金の卵を産み続ける香港の死命を制するのはおろか、これまでに育て上げた深圳もまた失速しかねず、中国政府の絶妙なる舵取りがますます要求される時期に突入したと言えよう。

(ほり・としお 昭和五十一年中国科卒)

## 「現代学生気質」

時の流れは速いもので、大学の教壇に立ってから、すでに三年以上歳月が経つ。現在、いわゆる「二外（にがい）」（第二外国語）の中国語（正確には、北京語を中心とした標準語、すなわち「普通話」）を受け持っている。中国語は、「同文同種」の日本人にとって一見簡単そうだが、その特異な言語ゆえに中国語の上達は、至難の技と言っても過言ではない。それは、教える側の力量にも原因があるけれども、根本的には、その複雑怪奇な発音と軟体動物ごとき文法に由来しよう。毎年、学年末になると、果たして今年度の学生は、多少なりとも中国語が理解できただろうか、少しでも中国語に興味を持つただろうか、と心配になる。

ところで、大学生と毎日向き合うようになってから、どうしても気になることがある。それは、悪しき授業態度である。特に、男子

に目立つ。（無論、授業態度が悪い女子学生は皆無とは言えないが、男子と比べ圧倒的に少ない。）いくつかの点を列挙してみよう。

- (1) 授業に平気で遅刻してくる。（そのわりには、「出席」として扱われたかどうか、異常に気にする。）
- (2) 野球帽をかぶったり、サンングラスをかけたたりして授業に出席する。
- (3) 隣の人とおしゃべりする。
- (4) ガムを噛みながら、授業を受ける。
- (5) ジュースやコーラの缶を持ち込み、授業中、それを飲む。
- (6) 机におおいかぶさって熟睡する。（私語をする人よりましではあるが、大勢がこれだと、教室内の勉強ムードが壊れる。）
- (7) 授業に対する真剣さに欠け、何のために出席しているのかわ

渋谷 司

（関東学院大学非常勤講師）

からない。

さて、授業中の態度の悪さが、そのまま電車の中の行動にもストリートに現れているように思える。(彼らは、なぜか、白いTシャツに金のネックレスとブルー・ジーンズ、それとスニーカーという「いでたち」が定番。)

(1) 空いている席を見付けると、中年のオバさんを差し置いて、すぐ座りたがる。

(2) 座席にドテツと座り、まだ他の人が座れる余地があるのに席を詰めない。

(3) 股をひろげて、両足をきちんとそろえない。そのため、他の人の邪魔になる。

(4) 大きなバッグを股の下にドサツと置く。これも、他人の迷惑になる。

(5) すぐにマンガ本を取り出して、読み始める。(マンガ本が必ずしも悪いわけではないが、大学生が公共の場で読む本としてふさわしくない。)

(6) ウォークマンのボリュームが大きく、カンチャカンチャいつて耳障りである。

(7) 混んだ電車にお年寄りが乗ってきてても、席を譲ろうともせず、タヌキ寝入りを決め込む。

かかる礼儀作法を心得ぬ大学生を見るたびに、一体、家庭教育はどうなされてきたのか、小・中・高での教育はどうなっているのか、考えさせられてしまう。ここで、誤解を恐れずにあえて言おう。戦後日本の経済的繁栄のおかげで、大学の急増と相俟って、大学進学

率が大幅に伸びたことは、ある面では、日本人全体の教育レベル向上に多大なる貢献をしたと言えるが、一方では、本来大学とは無縁であったはずの質の悪い学生が、大衆化した大学に大挙して進出しているのも事実である。大学教育のインフレがもたらしたマイナスの現象とも言えよう。(もっとも「逆もまた真なり」で、大学の教師にあるまじき、あやしげな人物が、インフレ化した大学に紛れこんでいるのも否定できない。)

最後に、ひるがえって、現在の東京外国語大学の学生は、どうであらうか。少なくとも、名譽と伝統のある中嶋ゼミナールの後輩諸君の中には、前述の類いの学生は一人たりとて存在するわけがない、と信じたい。

(しぶや・つかさ 東外大地域研究科昭和六十年修了)

## エスカレートする「省資源病」

森 哲 郎

(東洋経済新報社)

「趣味は何ですか」などと聞かれると、「ウーン」とうなってしま  
うことが多かったのですが、最近では、ついに「これだ」という趣味  
ができました。カッコよくいえば「エコロジカル・ライフ」の追求  
ですが、実は私の「ビンボー症」的性格にぴったりの「省資源型生  
活」のアイデアを実行するといふものです。

環境問題やゴミ問題の記事をいくつか書いていたこともあって、  
人間の経済活動の規模が地球環境の容れ物にとって、そろそろ大き  
くなりすぎたことを痛感します。「省資源型」のライフスタイルに  
興味を持つ人が増えていますが、これが、まだ使えるモノを捨てる  
ことに抵抗感がある私のビンボー症性格とビタリ一致。ウラ紙でコ  
ピーを取るとき、あるいは、ウラ紙をはりあわせた手製OA用紙で  
プリンターから文書を打ち出す時に、じわーっとえもいわれぬ満足

感があるのです。「おれは根っからのビンボー症やねー」とつくづ  
く思います。ときどき会社社で不用ウラ紙の供給をしてもらうF氏も  
「森はほんとにビョーキだな」とコメントしていました。

コピーは、折れ目の入っていない紙でウラが白く厚すぎなければ、  
基本的にどんな紙でも使えます。現在、私はほとんどのコピーはウ  
ラ紙を使っています。また、パソコンのプリンター打ち出し用紙も  
ウラ紙を利用しています。以前、ウラ紙がないときは、B4の紙の  
はじをはりあわせて長く長くして、プリンターに入れて打ち出したり  
もしていました。これなどまさに「ビョーキ」の世界かと思えます。  
いつもやっているわけではないですが、最近では様々な面に、私のビ  
ンボー症はエスカレートしてきました。ごく最近のものを含めその  
他の例を挙げましょう。

◆厚手のウラ紙にコピーして手製の名刺をつくる。(再生紙利用の名刺は高いがこれはコピー代以外はタダ。誰でも渡せないが環境問題に関心のある人などには話題のタネに)

◆会社の封筒をコピーして、外からきた古い封筒に貼り付け雑誌の発送などに再利用する。「失礼をご容赦下さい」との但し書きを付けます。エネルギー消費やコストを考えるとコピーでなく、リソグラフが理想。

◆大きな封筒を使って封筒を手作り。最近はじめたばかり。コツをつかんできましたが時間がかかります。できるのは、えらくヒマで時間に余裕があって、しかも必要な大きさの封筒がない時くらいでしょう。

◆メモ用紙は何かのウラ紙を使う。小型封筒のウラが多いですが、紙の節約効果は微々たるもの。

◆記事の原稿は原則ウラ紙にプリントアウト、ミスのもととならぬため、細心の注意が必要です。

◆トイレの紙の手ふきは使わずハンカチを利用(トイレレットペーパーはもちろん使います! インド式に水を使う場合もご存じのように紙は普通は必要ではありません)。ティッシュは、代用できるときはできるだけハンカチですます。

◆買物をする時は、カバンに入れ、原則一切の包装を断る。袋持参を忘れてもスーパリーの買物は自転車の籠に直接ほうりこむ(かなりみっともない)。しかし進物になると包装はついつい華美なものを求めます。

◆できるだけプラスチック容器を避けるため弁当箱を持ち歩き、デ

パートの計り売りのサラダなどを弁当箱に直接入れてもらうことがあります。いやがられることも多いので低姿勢で。

◆飲み会の時余った料理をビニール袋に入れて、希望者にとってかえってもらう。食中毒の発生など店側がいやがるので、「こっこの責任だから」と明言することも必要のようです。

さて、以上バカバカしいようないろいろの試みも実際に環境をどれだけ守るかといえ、大した効果は期待できません。やはり、趣味の世界。しかも、その割には手間がかかります。例えば、ウラが白い紙をとって置いて、コピー用紙のかわりに使うにしても、ウラ紙を効率よくストックしておいて、コピーする時、紙を持参し、給紙ケースを開けていちいちウラ紙を入れ、終わったらまた取り出さねばなりません。取り出す時どこまでがウラ紙だかすぐわかるように、入れる時に一番下の紙は色付きの紙にするなどのテクニクも必要です。慣れない最初のころは、紙をきれいにそろえずに入れたりしたために、よく紙づまりをおこしました。

再度、強調させていたきたいのは、これは、あくまでも、私の趣味であり、好きだからやっているということです。一銭の得にもならず面倒臭い。「病的」な満足感がなければなりません。その上、私以外の人に比べてどのくらい「環境にやさしい」暮らし方をしているかといえは、ほとんど違いはないでしょう。ホンモノのエコロジカル・ライフを実行している人はほかにいくらでもいるでしょう。むろん「他の人もこうすべき」ってなことはみじんも思うとりません。こういうことは好きな人が、「趣味的(病的!?)」にやるから楽しいのです(趣味のお仲間が増えることはうれしいですが)。私

自身も自分でいろいろ考えたアイデアを試すのが面白いのであって、他の人に「こうしろ」と言われれば、ヤル気などなくなりませす。だから、最近ずいぶん出版されている『地球にやさしい暮らし方一〇〇』といった本はまともには読んだ事はありません。

しかも、大切なのは他人に迷惑をかける努力。私のこのビンボー症趣味のせいで、人様に迷惑をかけることがあります。例えばたまにコピー機からウラ紙をとりだすのを忘れて、後の人に迷惑をかけるなど。原稿用紙をウラ紙にすることには、万一のミスのもとになると反対の声もあります。確かにその懸念もあるので、最近ウラにはバツ印をするようにしておりますが、いづれにしても、汚い原稿を出してしまい申し訳ないと思っております。この場をかりて、

おわびさせていただきます。「すいまっしえん!」。気をつけないと結局風当たりもつよくなるでしょう。

最近会社で、役に立つA4を中心にウラ紙を供給してくれる人が増えました。ウラ紙を使ってくれる人も中にはいます。その他、私のビンボー症を暖かく許容して下さる方にも「ありがたか!」と思っております。「ウラが白くて折れていない紙があれば、何もあげません。がよかったですら声をかけてください。できるだけこちらからとりまいます」。社内でこういう呼掛けをそろそろやろうかいな、と、ますますヤマイこうじてきた今日この頃です。

(もり・てつろう 中国語科昭和六一年卒)

## 『歴史と未来』創刊のころ

堀 憲 昭

(講談社)

### 『現代中国論』の衝撃

私が中嶋嶺雄先生の名前を初めて知ったのは伊東光晴教授の講義のときだった。「東京外語の卒業生の若手には優秀な人材がいる」という紹介で、何人かの名前の中に中嶋先生の名を聞いた。その先輩が今度母校に来るといふ。昭和四十年(一九六五年)のことである。私はさっそく中嶋先生の著書『現代中国論』を購入した。そのときの衝撃、新鮮な驚きは今でも思い出す。強烈な印象を与えてくれる一冊の本との出会いであった。

当時、東京外国語大学中国科(中国語科ではない)三年の私は、それまで中国のことを知らうと読んだ入門書ほとんどにウンザリしていた。どの書も毛沢東体制、共産主義中国を、歴史の当然の流れであって、偉大な革命の勝利だとして、無批判に近い形で分析をしていた。中国と日本に国交がなく、中国を訪問するにも先方の招待がないと許されなかった時代だったから、中国にいらまると訪問できない。そんな中国への気がねのようなニュアンスが、どの著書の文章にもにじみ出ていた。辛うじて客観的に描写されていると思つたエドガー・スノー氏の『中国の赤い星』にしても、すっきり

とした読後感が持てるものではなかった。そんなとき『現代中国論』に出会ったのである。

『現代中国論』は昭和三十九年(一九六四年)に青木書店から初版が出されている。著者紹介には中嶋嶺雄氏は昭和十一年(一九三六年)生まれとあるから、まだ二十八歳という若さ。東京大学大学院を出て間もなくの新進の学者らしいはつらつとした勢いが感じられる文章に魅せられた。決して名文とはいえない難解な文体もあったが、毛沢東体制の分析は老練の境地に達していた。政治イデオロギーと国際政治の中での位置づけ、政治の本質から見た問題点を鋭く指摘した内容に読み進むうちに、思わずヒザをたたいて快哉をさげびたくなった。こんな本をさがしていたのだ、という喜びと興奮を覚えたものだ。

昭和四十年(一九六五年)、その著者、中嶋嶺雄氏は外語の講師として赴任された。翌昭和四十一年にはさっそく卒論ゼミを開講されると聞いて、私はさっそく卒論のご指導を願うことにした。第一回のゼミの開設である。

私のほかにロシア科の長谷川哲也君、中国科の宮川勝君、インド科の石井直木君の総勢四人が毎週顔をあわせるゼミが始まった。

中国文化大革命と中嶋ゼミ

一九六六年、文化大革命の大波は中国科の学生にとつては高い関心を持たされた。中嶋先生のもとには出版社の出入りが激しくなった。雑誌への寄稿も多くなり、忙しく仕事されていた。中でも文化大革命のシンボルともなった「毛沢東語録」の翻訳は雑誌並の緊急出版だった。何人かの中国科の学生が下訳に刈り出され、私もその一部をお手伝いした。

ちょうど七月の夏休みのはころは麴町にあった三番町ホテルにカン詰めになって、弘文堂から出すことになっていた『中国文化大革命』の執筆に専念されていた。私が就職の相談にホテルの部屋に伺うと、人民日報などの資料が所せましと積まれていた。

先生と私たち四人の学生は、年齢差があまりなかった。長谷川哲也君は昭和十六年生まれで五歳違い、私が十七年生まれの六歳違い、宮川勝君、石井直木君は十八年生まれで七歳違いと、教師と生徒というよりは兄貴分と弟分といった気安さがあった。ゼミの雰囲気はなごやかで、先生の人柄に魅かれて授業以外の活動も和気あいあいと楽しかった。

いまでも続いている夏のゼミ合宿は、私たち第一回生は東京都下の奥多摩の山荘で行った。E・H・カーの『歴史とは何か』(What is History)を原文で読む読書会みたいな合宿だった。三年生の演習の学生や一般授業の学生も数人参加し、十人前後のにぎやかな合宿だったと記憶している。

私の卒論のテーマは「中国と国連——中国代表権問題とその周

辺」というものだった。実は三年生の演習の講座は中嶋先生でなく斎藤恵彦先生だった。国際法で卒論を提出すべく選んだのだった。ところが斎藤先生が次の年に国連本部へ出向されることになり、四年時に中嶋先生のゼミ開設と同時に編入していただいた。

中国の国連代表権問題といっても、いまでは遠い過去の歴史と化したテーマである。

国連が創設された時、中国は五つの安全保障理事会常任理事国のひとつだった。まだ中華民国のときだ。一九四九年に人民政府が中華人民共和国を宣言し、中国大陸の全土を支配したとき、国連の椅子には台湾にのがれた中華民国が座っていた。この椅子をどちらに与えるべきかが中国代表権問題である。

詳しくは『歴史と未来』の創刊号でお読みいただくとして、私の学生時代には、代表権は台湾政府が座りつづけた。しかし、中国本土を掌握した人民政府は、ソ連のあと押しで椅子を奪還しようとして表権を主張して、毎年会期の始めに全加盟国の賛否を問いつづけた。アメリカを筆頭とする西側諸国から否決されていた。法的側面から見れば明らかに人民政府のほうが正当性があったが、共産主義を嫌う西側諸国が、政治的判断から代表権回復を妨害しつづけたというのが現実だった。

中国は国際社会から受け入れてもらえない形となり、内外にヒステリックな政治状況を生むことになった。

私が卒論を書いている最中に、中国の文化大革命は最高に盛りあがっていた。しかし、国際社会にパイプを持つことは、国内の革命的状况以前の問題と考え、私はこのテーマを位置づけた。

文化大革命は晩年の毛沢東が、政治的な失地回復を企てた内政上の混乱だったが、国民の目を外に向けるのに、アメリカを敵視するキャンペーンが行われた。「不倶戴天の敵」というわけだ。

アメリカは当時ベトナム戦争のドロ沼にどっぷりはまりつつあったから、中国全土のアメリカ非難は、まるで文化大革命の攻撃目標のようにさえ見えた。この背景には国連の代表権問題をめぐる長年の怨念があった。

中国代表権問題が決着するのは一九七一年十月二十五日、第二十六回国連総会においてであった。私が卒論で論じてから四年後のことである。ベトナム戦争で不利になったアメリカが、キッシンジャー外交で中国と劇的な握手をしたニクソン訪中を前にしたドラマだった。ニクソンは一九七二年二月二十一日に訪中して毛沢東と会う。

そしてアメリカは翌七三年三月三十日にベトナムから敗退。十一年にわたる長い戦争はここに終わりを告げる。中国の国際社会への復帰は、むしろこれから本番に入ってくる。田中角栄が中国を訪れるのもこの七二年九月、私の卒論のテーマは中国の国際社会復帰で完全に過去のものとなってしまった。

### 初めての松本合宿

私は昭和四十二（一九六七）年の春、講談社に入社する。

中嶋先生との長い間のおつきあいは、このあとむしろ深まることになる。そもそも、講談社の入社試験のときは大変な無理をお願い

してしまった。

ポート部の選手として世界選手権の予選の最中に入社試験の面接の通知が来た。戸田の合宿所から面接の日程変更を頼んでみたが、当然のことながら受け入れてはもらえない。

「ポートと一生を左右する入社試験と、どちらが大事かね」

講談社の人事担当者の返事は冷たかった。

そこで、当時講談社現代新書から『現代中国入門』を出した中嶋先生にお願いして推薦状を書いてもらい、改めて事前に人事担当者に会いにいった。人事担当者はその書状を見て、しばし考えこみ、「レイスは何時に終わるのかね」と聞く。「予選は午前中ですが、負ければ敗者復活戦があり午後三時までかかると思います」と答えると、「では、待ってあげるから大至急来て下さい」と折れてもらえた。

レイス当日、やはり予選で敗けて復活戦にも敗れた。三時にゼミの友人の宮川君にクルマで待機してもらい、戸田から講談社まで送ってもらった。面接室には三人の試験官が待っていてくれ、レイス結果から質問が始まった。

そうして首尾よく入社試験にもパスして入社できたわけだが、中嶋先生の紹介がなければ運命はまったく別の道を歩んでいたことであろう。

昭和四十二（一九六七）年夏、松本の望岳荘で二回目の夏合宿が行われ、私はOBとして参加した。新築されたばかりの望岳荘は木の香りが新鮮だった。外階段を上がって二階の広間には二十人ほどはいたと思う。この中央にらせん階段があり、屋根裏部屋の三階を

女子学生の寝室にした。

この合宿に童顔のわりにはよくしゃべる学生がいた。よく勉強して、四年生も舌をまくほど、国際政治についての論陣をはっていた。英米科一年の勝又美智雄君（現在日本経済新聞社）である。彼の友人で慶応大学の学生もひとりオプザーバーで参加していた。このとき慶応から二人の女子学生がやはりオプザーバーで参加していた。

平成二（一九九〇）年には話とはぶが、私が毎月私的な合会に顔を出すようになったとき、その会の常連に合宿当時の女子学生の一人がいて、お互いに驚いた。「世の中はせまいですね」と、二十年余りの歳月を想い起こした。

この合宿のときの案内文案のメモが私の手もとに残っている。中嶋先生の文字で松本市とその周辺の見どころがビッシリと書かれている。「先生って信濃自慢のかたまりのような人ですね」といままもヒヤカシの文句を使うのは、このメモを見るとよくわかる。その後、夏合宿が長野県内に決まることが多いが、そのルーツはここにあるといってもよい。おかげで私もすっかり信州びいきになってしまった。いいところを教えてもらって感謝している。先生の自慢もムベなるかなと思う。

『歴史と未来』の提案が先生から出されたのも、この合宿のときだった。せっかく卒業論文をまとめたのだから、もっと一般の目につれる形で残したらどうだろうか、というのが提案理由である。これを受けて、私と長谷川哲也君、学生で大島正君（当時中国科四年現在第一勸業銀行）、勝又君らが編集作業に入る。出来上がったの

は翌昭和四十三（一九六八）年七月であった。いまめぐってみると当時がよみがえる。

### 『歴史と未来』の理想と現実

『歴史と未来』は昭和四十三年に一号が出て今年平成三（一九九一）年に十八号を数えるまでになった。創刊号の中嶋先生の巻頭言を、いまもう一度読み返してみよう。

《現代世界の歴史的成熟とその逆流とが、日に日に目まぐるしい変動をもたらしつつあるなかで、私たちはたえず休息と静止への誘惑にかられる。だが、もしもひとたび知的怠惰に陥るならば、歴史の断層からはいあがるのに、私たちはまた、あまりにも大きな代償を支払わなければならない。現代人には、もはや、デューク・ド・ラ・ロシュフーコーの箴言を楽しむいとまさえないのであらうか。

『歴史と未来』というタイトルは、このような悲しい現実に対応してゆくムチとして考えだされたものではあるが、このタイトルはどう考えても荷が重い。むしろ遠からぬ将来での挫折を予見させるようなものである。だが、諸君、そのときは共に倒れようではないか。挫折と傷心とは、知的生産者にとって自己の存在証明なのであり、これに反し、官僚者もしくは官許知識人というものは、決して傷つかないものだ。』

この理想から出発していることを忘れてはならない。私たちが編集した創刊号はスタートから難問をかかえこむことに

なった。ひとつは資金をどうするか、もうひとつは、編集作業をどうするかということだ。資金面では中嶋先生のコネクションで出版社の援助広告をすこし入れたがこれで足りるはずがない。赤字分は中嶋先生にも負担していただいた。

編集面では未熟さが目立つ。誤字、脱字が多く、とても人様に買ってもらうようなシロモノではない。いまめくっている汗顔の至りであるが、理想に免じて許してもらおうしかない。

『歴史と未来』創刊号が出てから二号が出るまでには六年のブランクがある。この間の事情は中嶋先生の第二号の巻頭言に経緯がまとめられている。大学紛争の試練を受けたのだ。

《想えば、この六年間には、あまりにも多くのことがあった。六八年秋から翌六九年前半にかけては、大学紛争によって、大学の機能は麻痺し、私自身がこの大学の紛争の渦中に立ったこともあって、私の研究室も傷を負った。だが、幸いなことに、そのような渦中においても、私は自己の主張を貫くことができたし、私の研究室とともに学んだ学生諸君とのコミュニケーションも絶えることはなかった。もとよりコミュニケーションは決して合意を意味するものではないから、最終的にはそれぞれの人格において責任をとる以外にないが、ともかく大学紛争を通じて私自身も多くのことを発見し、学生諸君も多くのことを学んだであらう。》

大学紛争は、『歴史と未来』創刊号を出した直後に起こった。日本全国から吹き荒れた現象が外語大の中にも及んだものだった。(この間の経緯は『歴史と未来』六号、勝又美智雄君の論文に詳しい。

一〇四ページ〜一〇九ページ)

《パリケード封鎖中、全共闘に私物化された研究室の中でも、中嶋研究室の荒らされ様は特にひどく、貴重な本が何十冊と紛失(のち何冊かは神田の古本屋で発見された)したりと、故意か過失か、本棚がひっくり返されて床に散乱した本や資料類のあちこちが燃えて黒焦げになっていた。保管してあった『歴史と未来』約百冊もほとんど焦げたうえ、大量に水をかけた跡があり、反故同然になっていた。本誌を支えた理想主義が挫折したことを象徴するように――)。(前掲、勝又論文)

中嶋先生は大学改革委員の一人として全共闘と対決する姿勢をみせたことから、過激な行動をとる学生たちから、こんな理不尽な仕打ちをうけたものだった。この直後に中嶋先生は学生に向かつて、次のような異例のピラを作って配っている。

《学生諸君へ

諸君も見ればわかるように、私の研究室は、大学を封鎖・占拠した学生によって図書・研究資料・備品が散乱しつくされ、放水・放火の跡も見られる。このような事態によって講義や研究のための資料・図書も使用できず、教育的責任をはたすことが不可能になっている。

そもそも、こうした行為は、諸君の主張する「自己改革」とか「体制変革」の論理とどのような関わりをもつのであろうか。

私は、このような行為をなした一部の学生諸君に強く抗議し、同時に、全学生諸君もこの問題の責任から逃れられるものではないと考えるので、たとえ授業が再開されても、卒論ゼミをのぞく本年度の講義(歴史学、世界史、世界史演習、現代中国論)を一

切おこなわない。従って単位を認定しないので、あらかじめ承知しておいてほしい。

ただし、学生諸君が左の問題点を私にも納得できる思考体系で揭示するか、その行為を自己批判して損害を保障するかした場合に、いつでも講義を再開する用意がある。

一九六九年四月一〇日

東京外国語大学講師（外国語学部）

中嶋 嶺 雄

この年の秋から中嶋先生は外務省の派遣する研究者留学のため香港に一年半滞在することになる。ゼミが再開されたのは昭和四十六（一九七一）年春からだった。

しかし、中嶋先生の苦惱は一段と増すばかりだったようだ。

《最近私は、学生諸君と接して驚くこと、衝撃を受けることがいくつもあった。その多くは、いわば人生観、社会観、学問観に關することであつて、いわば価値感の問題に歸するものであつたが、この点でのジェネレーション・ギャップはもはや蔽いがたいものであるような気がする。私自身、まだ若いつもりであるので、なにも年長者ぶつて自己の世代の価値意識を特權的なメダルのようにぶらさげて歩くつもりはないが、それにしてもこのギャップは大きすぎる。若い諸君が、今日の立脚点をどのように煮つめてゆくのか、私は大いに関心を抱いている》（『歴史と未来』第二号 巻頭言）

香港から歸られた中嶋先生は研究活動を精力的に展開される一方、マスコミや論壇でも中国問題の分析、解説、評論と脚光をあび始め

た。『歴史と未来』の六年間のブランクの期間は、中嶋先生にとっても苦惱しながらも次なるステップへの過渡期だったろう。

### 「ゼミの会」の発足

私たちOBにとって、少しでも学問の風にあたりたい気持ちは絶えず持っている。時間とチャンスさえあれば知的の好奇心を満たす刺激にひたるのはうれしいことだ。

中嶋ゼミのOBとして、卒業しても夏合宿や卒論発表合宿のたびに参加を呼びかけられるのは大変貴重な体験をもてるチャンスを与えられることになる。私は努めて参加することになっている。

昭和五十（一九七五）年に中嶋ゼミの会をスタートさせることになった。OBと学生のパイプを細くてもいいから、長く続けようという意図からである。

活動を続ける組織体にはおカネがかかる。『歴史と未来』の発行は、創刊号から六年のブランクをおいた二号の場合でも金銭的な問題はまったく展望がなかった。六年のブランクの最大の要因は、実は資金難といつてもよかつた。私たちOBが何とか助けてあげる組織ができれば長つづきするかもしれない。

私がクラブでボートを四年間漕げた背景には、「東京外語艇友会」という伝統的なOB会が毎年たくさんのおカネを集めてくれたことがある。中嶋ゼミの金銭問題もこの方式がとれないだろうか。いつの合宿かは明確な記憶はないが、私はこの話を紹介して中嶋ゼミにもOB組織を作つてはどうかと提案した。

これに何度かの検討が加えられて「中嶋ゼミの会」として実を結ぶことになった。

昭和五十年十月一日に会則ができて会はスタートし、その後二度の会則改定を経て現在に至っている。

この会のユニークな点は会費のシステムだろう。年会費はどここの会でもあるだろうが、終身会員は一括七万円を納めると、終身会費を納める必要がないという点だ。執筆者負担というの他にも例がないだろう。『歴史と未来』に執筆する人は一口五千円の掲載料を納めなければならぬとした点だ。よく、売れない文学同人誌にあるスタイルだ。

こうしてゼミの会が形を整えるに従って『歴史と未来』も、ほぼ毎年発行できるようになった。卒業生の数は二十五年間でざっと二百人にのぼるといふ。全員が均等に納めるとすれば、毎年百万円は集まる計算になる。

しかし、実際には滞納が多くなりがちで、スムーズに会費が集まっていないのが実情だと聞いている。会の最も円滑な運営は資金的な裏づけがしっかりしていることが大きな要因となる。学生たちが頭を痛めないよう、また中嶋先生にご迷惑をかけぬよう、OB諸兄の自覚を高めることが肝要だろう。

理想的には、講演会や学術的なセミナー等もゼミの会の資金ですべてまかなえるような状態が望ましいと私は考えている。

会員相互のパイプは丁寧な連絡網である。ニューズレターの中身を魅力あるものに工夫することも一つの方法だろう。消息の欄は細大もらさず読まれていることを、編集担当者は意識すべきだろう。

### 『歴史と未来』を知的刺激の場に

中嶋ゼミ二十五年ということとは、私の社会人生活も二十五年めというわけである。

中嶋先生にはずっと公私にわたるお世話のかけどうしで、人生の節目節目で相談相手になっていただいている。就職の経緯は先に記したが、その後も同様の関係は続いている。

香港に留学された一年半の間（一九六八年秋～一九六九年前半）は埼玉県の上福岡の公団住宅の留守宅に、帰国されるまで住まわせてもらった。仲人もお願いした。私以外にもゼミの会の会員で仲人をお願いしたOB・OGの数は十四～五人にのぼるのではなからうか。最近では娘の留学前に貴重なアドバイスをいただいた。

大学の教師と学生、OBの関係で、いまだきこんなホットな触れあいを持続しているゼミは、そんなに多くないのではなからうか。中嶋ゼミの会のOBのひとりとして、こんな関係で人間的な成長をとげていることに誇りと喜びを感じている。

『歴史と未来』の創刊号の巻頭言にある中嶋先生の理想は、いま読んで古さを感じさせない響きがある。とくに、目まぐるしく変動する歴史の流れを捉えるには「知的怠惰」に陥らない心構えが必要なることを教えられる。『歴史と未来』は小さいながら、そんなメディアとして、ゼミの会の会員たちの知的刺激の場となることが、先生の理想に近づくことにはなるのではないだろうか。

（はり・のりあき 中国科昭和四二年卒）

## 研究室だより

天安門事件、東西ドイツの統一、米ソ冷戦の終結、湾岸戦争……など話題にはことかない最近の国際情勢ではありますが、八月十九日のソ連のクーデタ発生によって導かれた共産党解体という事態は最も衝撃的な出来事だったのでないでしょうか。

今や世界の関心は、中国・北朝鮮・ベトナム・キューバなど社会主義を堅持している国がこの先どうなるのかということに寄せられています。まさに中嶋先生の活躍のしどころで研究室の席のあたたまる暇もない程、東奔西走していらっしやいますが、ここに中嶋先生の活躍の一端をご紹介します。

春休みには中嶋先生が監訳を担当していらっしやいます。エズラ・ヴォーゲル氏の大著「ONE STEP AHEAD IN CHINA」(Harvard University Press)の現地調査を目的として中華人民共和国の沿海地区を訪問。四月にはベレストロイカを立て役者であるゴルバチョフ大統領の訪日に際し、原学長らとともに六大学共催講演会へ、五月にはアメリカ

のハーバード大学において米国学芸・科学アカデミー主催の「工業化する東アジアの活力と儒教的次元」と題する国際会議へそれぞれ出席。九月には平成元年より実施しております日台間の知的交流を目的とする「アジア・オープン・フォーラム」(台北にて開催)に日本側世話人代表として参加されました。本フォーラムにおいて、世話人代表としての中嶋先生のご苦勞・ご心痛も並み大抵ではないものと想像致しますが、今回は三回目ということでマスコミ各社よりの反響も過去最高のものとなり、NHK衛星第一放送「ワールドニュース世界を読む」では特集としてとりあげられました。

学内では数多くのゼミ生や留学生への指導のほか、海外事情研究所長および大学院地域の研究科長としてもお忙しい毎日を送っていらっしやいます。また来年度より中嶋先生が数年間にわたって努力された念願の博士課程が開設されることになり、『日本経済新聞』(一九九一・九・二一夕刊)に大きく紹介されました。

なお、先にふれました、エズラ・ヴォーゲル氏の名著は中嶋ゼミOBの方々の御協力で

『中国の実験——改革下の広東』と題して日本経済新聞社より出版されましたが、発刊一週間後にはベストセラーにも名を連ねるものとなりました。また、先生は近く、『歴史と未来』の表紙を飾った絵入りのエッセイ集『リヴォフのオペラ座』を文藝春秋社から刊行されることになっていきますので、併せて御一読下さい。

さて、研究室往來と致しまして、昨年十月より客員教授として滞在していらっしやいましたケンブリッジ大学のオノン・ウルグング先生が一年の滞在期間を終えて無事イギリスに帰国されました。この場をお借りして、いろいろと指導をいただきましたことを、御礼申しあげます。

最後になりましたが、三年間教務補佐を務めていただきました小澤真澄さんは、四月より日本語教師としての勉強を始められたそうです。本당にご苦勞さまでした。後任として四月より金子綾乃が務めさせていただくことになりました。皆様のご指導・ご鞭撻の程よろしく願ひいたします。(金子)

## 「中嶋ゼミの会」のページ

例年通り、本年度ゼミ活動についてお知らせ致します。

＊春合宿（三月十六日、十七日）

八王子の大学ゼミナーハウスで、「ゼミの会」総会、卒論・修論発表、『歴史と未来』の合評会が行われました。さらにOBの浜本良一氏（五一年C科卒・読売新聞社）に、記者としての体験談をお聞かせ頂きました。

＊第三十六回コロキアム（六月十五日）

「東アジアの活力——香港・広東と台湾・福建」のテーマで、堀俊雄氏（五一年C科卒・東京銀行）と澤田ゆかり氏（六十年地域研究科科卒・アジア経済研究所）の報告を頂きました。

＊夏合宿（七月十三日～十五日）

昨年に続いて乗鞍高原温泉牡丹屋旅館で、「エスニシティー」をテーマに行われました。天候にも比較的恵まれ、セッションの他にも

レクリエーション等多岐にわたって盛り上がりました。

今年の中嶋ゼミ二十五周年記念行事が行われます。そのため「ゼミの会」の名簿の内容の充実と会費支払状況の把握が叫ばれ、担当の小林・来田が精力的に活躍しました。本誌（第十七号）の販売も四月、五月にかけては中嶋先生の講義の時間にも行いました。三年生の中には、本誌の購読がきっかけでゼミに加わった者も居りますので、将来のゼミ生との出会いがあったかもしれません。本誌（第十八号）の編集作業も、発行日が三ヶ月繰り上がったため、四月当初から坂井は忙しそうにしていました。そのためか研究室は活気があるというべきか、元気が良すぎるというべきかといった状況となり、先生から御忠告を頂いたりもしました。元気が良いといえ、今年の三年生はとくに幹事の岡崎をはじめとして活発な者が多く、私自身それによって勇気づけられたこともありました。

二十五周年記念パーティー御案内の発送の折りには、会員の皆さんの異動の激しさに驚

くと共に、それだけにこういう場を設けることとは意味があると感じた次第です。

八王子ゼミナーハウスでの記念植樹は三月に行われますが、木の成長と共に「ゼミの会」が発展していくことを希望してやみません。

なお会員の異動については、随時ニューズレターでお知らせしていますので、その際には早急に「ゼミの会」までお知らせ下さい。（関戸）

「中嶋ゼミの会」九一年度役員のご紹介

代表幹事 関戸 克徳（F科四年）

OB幹事 渋谷 司（関東学院大学講師）

松本 修（防衛庁）

幹事 青木 裕子（F科四年）

計 来田あづさ（C科四年）

『歴史と未来』

編集長 坂井 一成（F科四年）

副編集長 正鉢 朝香（F科四年）

佐藤 章子（F科四年）

## 編集後記

★二十五周年記念パーティーに合わせて『歴史と未来』第十八号を発刊できて、ほっとしています。この編集作業を通じて、林先生のインタヴューに伺うなど、貴重な体験がもてたと思います。

原稿・広告を寄せて頂いたみなさんと、適宜ご指導下さった中嶋先生に感謝し、『歴史と未来』がますます『歴史』を重ね、『未来』に続くことを祈っています。(正鉢)

★中嶋ゼミが今年で二十五周年を迎え、ゼミの誇りであり伝統である『歴史と未来』も第十八号刊行となり、ゼミの歴史の重みを改めて感じております。例年はない編集長の迅速かつ周到な段取りの下で、私がこの『歴史と未来』のお手伝いを少しでもできたことを大変嬉しく思っております。お忙しい中、原稿依頼を快くお受け下さっただけでなく、様々なアドバイスをして下さった諸先輩方に深く感謝いたします。(佐藤)

★周知のように、今年八月にソ連に政変が起きました。特集を「ヨーロッパを検証する」として寄稿して頂き、どれも素晴らしい論文ですが、そのクォリティーによって大振動

を受けたソ連のパートを執筆して下さった名越氏には、遠くモスクワで加筆・補正を九月に入ってからして頂きました。また、巻頭論文を執筆して頂いた渡辺氏にも、大幅な書き直しをして頂きました。そういった意味も含めて、今回の『歴史と未来』の「特集」は、非常に歴史的考察に富んでいる反面、アクチュアルな、且つグローバルな視点を豊富に織り込んでおり、大いに知的価値のあるものになったと自負しております。

また、林健太郎先生の「特別インタヴュー」は、西洋史研究ということもあり、「特集」とは有機的なリンクが認められると思います。このように本当にいろいろな側面からヨーロッパを垣間見ることができたのではないかと思います。幾つもの部分が、全面的にはないとしても、何らかの接点を持って一冊の書物の中にまとめることが出来たという点は、編集長としては本当に嬉しいかぎりです。

一方、アジア地域に関しては、大原・瀬尾両氏の中国を対象とした卒論ダイジェスト、さらに今年六月のロキアムでのご報告を堀俊雄氏に論文としてまとめて頂きました。いずれも中身の濃い力作ですので是非一読下さい。

盛り沢山の月号で、紙面の都合上すべてを

ここではご紹介出来ませんが、名木山論文は「地域研究」を音楽とのリンクから論じている興味深いものであり、『古典再読』と冠した中本論文は、氏の修論からのものですが、国際関係論の始祖ともいえるE・H・カーの思想を明快に論じています。そして、月号は中嶋ゼミ二十五周年記念ということもあり、是非ゼミ創設当初の模様を今に伝えて頂きたいという趣旨で、ゼミ第一期生でいらっしゃる堀憲昭氏に執筆頂きました。

ともかくにも本誌刊行までには大変多くの方々にお世話になりました。私どもの趣旨にご賛同下さり、快くインタヴューに応じて下さった林健太郎先生、国内外にお忙しい中でも適宜ご指導頂いた中嶋先生、米國留学を目前に控えつつも献身的に協力して下さいました中本先輩、随時私をサポートしてくれました正鉢・佐藤の両副編集長、そして例年はないあわただしさの中で我々を指導して下さいました東洋出版印刷の藤井様。これらの方々には記して心からの謝意を述べさせていただきます。末筆ながら、広告という形で貴重なご援助を頂きました。日本経済新聞社、大修館書店、霞山会、PHP研究所の各社に深く感謝いたします。(坂井)

『歴史と未来』第18号 特別頒価 700円

---

発行日 1991年12月11日

編集発行人 坂井一成

発行所 東京外国語大学中嶋嶺雄研究室  
東京都北区西ヶ原4-51-21  
電話 (3917) 6111 ex. 322

印刷所 東洋出版印刷株式会社  
東京都文京区小石川2-17-3  
電話 (3813) 7311 (代表)

---

© 禁無断転載 © 1991

# 霞山会の刊行物

アジアマンスリー **東亜** 1991年12月号

〔講演記録〕 中ソ社会主義態勢の変動とアジアの将来 中嶋 嶺雄

【中国の動向】 1991年10月 小島 朋之

報告・国連加盟後の朝鮮半島 伊豆見 元

遺稿 中国美術の伝統を語る 須磨弥吉郎

朝鮮半島の統一と日米の対応 (下) マーク・フィッツパトリック

好評連載 〔中国現代史の証言〕〔上海ればーと〕〔中文新詞漫筆〕

A 5判 100頁 定価 400円 年間予約 4,800円

## WHO'S WHO IN CHINA

### 現代中国人名辞典 1991年版

画期的な改訂を加えたコンピューター化出版第1版

2万人を越える膨大なパーソナル・データ

流動する中国の人事動向を正確にフォロー

日本にただひとつのが現代中国 WHO'S WHO

大学・図書館・研究所・商社・官庁必携の書

A 5判 美装箱入 本文2,000頁 索引・付録 定価 42,000円

## 東亜同文会史

戦前、上海の東亜同文書院大学の創立をはじめ、教育事業、調査、出版事業に活躍した、東亜同文会の活動全史。

〈内容〉 東亜同文会本史 第一章東亜同文会設立の療史的背景と先覚者たちの活躍 第二章東亜同文会 資料編○復令書(荒尾精)○対清意見(荒尾精)○同人種同盟、附支那問題研究の必要(近衛篤麿)○東亜に於ける日支両国の関係を論ず(孫文) 活動編○東亜同文会主意書・規則○内藤虎次郎氏の東亜時論編輯監督就任、外

B 5判 730頁 定価 20,600円

## 東亜同文会 機関誌 総目次

〈雑誌〉 東亜時論(明治31年~32年) / 東亜同文会報告(明治33年~43年) / 支那調査報告(明治43年~45年) / 支那(明治45年~昭和20年)

〈図書〉 支那省別全誌 / 支那経済全書

A 5判 美装箱入 700頁 定価 10,300円

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ その他の刊行物 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

現代中国人名辞典1986年版(30,900円)、七〇年代 政変期の中国(1,339円)、中国近代化の史的展望(1,545円)、中国伝統社会と毛沢東革命(721円)、現代中国と歴史像(1,236円)、現代中国用語辞典(1,236円)、中国近代化の諸問題(1,236円)、太平洋共同体論(1,236円)、中国とソ連の比較(515円)、儒教の変遷と現況(515円)、朝鮮の鼓動(927円)、日中関係基本資料集(絶版)ほか。

発行所 財団法人 霞山会

東京都千代田区霞が関3-2-4 (〒100)

電話 03(3581)0401 振替 東京2-13698

●アジア再発見！

新刊 儒教ルネッサンスを考える

溝口雄三・中嶋嶺雄 編著

●四六判・上製・224頁 定価1,700円(税込)

●地域研究の基本図書！

地域研究の現在 既成の学問  
への挑戦

中嶋嶺雄／チャルマーズ・ジョンソン 編著

●四六判・上製・400頁 定価2,266円(税込)

●激動のヨーロッパの原点を見据える！

ヴォルテール回想録

福鎌忠恕 訳

●四六判・上製・312頁 定価1,850円(税込)

●東アジアの将来を予言する！

アジア文化圏の時代

レオン・ヴァンデルメールシュ 著 福鎌忠恕 訳

●四六判・上製・300頁 定価1,854円(税込)

●漢字論の名著！

漢字民族の決断 漢字の未来に  
向けて

橋本萬太郎・鈴木孝夫・山田尚勇 編著

●四六判・上製・500頁 定価2,575円(税込)

月刊 しにか

A5判・約130頁  
定価680円(税込)

月刊 言語

A5判・約140頁  
定価720円(税込)

大修館書店

●図書目録呈

〒101 東京都千代田区神田錦町3の24 ☎03-3294-2221

中国はもう

後戻りできない!

「広東」の変貌の姿にこそ、  
中国の21世紀が映っている。

# 中国の 実験の 改革化 の広東

E・F・ヴォーゲル著

中嶋嶺雄監訳

「先走一步」——現代化を模索する中国で常に一步先を歩んできた広東は、香港、台湾経済の強い影響下で改革・開放のモデルとなっている。十年に亘り現地調査を重ねた成果を踏まえ、中国における改革の実態を、歴史的経緯を押しえつつ重層的に描く。定価2,900円(税込)千310



日本経済新聞社

〒100-66東京都千代田区大手町1-9-5振替・東京3-555 TEL 03-5255-2180

社会主義の行方・資本主義の選択

# 歴史が求めている ものは何か

90年代の国際関係を読む

中嶋嶺雄

定価一、三〇〇円

社会主義崩壊の過程を、苦悩する各国の内面にまで踏み込んで描写し、歴史の要求と、真実と、そしてこれからの国際社会の行方を精緻に分析した力作評論!

PHPブライテスト既刊

大指導者、無用の時代

会田雄次著

定価一、三〇〇円

体験的「日本改革」論

加藤 寛著

定価一、三〇〇円

独創教育が日本を救う

西澤潤一著

定価一、三〇〇円

経済は権力に勝つ

日下公人著

定価一、三〇〇円

秩序変革期の日本の選択

五百旗頭真著

定価一、四五〇円

PHP研究所

〒102 東京都千代田区三番町3番地10